

第5章

復旧・復興への支援

第5章

復旧・復興への支援

1 人的措置

1— 組織改正

震災復旧・復興事業を迅速かつ円滑に推進させるために、組織体制については事務・事業の進捗状況に応じて、機動的に対応できる動態的組織を中心に整備を図ってきた。平成7年1月17日からの震災関係の臨時組織等の推移は、別表のとおりである。

表5-1-1 震災関係の主な臨時組織等

図5-1-1 西宮市組織図（震災前・震災後）

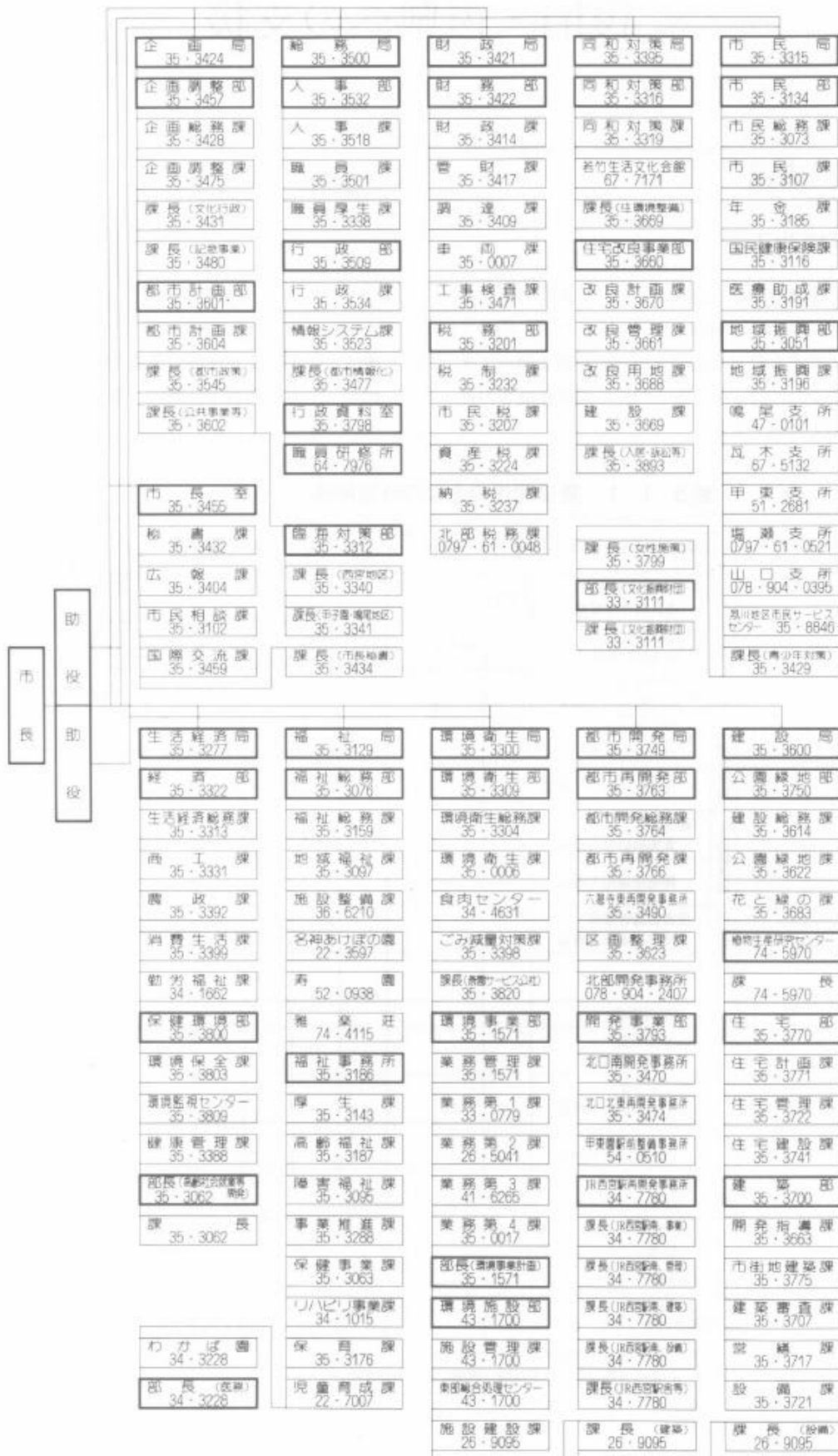
表5-1-1 震災関係の主な臨時組織等

臨時組織等の名称	組織の変遷(ポスト数)								計
	1.17	2.1	2.6	2.7	4.1	7.1	7.10	10.1	
災害対策本部 (市長以下全局長)	(22人)								
震災復興本部 (中央病院長除く)		(21人)							
企画局 (臨海対策部) 臨海整備担当課長							1		1
同和対策局 (住環境整備部) 住環境整備課					1				1
					1				1
生活経済局 (経済部) 食糧供給担当課長						1		-1	0
						1			1
福祉局 災害援護管理室 災害援護担当課長							1		1
							2		2
技監						1			1
(局再編成)									
都市復興局 (都市復興部) 用地担当課長								2	2
							1		1
建設局 (建築部) 建築審査担当課長				1				1	1
				1			1		2
土木局 (道路部) 道路用地担当課長			1						1
			4		1			-1	4
							2		2
組織数の増(ポスト数)			5	2	5	1	6	4	23

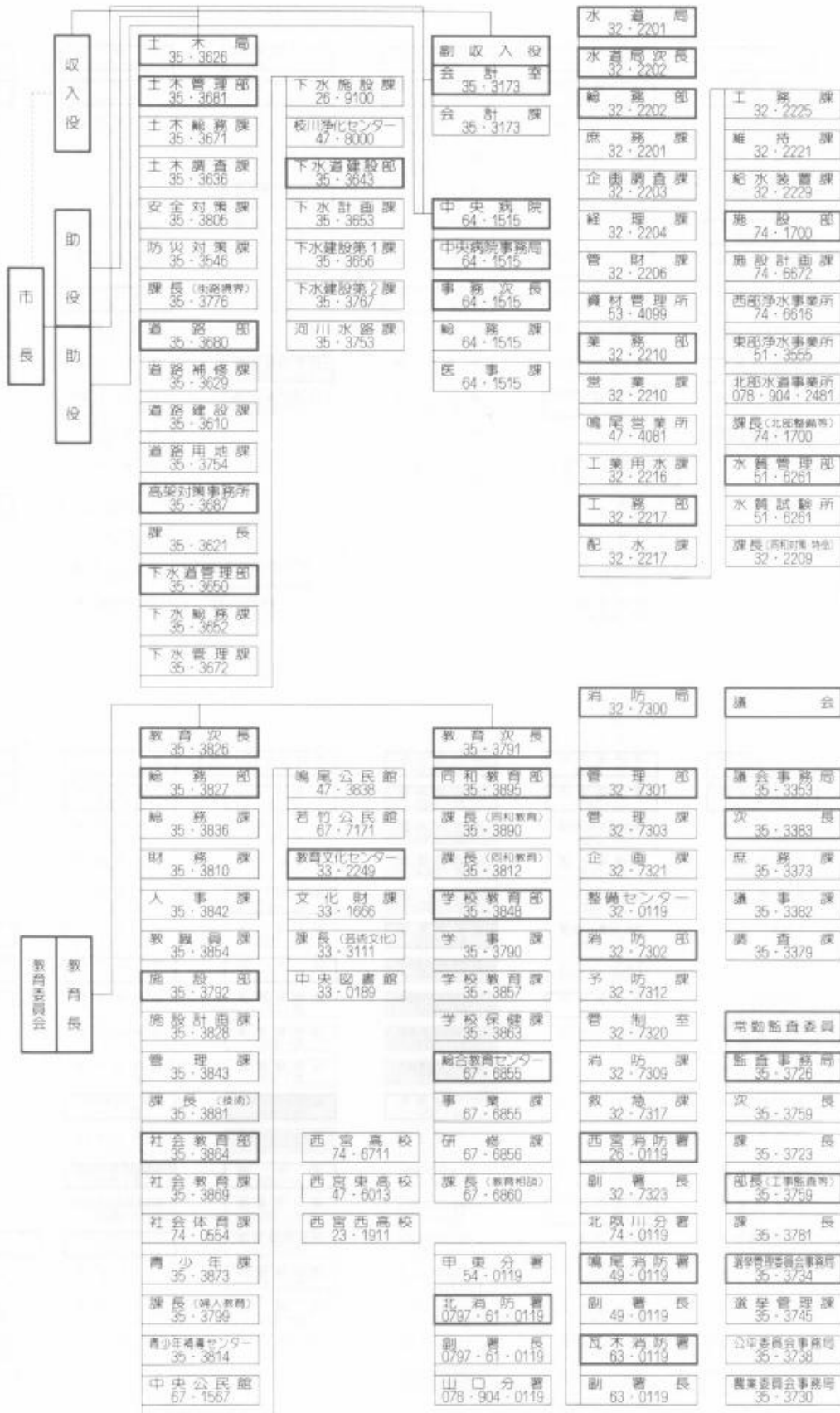
(注) 1. 震災関係の臨時組織のうち課長級以上
2. 都市復興局については局の再編に伴うものを除く

図 5-1-1 西宮市組織図 (震災前・震災後)

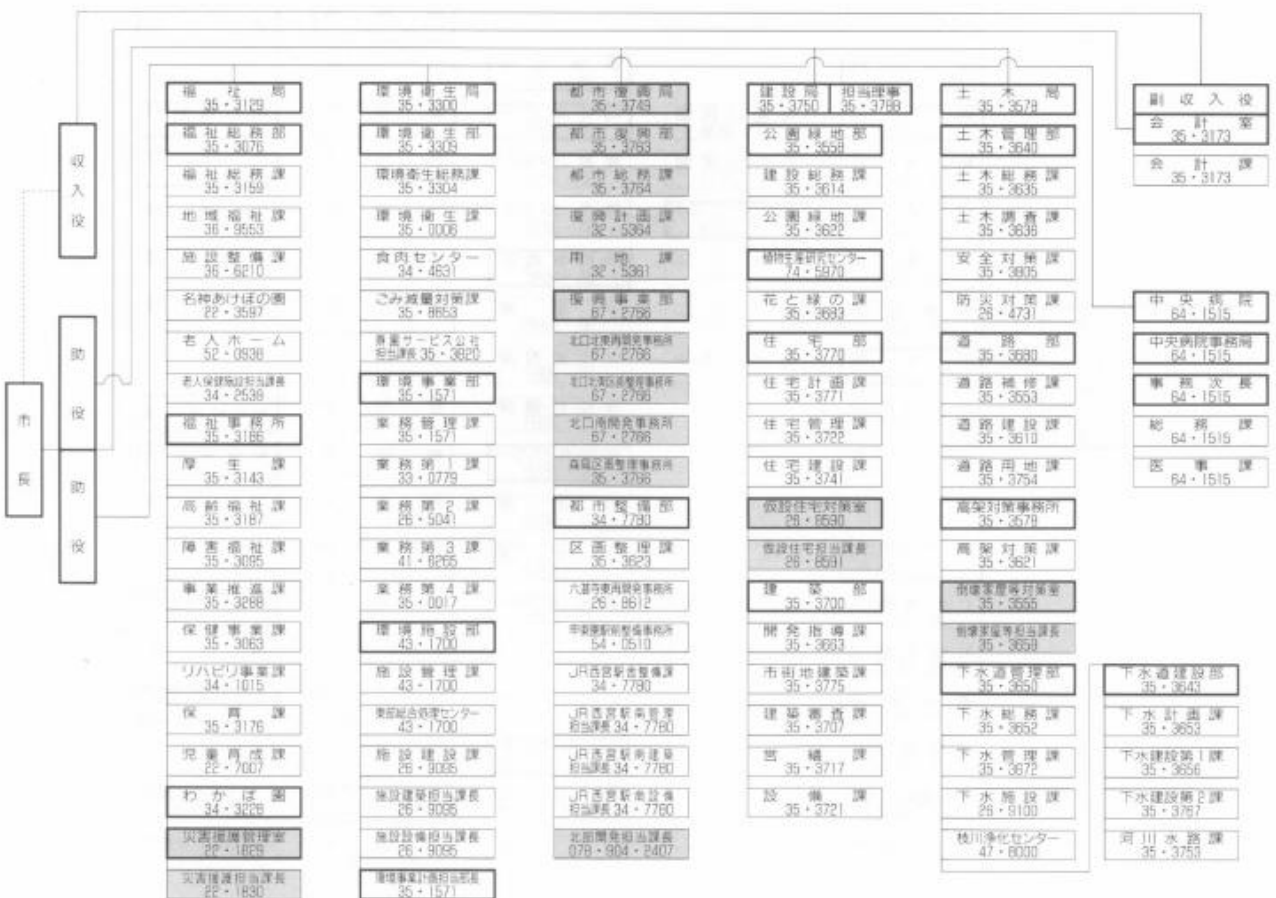
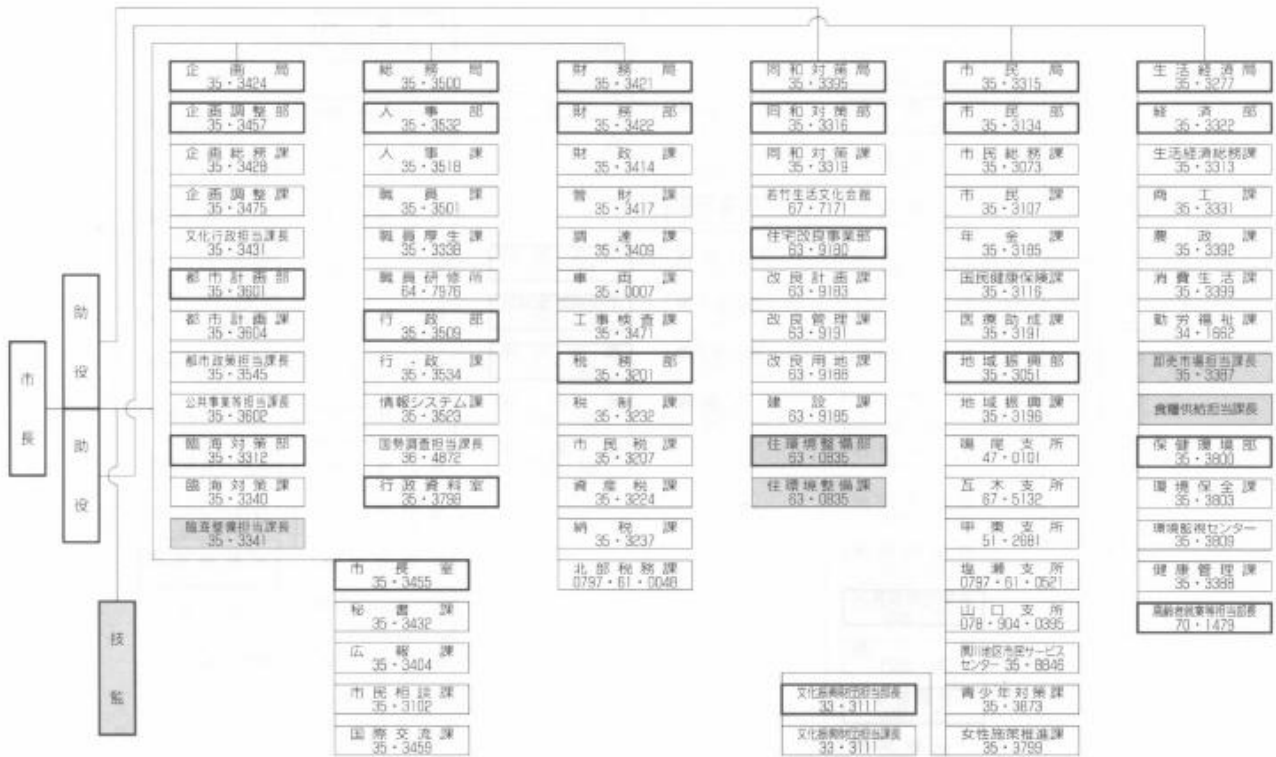
西宮市組織図 1 (平成 6 年 4 月 1 日現在)



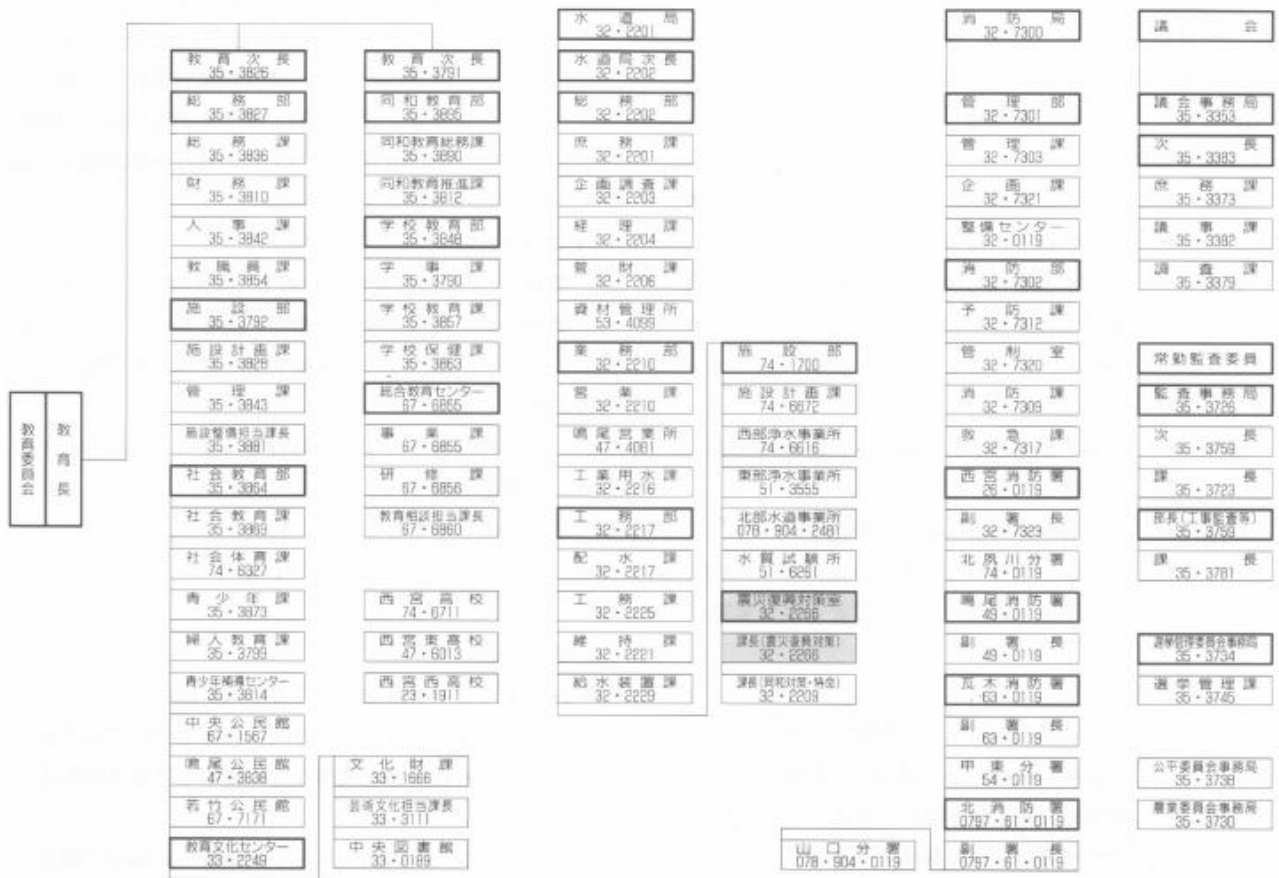
西宮市組織図 2 (平成6年4月1日現在)



西宮市組織図 1 (平成 7 年 8 月 1 日現在)



西宮市組織図 2 (平成7年8月1日現在)



2 — プロジェクト・チーム

被災者に対する救援・援護等の緊急を要する課題を迅速かつ円滑に推進するとともに事務・事業の進捗に伴い

生ずる多様なニーズに即応するため、プロジェクト・チームの活用を図ってきた。震災後のプロジェクト・チームの設置状況は、別表のとおりである。

表 5-1-2 震災関係のプロジェクト・チーム

プロジェクト・チーム名	設置期間	設置目的	チーム人数(人)
市街地復興室	平成7年2月6日～3月31日	阪神・淡路大震災からの復興(市街地の面整備)事業に係る計画策定、用地取得等の円滑な執行	27
災害援護資金貸付等対策室	平成7年3月1日～5月31日	阪神・淡路大震災に関して、福祉局における災害援護資金の貸付及び災害相慰金の支給の事務処理の円滑な実施	14
第二次義援金等交付対策室	平成7年4月24日～6月30日	兵庫県南部地震災害義援金募集委員会が、平成7年5月17日から第二次配分の支給事務を開始する方針を決定。これに伴い、福祉局において処理する第二次義援金等の交付に関する事務処理の円滑な実施	延12
宅地防災等対策プロジェクト・チーム	平成7年5月1日～平成8年3月31日	阪神・淡路大震災による二次的な土砂災害等に関する警戒避難体制の整備を円滑に進めるため	21
災害援護管理室	平成7年5月15日～7月9日	阪神・淡路大震災に伴う家屋被害状況調査、義援金交付及び援護資金貸付等について、関係する各部局及び機関等との総合的な調整を図るとともに、今後の事務処理の円滑な推進を図るため	延40
住宅助成義援金交付等対策室	平成7年7月10日～	兵庫県南部地震災害義援金募集委員会の義援金交付方針に基づき、福祉局において処理する住宅助成義援金の交付等に関する事務処理の円滑な実施のため (追加) 災害援護資金の貸付けに関すること	延60 (災害援護管理室メンバーより一部継続)
	平成7年10月2日～11月30日 (変更設置)		延28
家屋調査実施プロジェクト・チーム	平成7年10月2日～平成8年2月29日	阪神・淡路大震災からの復興に伴い予測される平成7年度以降の新・増築家屋の大幅な増加に対応し、家屋調査及び評価事務を円滑に実施するため	29

3— 人事配置

1月17日の地震発生以降、復旧・復興事業を迅速かつ円滑に推進させるため、各職場の業務状況の変化等に適切に対応した人事異動を実施した。

● 2月6日付

総数 … 10人（局長級1、部長級2、課長級4、課長補佐級1、係長級2）

概要 … 倒壊家屋等の処理を行うため土木局に倒壊家屋等対策室を設置したことにとまない実施した。

● 2月7日付

総数 … 6人（部長級1、課長級1、課長補佐級2、係長級2）

概要 … 被災者向け応急仮設住宅の建設計画等の立案および管理等を行うため建設局に仮設住宅対策室を設置したことにとまない実施した。

● 4月1日付

総数 … 314人（局長級5、部長級20、課長級41、課長補佐級49、係長級83、一般職116）

概要 … 定期的異動を最小限にとどめ、震災復旧・復興事業の執行体制確立を最優先に実施したもので、被災市街地の面整備の推進を図るため都市開発局を都市復興局に再編するとともに同和対策局に住環境整備部を設置した。さらに、仮設住宅対策室や倒壊家屋等対策室など震災対策関連部門について効率的、効果的な復旧・復興事業が行われるよう体制の強化・整備を図った。

● 7月10日付

総数 … 57人（局長級1、部長級4、課長級6、課長補佐級11、係長級27、一般職8）

概要 … 震災復旧・復興あるいは救援に係る事務事業の増大など、4月以降の各職場の状況の変化に適切に対応していくため震災対策関連部門を中心に実施したものであり、被災市街地の面整備に係る用地買収部門などの体制充実を図るとともに災害援護業務の一元化を図るため災害援護管理室などを設置した。

● 10月1日付

総数 … 140人（局長級4、部長級3、課長級20、課長補佐級24、係長級36、一般職53）

概要 … 震災復旧・復興事業を本格的に推進するた

め、4月の定期異動時に延期した局長級職員の異動をスタッフ部門を中心に実施するとともに、用地買収部門・建築審査部門・墓地復旧部門に課長級職員を新たに配置するなど震災復旧・復興業務を円滑かつ積極的に推進していくため執行体制の強化を図った。

● 11月1日付

総数 … 5人（課長補佐級2、係長級2、一般職1）

概要 … 被災市街地の道路・面整備に係る用地買収部門などの体制充実を図るため実施した。

その他

行財政改善担当部局の設置等により、以下のとおり異動を実施した。

平成8年1月1日付 18人

2月1日付 1人

3月1日付 3人

○新入職員

●採用予定者（事務職）のうち8人が臨時職員として2月22日から3月31日までの間、義援金受付業務や家屋被害状況調査の整理業務などに従事し貴重な経験をした。

中には震災のニュースを卒業旅行中の海外で聞き、急遽帰国しボランティアとして駆けつけた者もいて、職員を感激させた。

● 4月1日付採用

事務職 13人（大卒…10、短大卒…1、高卒…1、身体障害者…1）

保母職 3人

労務職 13人（衛生作業員…5、用務員…3、祭司員…2、調理員…1、ホーム寮母…1、看護補助員…1）

医療職 10人（医師…2、助産婦…3、看護婦…4、理学療法士…1）

4— 派遣職員の受入

①各地方自治体からの長期派遣

震災復旧・復興事業を継続的に推進させるため、重点的な職員配置や職員の増強措置等を講じてきたところであるが、専門的知識・経験を有する職員、特に技術系職員の不足が避けられないため、国・県を通じ全国の地方自治体に対し職員の派遣要請を行った。この結果、平成7年4月より18団体から22人（延32人）の職員が派遣されることとなった。この22人の内訳は、土木職10人、建

築職12人で、主として土地区画整理事業・市街地再開発事業（2人）、道路・橋梁災害復旧事業（8人）、災害公営住宅建設事業（3人）、建築確認審査業務（3人）等に従事している。

表5-1-3 平成7年度自治体派遣受入れ職員

団体名	氏名	派遣期間	所属
京都市	福井博茂	H7.4.1~8.3.31	北口南開発事務所
京都市	乾正明	H7.4.1~8.3.31	森具区画整理事務所
大阪府	生駒康宏	H7.4.1~8.3.31	住宅建設課
大阪府	高木国彦	H7.4.1~8.3.31	住宅建設課
奈良県	中川誠	H7.4.1~7.6.30	住宅建設課
奈良県	堂崎浩平	H7.7.1~7.9.30	住宅建設課
奈良県	田中賢一	H7.10.1~7.12.31	営繕課
奈良県	上田眞一	H8.1.1~8.3.31	営繕課
奈良市	郡秀和	H7.4.1~7.7.31	住宅建設課
橿原市	米村博昭	H7.8.1~7.11.30	住宅建設課
生駒市	福垣雅人	H7.12.1~8.3.31	住宅建設課
奈良県	西本聡	H7.4.1~7.8.31	営繕課
奈良県	宮川明史	H7.9.1~8.3.31	開発指導課
宮崎市	片伯部敦	H7.4.1~8.3.31	開発指導課
大津市	山本幸司	H7.4.1~7.5.31	市街地建築課
彦根市	鈴木康浩	H7.8.1~7.11.30	市街地建築課
草津市	前川直成	H7.12.1~8.3.31	市街地建築課
新潟市	大屋均	H7.4.1~8.3.31	建築審査課
高知市	角西尚	H7.4.1~8.3.31	建築審査課
八尾市	稲葉守弘	H7.4.1~7.9.30	営繕課
八尾市	新田俊明	H7.10.1~8.3.31	建築審査課
姫路市	原章一	H7.4.1~8.3.31	営繕課
高槻市	矢野義彦	H7.4.1~8.3.31	営繕課
大阪府	清田雅嗣	H7.4.1~8.3.31	道路補修課
三重県	笹尾紀仁	H7.4.1~8.3.31	道路補修課
滋賀県	外村剛	H7.4.1~8.3.31	道路補修課
和歌山県	永井敬人	H7.4.1~7.9.30	道路補修課
和歌山県	中村哲也	H7.10.1~8.3.31	道路補修課
香川県	納田陽介	H7.4.1~8.3.31	道路補修課
京都府	羽倉生雄	H7.4.1~8.3.31	道路建設課
徳島県	福田高志	H7.4.1~8.3.31	道路建設課
枚方市	小幡正明	H7.4.1~8.3.31	道路建設課

②技監ポストの新設

震災により大きな被害を受けた本市市街地の面整備等を迅速かつ円滑に実施するため、豊富な知識と経験を有する国の職員を招聘し、復興計画の策定や実施等について適切な指導・助言を受けるとともに、国および県等関係機関等との協力・調整のため、技監（局長級）ポストを新設し、7月1日付で建設省より舟引敏明建設専門官を迎えた。

5— 震災業務支援システムの構築

①システム開発の経過

本市電算システムが復旧（1月18日）するや否や、担当課より被害状況調査のため、市内居住者の全件リスト打ち出し依頼があり、同日帳票設計を行い、翌日に出力した。

そして、1月25日より家屋の被害状況、死亡者などのデータアップが始まり、以後毎日異動データの更新をバッチ処理で行った。

しかし、2月1日には被害のあまりの大きさから福祉業務担当者より、大混乱が予想される震災支援業務に十分対応できるようなシステムを、オンライン処理で大至急構築したい旨の申し入れがあり、すぐさまシステムの基本及び詳細設計作成に着手した。

最初のシステム化の範囲は、被災者証明書の発行のみとし、被災情報（被災住所・家屋被害状況など）、世帯員情報（氏名・性別・生年月日・年齢・人的被害状況など）、被災証明発行記録（発行日・発行時点の家屋被害など）の3つから構成されたシステムを作成することに決定し、同日必死の徹夜作業でオンラインの仕様書を作成した。

翌2日、午前中にDB（データベース）定義・本番DBの立ち上げが終了し、午後5時頃にはテスト用オンラインが完成した。

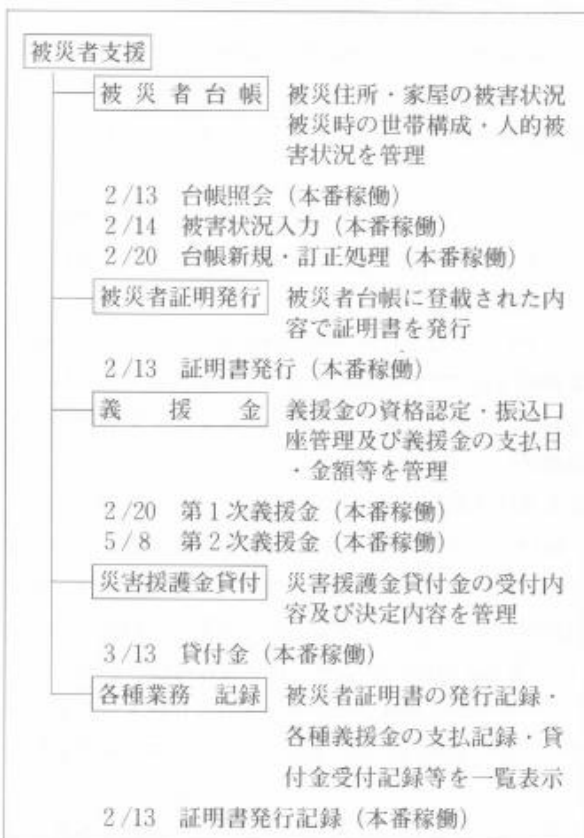
以後、第1次・第2次義援金、貸付援護金、住登外者処理などのシステムを追加開発していったが、どの業務も開発から本番まで10日前後という短期間の開発となり、担当者及び日立SEは連日連夜、深夜に及ぶ作業が続くこととなった。

②システム構成

- 被災者支援システム（オンライン15本・バッチ150本）
 - 被災者台帳（家屋被害、人的被害状況の管理）、被災者証明書の発行、義援金交付消込、貸し付け援護金受付、各種統計等
- 避難所関連システム（バッチ25本）
 - 市内194ヵ所の避難所、45,000人の避難者の異動履歴の管理、避難者の実態調査・各種統計等
- 仮設住宅関連システム（バッチ15本）
 - 申込・抽選・当落状況の管理
- 倒壊家屋関連システム（バッチ15本）
 - 倒壊家屋の解体状況の管理
- その他（バッチ及びパソコンシステム30本）
 - 死亡届名簿、復興計画支援資料作成、慰霊祭名簿作成、避難所分布図等

③被災者支援システムの概要

図 5-1-2 被災者支援システム構成図



ア. 被災者台帳

住民記録・外国人登録マスタより、被災住所・世帯構成員を作成した。家屋の被害状況（全壊・全焼・半壊・半焼・一部破損）を即時入力し、入力時期により再調査済、調査完了などの簡易な調査経過を表示することで、再調査窓口での簡易な審査を可能にしている。

また、人的被害状況（死亡・死亡日・行方不明・重傷・軽傷）についても即時入力できるようにし、2月13日本番稼働した。

さらに2月20日からは、住登外者受付窓口で居住確認後、台帳の新規作成、世帯構成員の追加・削除・訂正の即時処理など、台帳の異動処理も可能となる。

イ. 被災者証明発行

上記と並行して被災者台帳に記載された内容で被災者証明書を発行し、発行年月日、被害状況などの発行履歴を作成。

なお、この証明書発行はもともと処理件数が膨れるものと判断し、印刷処理速度と複製されにくい帳票（改ざん防止）を特に意識しながら考案した。

ウ. 義援金交付

資格の認定から支払いに至る事務をシステム化した。第1次義援金では、義援金窓口で、被害状況により金

額を自動判定し、即時入力することで受領書を出し、併せて義援金の誤払いのチェックを可能にした。

5月8日からの第2次義援金では、福祉、年金、学齢簿などのデータより資格者を取り込み、資格管理を行い、申請書を送付して、申請分に対して即時入力し、毎日、銀行とFD交換を行い支給した。

エ. 災害援護金貸付

3月13日から本番稼働したが、受付会場にて、申請書を即時入力することで、翌日には所得制限・家族構成などを反映させた受付簿を出し、審査業務の軽減を図った。

同時に、貸付人・保証人の重複などのチェックを行い、不正申請者の排除を可能にした。

また、審査結果を入力し、借用書・決定通知書を出力することで、審査から貸付決定に至る一連の事務を合理的にシステム化した。

オ. その他

上記の各種業務記録、即ち被災者証明書の発行記録、各種義援金の支払記録、貸付金受付記録を一元管理し、オンラインで表示させることにより、被災世帯への事業展開の把握を可能にした。

④システムの運用

ア. セットアップと本番稼働

システム構築（ソフト開発）については、順調に推移したが、ハード（設備など）の環境設定は困難をきわめた。

庁舎の損傷が激しく業務に対応できるような場所が見当たらず、しかもオンライン設備を簡単に敷設できるような施設は皆無であり、当初は被災者にも迷惑をかけたが、何としてでも本番稼働をスムーズに運ばせるために、情報システム課主導のもとで、一切の段取りと指示を現場サイドに立って行使した。

まず、立入禁止となった庁舎（6F～8F）から回収した端末機23台と開発用端末機を被災者支援システムに当面割り当て、応援職員を中心にデータ入力作業を行い、データ整備に邁進した。

次に、本番の端末機操作について、業者のハンチャーに要請依頼し、担当者が直接指導して本番に備えた。

最後にもっとも困難なオンライン端末機の各種業務処理会場への設置工事、それに伴う電源工事を業者の設備工事担当主任とマンツーマンで、通常の規制をほとんど無視して突貫工事で実施した。

その結果、新たに被災者証明発行業務及び義援金関連で3カ所10台、貸付援護金関連で2カ所6台を設置した。（ローカル接続が3カ所、それ以外はリモート

接続で処理)

2月13日に被災者証明書の発行を開始したが、連日3時間待ちの長蛇の列をこなさなければならず、端末機は止まることなく出力を続けた。

同時に、出先会場での義援金支払、被害状況の変更、住登外者処理、被災者証明書の郵送受付分の入力などが重なり、事務処理が追いつかず混乱する毎日が続いた。

この時期は、人員確保もままならず毎日データ入力者をかえて、延べ70台の端末機を使用してかろうじて乗り切ることができた。

そこで3月上旬に混乱した状況を整理するため、1週間全ての窓口を閉鎖し、全業務の事務処理を申請書から会場確保に至るまで、問題点を洗い出し、見直しを図った。

その結果、再開後の上記業務の受付会場では大きな混乱もなく、順調に業務を進めることができた。

イ. 主な出力帳票

●被災者台帳

被災者台帳リスト、世帯の住宅被害状況集計表、人的被害状況集計表、被災による死亡者リスト(慰霊祭受付名簿)、家屋被害状況入力確認表

●被災者証明発行

被災者証明書、被災者証明書発行統計リスト

●第1次義援金

受付簿兼受領書、給付統計リスト、未給付者宛通知文、資格及び給付統計表

●第2次義援金

要援護家庭該当者宛通知文、要援護家庭該当者受付簿、要援護家庭振込明細リスト

要援護家庭振込統計リスト、要援護家庭資格数及び支給統計表、

重傷者振込明細リスト、重傷者振込統計リスト、重傷者資格数及び支給統計表

●災害援護金貸付

貸付金受付簿、貸付人保証人重複チェックリスト、保証人重複チェックリスト、

災害援護金貸付決定通知書及び借用書、災害援護金貸付拒否通知書、

災害援護金貸付金内訳調書、申込受付からみた統計、貸付決定からみた統計、

拒否決定からみた統計、振込決定からみた統計

⑤その他の業務(システム)への展開

他システムの災害関連業務には、全て被災者支援システムにおける被災者台帳DBが基幹データとして必須の

ため、他業務用被災者台帳ファイルをデイリーで別途作成して、随時使用できるよう配慮した。

ア. 住民情報システム

○住民情報システム

被災世帯を管理するための被災者対象者ファイルについては、国保加入世帯の世帯員のうち誰か1人でも被災していればその世帯を被災世帯とみなし、世帯全員を個別ファイルにて管理するものとして必要に応じて被災世帯を判定・抽出して処理することとした。

平成6、7年度保険料減免業務及びそれに係る各種統計処理、減免該当世帯に対する減免決定通知書の作成及び納付書未発送処理、それに一部負担金などの還付処理など。

○医療助成システム

他業務用被災者台帳ファイルのうち、家屋の被害状況が全壊(焼)又は半壊(焼)の者を抜き出し、当システムの資格マスタとマッチングさせ、該当受給者に対して次の処理を実施。

該当者リストを作成するとともに、老人医療受給対象者(老健)で有資格者のみの宛名シールを作成したのち、「阪神・淡路大震災被災老人医療受給対象者認定証」を交付した。

イ. 税務情報システム

○市県民税システム

同様に被災者台帳DBの人的被害コード及び家屋被害コードを市県民税の災害減免コードに翻訳して市県民税調定DBに取り込んだ。平成6年度は3月上旬及び4月上旬の2回、平成7年度は5月下旬の当初DB立ち上げ時に処理した。

減免対象額は平成6年度は普通徴収の4期分と特別徴収の1月～5月分が、平成7年度は全年税額が、それぞれ対象となり、減免率は災害減免コードと合計所得の区分との組み合わせで率が決定された。

○固定資産税システム

家屋において、被災者台帳における全壊・半壊状況を家屋台帳に取り込む作業を行った。基本的な作業として、被災者全壊・半壊全件リストから家屋台帳全件リストに転記し、パンチアップにより、家屋台帳DBを更新し、評価DBは家屋台帳DBよりデータを抜き出し、更新処理を実施。

この間被災者異動分リストにより、最新状態への変更処理も同様に行った。

(参考資料:「阪神大震災における西宮市被災者支援システムについて(地方自治コンピュータ95年9月号)」)

2 財政措置

① 災害関連予算

災害関連経費は大きく災害救助費、災害復旧費、災害復興費に区分されている。

このうち、災害救助費とは、災害救助法に基づく狭義の災害救助費及び災害弔慰金、災害援護資金貸付金を含む経費であり、災害復旧費とは、公共施設を原形あるいは原機能へ復旧するための、災害復興費とは、市街地を復興するための面的整備事業など災害に強いまちづくりの推進を図るための経費をいう。

①平成6年度予算

財政当局では、災害救助費、災害復旧費を中心に、平成6年度補正予算の編成作業に取り組んだ。2度にわたる専決処分（1月31日、3月31日付）と2月・3月市議

会への提案を含め、平成6年度災害関連予算は総額640億円となった。

災害救助費	26,191,979千円
災害復旧費	30,409,481千円
災害復興費	7,453,234千円
合 計	64,054,694千円

上記災害関連費用のうち平成6年度に執行した額は、18,322,023千円で、平成6年度一般会計決算額に占める割合は、10.7%となった。

また、平成6年度の一般会計歳出決算額は、震災に伴う災害関連経費などが激増したため、対前年度比で12.4%と大幅に増加した。

表5-2-1 平成6年度災害関連決算額

(単位：千円)

区 分	項 目	決 算 額
災害救助費	(1)災害救助費	1,538,257
	避難所の供与経費	139,877
	仮設住宅設置経費	24,198
	食品の給与経費	838,715
	飲料水の供給経費	53,000
	生活必需品の供与経費	75,854
	医療・助産経費	64,388
	被災者救出経費	115,565
	被災住宅の応急修理経費	12,845
	学用品の給与経費	31,306
	埋葬経費	32,220
	遺体の捜索経費	147,406
	遺体の処理経費	978
	救助のための輸送経費	1,905
	(2)弔慰金等経費	7,540,898
	(3)その他災害関係経費	623,891
	犠牲者合同慰霊祭経費	8,953
	災害対策関係人件費	591,671
	防疫関係経費	3,178
	その他災害対策関係経費	20,089
合 計	9,703,046	
災害復旧費	一般会計災害復旧費	6,168,961
	(1)厚生労働施設	649,031
	民生施設	579,696
	改良住宅	484,842
	社会福祉施設等	94,854
	衛生施設	66,336
	墓 地	2,884
	火葬場	8,658
	清掃施設	25,631
	災害復旧負担金等	29,163
	(食肉センター)	(3,280)
	(中央病院)	(6,205)
	(上水道)	(1,637)
	(工業用水道)	(12,646)
	(阪神水道企業団)	(5,395)
	商工施設	2,999
	卸売市場	2,999

(単位：千円)

区 分	項 目	決 算 額
災害復旧費	(2)公共土木施設	1,395,610
	道路橋梁	655,063
	下水道	79,600
	住宅	660,947
	(3)文教施設	927,466
	公立学校園施設	872,386
	社会教育施設	55,080
	(4)その他施設	606,561
	庁舎等	555,946
	電子計算機	16,631
	庁 舎	525,236
	市有財産	5,272
	塩瀬センター	876
	市民会館	7,931
	消防施設等	34,615
	消防施設	31,727
	消防団車庫	2,888
	その他公共施設	16,000
	急傾斜地	16,000
	(5)災害清掃	2,590,293
し 尿	38,934	
じんかい	120,607	
解体建物	2,430,752	
食肉センター災害復旧費	4,343	
下水道災害復旧費	213,573	
合 計	6,386,877	
災害復興費	合 計	2,232,100
総 計		18,322,023

②平成7年度予算

平成7年度当初予算（一般会計）では、災害弔慰金等経費などで災害救助費9,520,927千円、道路橋梁、公立学校園施設の復旧費、解体建物処理費用など災害復旧費で65,524,093千円、災害公営住宅建設費など災害復興費で20,046,269千円、合計95,091,289千円を計上したが、それぞれの経費が一般会計に占める割合は、3.9%、27.2%、8.3%、合計39.4%と大きな比重となっている。

災害関連予算の平成7年度当初予算額、補正予算額及び平成7年12月補正後の予算現額の内容は、下記のとおりである。

表5-2-2 平成7年度災害関連予算

区 分	当初予算額	補正予算額	予算現額
(1)災害救助費	1,353,427	549,672	1,903,099
①避難所の供与経費	225,542	-116,484	109,058
②仮設住宅設置経費		1,306,574	1,306,574
③食品の給与経費	1,095,605	-631,992	463,613
④生活必需品の供与経費	32,280	-8,426	23,854
(2)弔慰金等経費	8,167,500	10,022,168	18,189,668
(3)その他災害関係経費		271,270	271,270
合 計	9,520,927	10,843,110	20,364,037

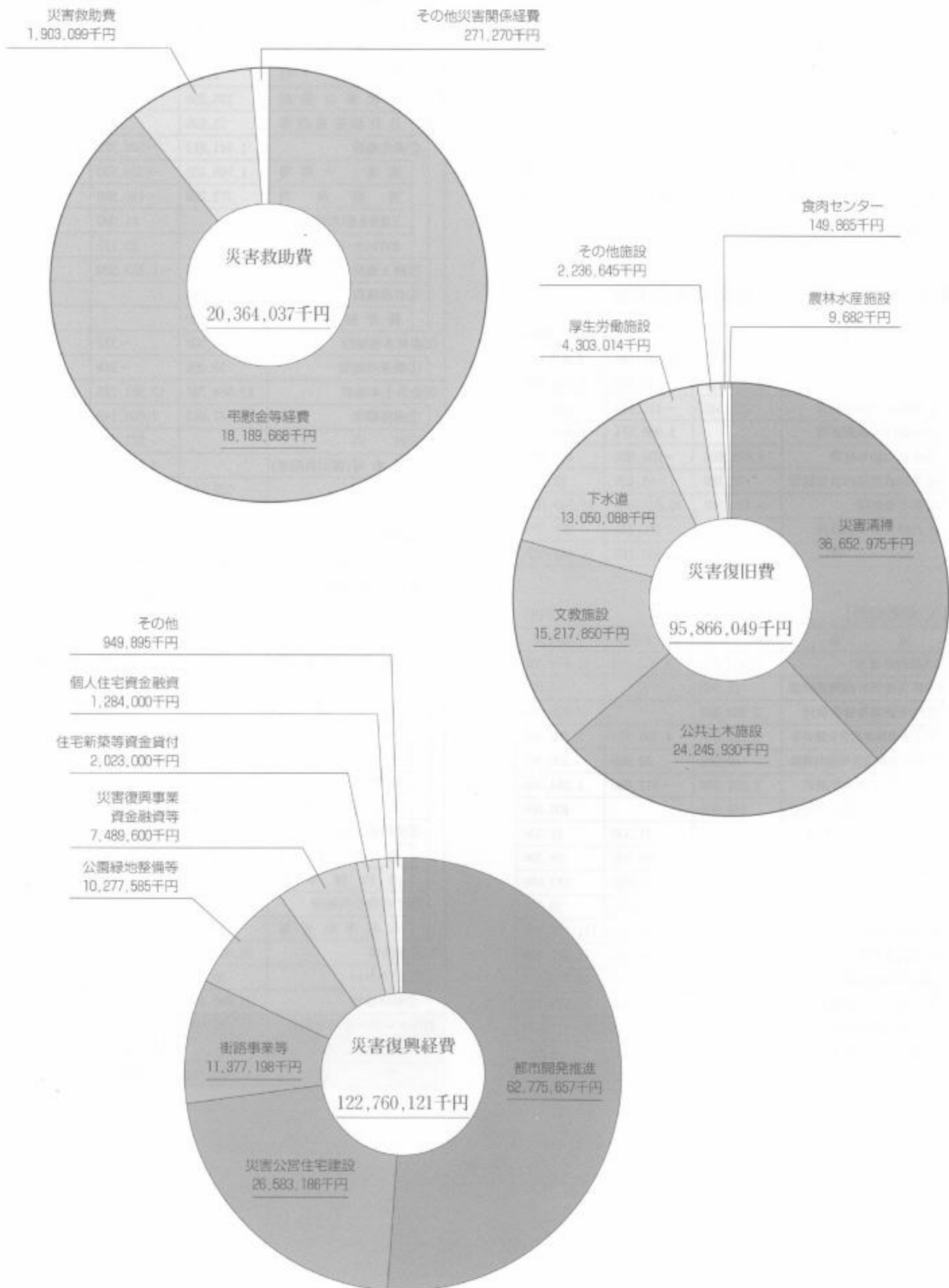
区 分	当初予算額	補正予算額	予算現額
(1)消費的経費等	7,901,625	3,753,205	11,654,830
①震災復興計画関係経費	15,000		15,000
②住宅新築等資金貸付	2,023,000		2,023,000
③災害復興事業資金融資等	3,222,625	4,266,975	7,489,600
④商業基盤施設等復旧補助	40,000	60,000	100,000
⑤個人住宅資金等融資	2,201,000	-917,000	1,284,000
⑥宅地防災工事資金融資	400,000		400,000
⑦震災関連雇用状況調査等		11,530	11,530
⑧まちづくり支援事業経費		28,200	28,200
⑨民間賃貸住宅等再建支援		283,000	283,000
⑩防災関係経費		20,500	20,500
(2)投資的経費	12,144,644	98,960,647	111,105,291
①街路事業等	1,308,638	10,068,560	11,377,198
②都市開発推進	2,093,226	60,682,431	62,775,657
③災害公営住宅建設	8,742,780	17,840,406	26,583,186
④公園緑地整備等		10,277,585	10,277,585
⑤消防施設整備等		91,665	91,665
合 計	20,046,269	102,713,852	122,760,121

【災害復旧費】

(単位：千円)

区 分	当初予算額	補正予算額	予算現額
一般会計災害復旧費	65,524,093	17,142,003	82,666,096
(1)厚生労働施設	3,219,255	1,083,759	4,303,014
①民生施設	524,445	2,712,076	3,236,521
改良住宅	231,000	2,788,110	3,019,110
防犯灯	2,575	12,000	14,575
市民集会施設	235,250	-88,034	147,216
社会福祉施設等	55,620		55,620
②衛生施設	1,541,810	-502,797	1,039,013
墓地、火葬場	1,169,550	-359,550	810,000
清掃施設	372,260	-189,366	182,894
工業用水道(復旧負担金)		21,000	21,000
食肉センター(復旧負担金)		25,119	25,119
③商工施設	1,125,520	-1,125,520	0
④労働施設	27,480		27,480
勤労福祉施設	27,480		27,480
(2)農林水産施設	10,000	-318	9,682
①農業用施設	10,000	-318	9,682
(3)公共土木施設	13,864,707	10,381,223	24,245,930
①道路橋梁	8,387,010	7,603,149	15,990,159
②河川		221,256	221,256
③下水道(復旧負担金)		3,052,580	3,052,580
④公園	528,101	-37,577	490,524
⑤住宅	4,949,596	-458,185	4,491,411
(4)文教施設	10,267,212	4,950,638	15,217,850
①公立学校園施設	9,879,977	4,884,279	14,764,256
②社会教育施設	387,235	66,359	453,594
(5)その他施設	1,512,218	724,427	2,236,645
①庁舎等	1,385,306	748,419	2,133,725
電子計算機	52,974	-19,467	33,507
庁舎	944,459	129,415	1,073,874
市有財産	29,054	30,000	59,054
市民会館	20,000	759,730	779,730
フレンテホール等	270,277	-172,780	97,497
塩瀬センター等		21,521	21,521
公害測定機器	68,542		68,542
②消防施設等	102,512	-23,992	78,520
消防施設	29,312		29,312
消防団車庫	73,200	-23,992	49,208
③その他公共施設	24,400		24,400
自転車駐車場	24,400		24,400
(6)災害清掃	36,650,701	2,274	36,652,975
①じんかい	50,209	-330	49,879
②解体建物	36,600,492	2,604	36,603,096
食肉センター災害復旧費	180,620	-30,755	149,865
下水道災害復旧費		13,050,088	13,050,088
合 計	65,704,713	30,161,336	95,866,049

図5-2-1 災害救助費、災害復旧費、災害復興経費構成
(平成7年度予算・12月補正後)



③国の財政措置等

国においては、阪神・淡路大震災への対応に必要とする経費につき、2度に亘る補正予算編成等の措置が実施された。

ア. 平成6年度第2次補正予算

(1兆223億円、2月28日成立)(単位:百万円)

(1)災害救助等関係経費	141,022
①災害救助費	85,278
②災害援護貸付金	37,104
③生活福祉資金貸付等補助金	11,749
④災害弔慰金等	6,891
(2)災害廃棄物処理事業費	34,283
(3)災害対応公共事業関係費	659,355
①災害復旧等事業費	509,588
②一般公共事業関係費	149,767
(4)施設等災害復旧費	54,410
(5)災害関連融資関係経費	91,270
(6)その他の阪神・淡路大震災関係経費	11,960
(7)地方交付税交付金	30,000
計	1,022,300

イ. 平成7年度補正予算

(1兆4,293億円、5月19日成立)(単位:百万円)

(1)災害救助等関係経費	47,349
(2)災害廃棄物処理事業費	128,189
(3)公共事業等の追加	1,076,966
①災害復旧等事業費	718,063
②一般公共事業関係費	205,381
③施設費等	153,522
(4)災害関連融資関係経費	122,454
(5)その他	54,327
計	1,429,285

ウ. 地方財政費の特例措置

○災害復旧事業

(1)激甚法及び特別財政援助法の適用対象となった事業次の施設に係る事業について補助災害復旧事業債の対象とした。(①～④は従前の制度により、⑤～⑦については今回の特例)

- ①公共土木施設(河川、道路、港湾等) ②農林水産業施設(かんがい排水、農林道等) ③公立学校施設 ④都市施設(街路、公園等) ⑤社会福祉施設(県の市町村・社会福祉法人に対する補助を含む) ⑥社会教育施設 ⑦その他特別財政援助法対象事業(ただし、庁舎等・公用施設を除く。)

(2)阪神高速道路公団、神戸港埠頭公社、民間鉄道事業者への地方公共団体からの補助金～新たに単独災害復旧事業債の対象とした。

③公営企業に係る災害復旧事業

一般会計から特別の繰出を行う制度を創設し、それに基づく繰出金について単独災害復旧事業債の対象とするとともに、公営企業会計で起こす災害復旧事業債についても、その償還期限を10年から20年に延長。

(4)単独災害復旧事業債に係る元利償還金の普通地方交付税措置率の引き上げを図る。

○震災復興事業用地の先行取得事業

震災地域の復興を図り計画的なまちづくりを推進するため、特定被災地方公共団体(特別財政援助法第2条第1項に規定する団体)における一定の要件に該当する公共用地の計画的な先行取得事業に対して発行される公共用地先行取得等事業債等に係る金利負担の一部(2.5%相当)について、後年度の普通地方交付税基準財政需要額に算入。

○歳入欠かん対策・災害救助事業等

(1)地方税の減免による減収の補てん対策

①災害発生年度である平成6年度のみではなく、平成7年度においても歳入欠かん債を発行できるよう、「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に所要の規定を設けた。

②普通税のみならず、都市計画税および事業所税を新たに歳入欠かん債の対象税目に加えた。

③地方税等の減免等に係る減収額については、その全額について歳入欠かん債の発行を許可することとし、その元利償還金について府県は80%、市町村は75%(いずれも従来は57%)を特別交付税により措置。

(2)災害救助事業

災害救助事業に対する国庫負担金(兵庫県の場合80/100以上)を除いた地方負担額(20/100以下、残りは国庫補助)の全額について災害対策債の発行を許可することとし、その元利償還金の95%を特別交付税により措置。

(3)災害清掃費(瓦礫処理)

地方負担額(1/2、残りは国庫補助)の全額について災害対策債の発行を許可することとし、その元利償還金の95%を特別交付税により措置。

平成7年1月17日は、前年秋以降に論議をされた実施計画のまとめもされ、それに引き続いての平成7年度予算を組むための市長、助役ヒヤリングの初日となっていた。その前日の16日は連休の最後の日であったが、財政局(財政課)は、係数等の整理をして、トップ査定に臨むべく準備を整えたのであった。

また、平成7年度予算は、財政局にとって(私自身にとっても)、特にきっちりと仕上げたいと念願していた。それは行財政改善計画の中で、企画局、総務局、財政局の3局を企画財政局と総務局の2局にすることに組織改正の条例が準備されて4月から施行されることとなっており、いわば独立局として最後の予算編成になるという思いからであった。

しかし、あの震災は予算編成作業の中止はもとよりのこと、その後の取り扱いや取捨にマニュアルなき大混乱を発生させたのである。

防災計画上、調達部(財政局)の事務の大きなひとつに物資の供給がある。この仕事は、過去にも風水害等が発生した場合、避難所に毛布を届けることで経験もあったので、この度も備蓄毛布(約1,000枚弱であったが)は直ちに要望のあった所へは供給できた。しかし、その程度の枚数では焼け石に水の如きものであった。調達課では、市内のあらゆる寝具店をはじめ、スーパー、百貨店等に連絡をつけてくれたが、17日は徹夜してかき集めても要望に応えきれなかった。毛布が、どこの避難所からの要望にも応えられるようになり、また要望も殆ど無くなって行き渡ったと思えた時は1月20日になっていた。備蓄量の増大の必要性を痛感するとともに、分散備蓄の大切さを経験したのである。

毛布とそれ以外の物資が、震災2日目頃から各地方公共団体を初め民間会社等から、続々と救援物資として届けられるようになった。市役所1階のロビーや市役所の前庭、市民会館1階、第3駐車場等あらゆる空間地へ可能なだけ積んだが、送られて来るのはぼう大な量のため、それでは間に合わず、避難所となっていない市東部の公共施設、例えば鳴尾体育館、今津体育館、東甲子園小学校等々へも運び込んでもらった。

次に、直接御恵送いただいた物資以外にいわゆる“ゆうパック”で、個人を中心に全国の皆様方から想像を絶する数の荷物を届けていただくようになる。初期の頃は個数もそう多くはなく、西宮浜産業交流会館内で処理していたが、数日のうちに大阪郵政局の倉庫もあふれんばかりの量となって、その搬送と格納の場所の確保に四苦八苦するようになる。地区体育館や、厚生年金体育館を開放していただいたお陰でやっと解決できたものである。

また、市役所へ直接義援物資を届けていただく方々も多数あって、2階税務部を中心に置場を確保し整理を図ったが、いただく物資とは逆に物資を取りに来られる市民もあって、一時、混乱しかけた事もあり、ヒヤリとしたものである。

さて、このように市民はもちろんのこと全国各地からの救援物資は夜を日に継いで、届けていただいたが、それら物品の降ろし、格納、搬送、整理等々の作業は、市の職員や一部業者委託等でも精一杯やったが、大多数ははせ参じていただいたボランティアの方々の力がなければできなかった作業であった。心から感謝を申し上げたい。

ところで、財政局では予算の課題がある。新年度の予算編成作業は中止されたまま進んでいなかったが、1月下旬頃から再開をした。それと、救急活動にしても活動には予算が組まれていなければならない。まず、措置する必要があるのは救急救助のためと応急復旧のための予算である。通常の場合は、市長専決による予算措置は殆んど無い状況であるが、今回は大規模な緊急事態のため、補正予算の専決を相当大幅にお願いした。それは1月31日付と3月31日付に互って専決をし、平成6年度の最終予算とさせていただいた。

また、平成7年度の当初予算は、投資的経費では継続して実施している事業に限ることとして、新規事業は繰り延べとし、また消費的経費も必要最小限にとどめ、震災のための救助、復旧、復興のそれぞれの予算が中心となったのである。しかし、当初予算は国の震災予算等もはっきりしない中で、しかも短時間に編成したものであったので、年度途中において大幅な予算補正措置を取らざるを得ないこととなった。

震災後約1年を経た今日であるが、あわただしさと混乱の中での仕事もや、落ち着きを取りもどした。しかし、1,114名の尊い生命は再び蘇ることはない。また、仮設住宅で頑張っている人々、二重ローンを抱える人々等の苦難は測りしれない。街を再興するにはこれからも時間を要しエネルギーが要る。私達公共に仕える者は、今一度公共の福祉の実現のために原点に立ち返る時が来ているのではなからうか。

2 国・県への要望

未曾有の震災から早期に復旧・復興を図るためには、国・県の支援が不可欠である。そのため、国・県に対し財源の確保、制度の創設・改正等について要望を行った。その主なものは、次のとおりである。

- ①兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する要望
(平成7年2月2日兵庫県知事宛一別紙①)
- ②兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する要望
(平成7年2月2日内閣総理大臣宛、(兵庫県知事経由)一別紙②)
- ③震災に伴う当面の地方財政対策について
(平成7年2月12日兵庫県南部地震非常災害対策本部現地対策本部長、兵庫県知事宛一別紙③)
- ④震災に伴う当面の地方財政対策について
(平成7年2月16日兵庫県南部地震非常災害対策本部現地対策本部長、兵庫県知事宛一別紙④)
- ⑤兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する要望
(平成7年2月18日厚生大臣宛一別紙⑤、建設大臣宛一別紙⑥)
- ⑥兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する要望
(平成7年3月27日建設大臣宛一別紙⑦、自治大臣宛一別紙⑧)
- ⑦兵庫県南部地震の災害復旧復興対策に関する要望
(平成7年4月7日衆議院議長、地震対策担当大臣、大蔵大臣、厚生大臣、建設大臣、自治大臣宛)(第6章-4参照)
- ⑧阪神・淡路大震災に伴う復旧・復興対策に関する要望
西宮市、芦屋市、宝塚市(普通交付税不交付団体)3市共同要望
(平成7年5月12日兵庫県知事宛一別紙⑨)
平成7年5月18日地震対策担当大臣、大蔵大臣、厚生大臣、建設大臣、自治大臣宛一別紙⑩)
- ⑨阪神・淡路大震災に伴う復旧・復興対策に関する要望
(平成7年7月18日建設大臣宛一別紙⑪)
- ⑩阪神・淡路大震災に伴う復旧・復興対策に関する要望
阪神間6市(西宮市、尼崎市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市)共同要望
(平成7年7月27日内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣、厚生大臣、地震対策担当大臣宛一別紙⑫)
- ⑪阪神・淡路大震災復興に関する要望
(平成7年9月13日国土庁長官宛)(第6章-10参照)
- ⑫阪神・淡路大震災に伴う復旧・復興対策にかかる要望
西宮市、芦屋市、宝塚市3市共同要望

(平成7年11月29日自治大臣、建設大臣、厚生大臣宛一別紙⑬)

- ⑬阪神・淡路大震災に伴う復旧・復興対策にかかる要望
(平成7年12月16日政府・与党合同調査団宛一別紙⑭)

○罹災都市借地借家臨時処理法の適用

震災で全半壊した建築物については、借地借家関係が存在し、その権利関係が複雑化する恐れがあった。そのためこれら権利関係の明確化および借家人又は借地人の権利保護等を図るため、平成7年1月30日に罹災都市借地借家臨時処理法の適用を建設大臣宛申請した。同法を適用するための政令は2月6日から施行された。適用地域は兵庫県内21市町、大阪府下12市の計33市町。

○国等の対応

(参考資料:「平成7年版防災白書」「阪神・淡路大震災復興基金事業概要」)

①震災関連の立法措置

国では各種財政的措置に加え、復興の基本法ともいえるべき「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」をはじめ、16の法律を制定した。

表5-2-3 阪神・淡路大震災に係る法律一覧

②復興推進組織

平成7年2月15日、学識経験者をメンバーとする審議会である「阪神・淡路復興委員会」を総理府に設置するとともに、「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」に基づき、国の関係行政機関の講ずる復興のための施策に関して総合調整を行う「阪神・淡路復興対策本部」を設置した。

本部は、平成7年2月25日に第1回会合を行い、その後、4月28日に開催された第3回会合において、阪神・淡路復興委員会の意見を踏まえ、政府の当面講ずべき措置をとりまとめた「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」を決定した。

表5-2-4 「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」の16項目

③財団法人阪神・淡路大震災復興基金の設立

阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の取り組みを補完し、被災者の救済及び自立支援、並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させ

ることを目的として、兵庫県及び神戸市が平成7年4月1日「財団法人 阪神・淡路大震災復興基金」を設立した。

基金の規模 基本財産（出捐金）	200億円
運用財産（長期借入金）	5,800億円
合計	6,000億円

●事業内容（例）

ア、住宅対策

- 災害復興準公営住宅建設支援
- 災害復興（分譲）住宅購入支援（利子補給）
- 被災者住宅再建支援（利子補給）
- 県・市町単独住宅融資利子補給
- 学生寄宿舎建設促進利子補給
- 総合住宅相談所設置運営事業補助

- 宅地防災工事融資利子補給
- 被災宅地二次災害防止対策事業補助

イ、産業対策

- 政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給
- 商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業補助

ウ、生活対策

- ふれあいセンター設置運営事業補助
- 「こころのケアセンター」運営事業補助
- 応急仮設住宅共同施設維持管理費補助
- 災害復興ボランティア活動補助

エ、教育対策

- 私立学校復興支援利子補給
- 文化財修理費助成事業補助

別紙① 兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する要望（要望先—兵庫県知事）

<p>1. 震災廃棄物の最終処分場の確保と処理基準の緩和</p> <p>ア) 鳴尾浜埋立地内整備船だまりの埋め立て 多量に排出されている震災廃棄物の処分場の一つとして埋め立て、埋立造成後は、本市都市再開発事業用地として活用するため、早急に港湾計画の変更など、諸手続をお願いします。</p> <p>イ) フェニックス計画による尼崎地区処分場の受け入れ処理基準の緩和等 多量の震災廃棄物を迅速に処理するため、緊急措置として、受け入れ基準の緩和及び、こうした災害廃棄物が処分できる処分場の確保をお願いします。</p> <p>2. 「マリナシティ計画」の見直し再検討 本市既成市街地の被害集中地区の復興には、区画整理事業や市街地再開発事業等による面的、一体的な整備が必要であり、その事業推進のためには、代替住宅の確保が課題であります。 また、被災住民の生活基盤となる住宅の量的、質的な整備と供給が必要であります。 このことから、本市南部市街地の中で、臨海部で計画されている「マリナシティ計画」用地の土地利用について、見直しの協議方をお願いします。</p> <p>3. 埋立地間の道路交通等連絡網の強化 今回の震災により、特に西宮浜埋立地は、道路の損壊により一時期通行止となり「陸の孤島」と化し、産業活動等に大きな支障をきたしたことから、各埋立地間および既成市街地との道路交通ネットワークの強化が緊急の課題であります。この解決のため、下記事業への取組をお願いします。 記 ア) 西宮大橋の早期復旧</p>	<p>イ) 湾岸側道の両側2車線の早期整備と神戸市及び尼崎市への延伸</p> <p>ウ) 浜甲子園線の早期延伸整備</p> <p>4. 中小企業者の再建資金に対する低利・長期融資制度の新設と助成措置の創設および保証枠の特例措置 ア) 工場あるいは事業所消失等、基幹部分の再建、あるいは小売業者の協同化による近代的商業集積のための融資は、市の融資制度のみでは対応できません。このため高限度額、低利、長期返済の実情に即した融資制度と助成措置をお願いします。 イ) 復旧のため、公的融資を受ける場合は、既存保証枠とは別に、新しい保証枠の中で無担保無保証人特別融資ができるようをお願いします。</p> <p>5. 避難所開設に伴う教職員の特殊勤務手当あるいは宿日直手当の支給 多くの避難所は、多数の避難民を受け入れ、また長期間の開設が予想される。各学校園では、避難所運営を円滑に行うため、教職員が、勤務時間を超えたり、泊を伴って業務に従事した場合の手当の支給について、特別のご配慮をお願いします。</p> <p>6. 県管理の道路・河川等の早期災害復旧 市域内で被害がある県管理の道路・河川等は、市民生活を支える基幹的な役割を担うものであり、これらの早期災害復旧について特別のご配慮をお願いします。</p>
---	---

別紙② 兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する要望（要望先—内閣総理大臣）

【別記要望事項】

1. 被災者のための仮設住宅の大量確保について

被災者の早期生活安定復興を図るためにも、早急に大量の仮設住宅の建設が必要であります。ついでには、必要量の確保と建設にあたっての財政措置について特段のご配慮をお願いします。

2. 公営住宅等の確保について

近隣府県等の公営住宅及び住宅・都市整備公団の住宅等を、被災市民に提供していただくとともに新規公営住宅等公共賃貸住宅の建設促進をお願いします。

3. 被災住宅・商業施設等の修復・建替えに係る融資制度の特例措置について

被災住宅・商業施設等の修復・新設を促進し、被災者の負担を軽減するため低利かつ長期にわたる資金融資の特例措置を講ぜられるようお願いいたします。

4. 倒壊家屋の処分に要する経費の公費負担について

個人等の倒壊家屋等の解体、除却、撤去等最終処分までには、莫大な経費が必要となります。これらに要する経費について、補助率の拡大など特段の財政措置をお願いします。

5. 災害弔慰金適用外の被災者に対する見舞金制度の創設について

現行災害弔慰金・災害障害見舞金制度に該当しない重傷者及び住家の損壊等の被災に対する見舞金制度の創設をお願いします。

6. 震災復興のための諸事業に係る事務の簡素化と財政支援について

震災復興のための土地区画整理事業等の手続きの簡素化と技術的財政的な支援をお願いします。

7. 震災復興事業のための用地先行取得及び都市計画区域内の買収について

震災復興事業推進のため、種地としての用地先行取得に対する無利子資金の確保と財政的支援及び街路・公園等都市計画決定済区域内の被災家屋等の買収に対する補助率の拡大など財政的支援を

お願いします。

8. 街路、市街地再開発及び住宅地区改良事業等公共事業施行区域内での被災物件の取扱いについて

各種公共事業施行区域内に存する多数の未契約物件が全・半壊や焼失するなどの甚大な被害を受けております。

その中には、移転交渉中のものも多数含まれており、所有者等から被災前の状態での移転補償を望む声が多数寄せられております。早期の住宅再建や事業の推進を図るためにも、全・半壊や焼失し除却された物件の損失補償についても国庫補助対象となるようご配慮をお願いします。

9. 地方卸売市場の建物整備に係る財政措置の創設について

地方卸売市場の営業開始に必要な臨時最低限の施設整備に対する助成措置の創設をお願いします。

10. 損壊した公共施設等の復旧のための財政的支援等について

公共土木施設、庁舎、市民集会施設、教育施設、医療施設など損壊した公共施設を復旧するため、財源の確保などの財政的支援及び事務処理の簡素化並びに事業の事前着手など制度の弾力的運用をお願いします。また、災害復旧に係る起債につきましては超長期の償還、超低利の資金について配慮いただきますようお願いいたします。

11. 交付税不交付団体である本市に対する特別交付金措置について

交付税交付団体は、災害関係経費が基準財政需要額に算入されるが、不交付団体である本市については特段の措置がありません。

ついでには、今後の災害復旧事業の円滑な執行を図るためにも災害復旧特別交付金制度の創設に特段のご配慮をお願いします。

12. 被災家屋に対する住宅ローンの利率の軽減等について

被災家屋に対する住宅金融公庫等の融資残高について、利率の軽減及び償還期間の延長など緩和措置を講ぜられるようお願いいたします。

13. 水道の災害復旧事業に係る補助対象の拡大について

耐震配管の整備のための財政的支援制度の創設及び災害復旧に係る補助の拡充をお願いします。

14. 被災者の緊急治療費の国庫補助対象について

大災害のため多数の患者の応急に忙殺され、治療した被災者の特定ができず治療費の保険請求が不可能なため、緊急治療費の全額を国庫負担とされるようお願いします。

15. 災害救助法の経費の採択基準の弾力的な運用について

今回の災害には緊急に対応したため、災害救助

法に定める救助の種類、方法及び期間については、実態に即して速やかに期間延長などの弾力的な運用をお願いします。

16. 所得税、市民税及び固定資産税の減免について

被災市民に対する所得税、市民税の減免措置並びに災害に因る資産価格の下落に応じた固定資産税の負担調整措置及び減税措置に伴う財政支援をお願いします。

- ・個人市民税については、所得要件を緩和する特例的な減免制度の創設及び財源措置
- ・住宅用地に対する課税標準の特例の拡大
- ・家屋に対する特別減免
- ・災害復旧に伴う建て替え家屋に対する減免

別紙③ 震災に伴う当面の地方財政対策について（要望先—政府現地対策本部長・兵庫県知事）

1. 災害救助法に基づく対策経費採択基準の運用緩和について

今回の災害に伴う救助活動にあたっては、人知を越える未曾有の災害に対し、かつ緊急対応を余儀なくされたのが実情である。

従って、災害救助法に基づく経費の採択基準について、基準単価ならびに期間等につき実情に応じた運用緩和を図られたい。

2. 災害に伴う交付税措置について

災害復旧に伴って発行した地方債の元利償還金等については、一定の算入率で普通交付税に算入されることになっているが、収入超過が著しい不交付団体については、基準財政需要額と基準財政収入額との差が縮小されるにとどまる可能性が高く、この措置でもって即普通交付税で実額が交付されるわけではない。

しかしながら、不交付団体といえども今回の災害に伴い財政環境が激変し、税収入等が激減することが必至の状況にあるので、災害に伴う当面の地方負担額ならびに今後の地方債元利償還金等の算入については全額特別交付税で措置されたい。

3. 激特法第4条に基づく特別財政援助の適用要件の緩和について

激特法に基づく特別の財政援助を受けるために

は、公共土木災害復旧事業等の場合、関係事業の地方負担額総額が、標準税収入の10%を超えることが要件とされている。

今回の災害復旧にあたっては、年次の計画的に復興事業に取り組む必要があり、特別財政援助を災害対策事業の行われる期間継続するとともに、標準税収入の10%超の要件についても弾力的に対応されたい。

4. 個人市民税、固定資産税の減免措置について

①個人市民税

住宅等の資産の喪失等深刻な被害が広範囲に及んでおり、低所得者層のみならず中堅所得者層においても、著しい担税力の低下を来していることから、通達に定める所得要件を緩和する特例的な減免制度を設け、被害の実態にあった納税者の救済を図ることとされたい。

②固定資産税

(1)住宅用地に対する課税標準の特例の拡大

被災者の担税力が減少する中で、住宅の消失・倒壊により翌年度から非住宅用地となるため、建替家屋を新築するまでの間の土地に対する税負担の上昇を抑えることにより、生活の早期安定を図ることを目的に、平成8年1月1日または平成9年1月1日において建替中または更地である土地について地方税法349条の3の2の

課税標準の特例の適用を行えるよう法規の整備をされたい。

②家屋に対する特別減免

外観からは著しい損傷が認められなくとも、柱等の主体構造部に損傷があることにより、家屋としての資産価値が低下していることを考慮して固定資産税を減額することとされたい。

③災害復旧に伴う建替家屋に対する減額

被災者の自主的な復興意欲を高め、家屋の建て替えを促進し、税の早期増収と街づくりを図ることを目的に、従前の所有者等が建て替えた一定の新築家屋について減額できるよう法整備をされたい。

5. 災害対策基本法第102条に基づく歳入欠かん債等の発行要件の緩和について

①歳入欠かん債の発行要件は、公共土木、公立学校及び農林施設にかかる災害復旧事業債の合計額が当該団体の標準税収入額を超え、かつ災害現年度に限り認められているが、災害に伴う歳入の減収は、単年度のみにとどまるものではない。災害の復旧には、年次の計画的に取り組む必要があり、従って発行要件の緩和とともに、災害対策事業の行われる期間発行を認められたい。

②対象となる歳入については、公営企業にかかる使用料（水道使用料、下水道使用料、病院使用料等）を対象とされたい。

6. 災害復旧事業における超過負担分の起債措置等について

災害復旧事業の補助査定において、激甚補助対象と通常補助対象との区分、あるいは単価差、数量差等について、かなりの超過負担がでる可能性があると思われる。

については、超過負担分について、起債措置等適切な対応を図られたい。

7. 庁舎等備品購入費の起債対象について

今回の災害に伴い公共・公益施設にかかる備品類も数多く損壊しているが、備品類については本債で対象となるものについては、災害債でも対象となっているが、庁舎等の場合、本債でも対象外

となっている。

しかしながら、庁舎等の備品類についても、損壊額は多額になり、財政負担も膨大になると予想されるので、特例として起債対象とされたい。

8. 民間の地域集会施設（コミュニティ施設）に対する建替補助制度の新設について

市内には、自治会等が設置した地域集会施設（コミュニティ施設）が数多くあり、これらの施設の多くも全半壊等の被害を受けているのが実情である。

については、今回の震災に伴う特例として、地域集会施設（コミュニティ施設）に対する補助制度の新設を図られたい。

9. 外郭団体施設の災害復旧にかかる起債等の特例措置について

現行の災害復旧制度では、外郭団体（財団及び市の出資比率50%以上の第三セクター等）が設置した施設は対象外とされているが、被害の甚大さに鑑み、公共施設に準じた起債等の特例措置を講じられたい。

10. 国の平成6年度災害関連補正予算に伴う起債発行の特例措置について

国の平成6年度災害関連補正予算に対応して、市の平成6年度補正予算措置をした事業（災害住宅等）については、高率補助、起債（主として政府資金）が充当されるが、一方、「資金運用部資金の管理及び運用の手続に関する規則」第28条の規定によれば、繰越事業に充当した資金運用部資金については、「資金貸付予定額の決定の対象となった年度の翌年度の3月末日を超えることができない」とされており、事故繰越には起債の充当が認められていない。

しかしながら、今回の災害については、災害発生日が1月17日であり、しかも国の補正予算に対応した市の補正予算措置は3月下旬にならざるをえないことから、工程、規模等によっては繰越明許とともに、場合によっては事故繰越となる場合も想定した対応が求められる。

については、上記規則の運用につき、事故繰越の場合でも起債発行が認められるような特例措置を講じられたい。

別紙④ 震災に伴う当面の地方財政対策について（要望先—政府現地対策本部長・兵庫県知事）

〔要望項目〕

〔所管省庁〕 自治省

1. 災害救助法に基づく対策経費採択基準の運用緩和について

〔所管省庁〕 厚生省

〔現状及び要望内容〕

今回の災害に伴う救助活動にあたっては、人知を越える未曾有の災害に対し、かつ緊急対応を余儀なくされたのが実情である。

従って、災害救助法に基づく経費の採択基準について、基準単価ならびに期間等につき実情に応じた運用緩和を図られたい。

また、災害救助費用の清算事務にあたっては、作成書類の簡素化等手続きの省力化を図られたい。

2. 激特法第4条に基づく特別財政援助の適用要件の緩和について

〔所管省庁〕 自治省

〔現状及び要望内容〕

激特法に基づく特別の財政援助を受けるためには、公共土木災害復旧事業等の場合、関係事業の地方負担額総額が、標準税収入の10%を超えることが要件とされている。

今回の災害復旧にあたっては、年次的計画的に復興事業に取り組む必要があり、特別財政援助を災害対策事業の行われる期間継続するとともに、標準税収入の10%超の要件についても弾力的に対応されたい。

3. 災害復旧事業における起債措置の超長期・超低利化と超過負担分の起債措置について

〔所管省庁〕 自治省

〔現状及び要望内容〕

災害復旧事業にかかる起債については、特に超長期・超低利の起債を措置されたい。

また、災害復旧事業の補助査定において、激基補助対象と通常補助対象との区分、あるいは単価差、数量差等について、かなりの超過負担がでる可能性があると思われる。

については超過負担分について、起債措置等適切な対応を図られたい。

4. 災害対策基本法第102条に基づく歳入欠かん債等の発行要件の緩和について

〔現状及び要望内容〕

1. 歳入欠かん債の発行要件は、公共土木、公立学校及び農林施設にかかる災害復旧事業費の合計額が当該団体の標準税収入額を超え、かつ災害現年度に限り認められているが、災害に伴う歳入の減収は、単年度のみにとどまるものではない。災害の復旧には、年次的計画的に取り組む必要があり、従って発行要件の緩和とともに、災害対策事業の行われる期間発行を認められたい。

2. 対象となる歳入については、公営企業にかかる使用料（水道使用料、下水道使用料、病院使用料等）を対象とされたい。

5. 災害に伴う交付税措置について

〔所管省庁〕 自治省

〔現状及び要望内容〕

災害復旧に伴って発行した地方債の元利償還金等については、一定の算入率で普通交付税に算入されることになっているが、収入超過が著しい不交付団体については、基準財政需要額と基準財政収入額との差が縮小されるにとどまる可能性が高く、この措置でもって即普通交付税で実額が交付されるわけではない。

しかしながら、不交付団体といえども今回の災害に伴い財政環境が激変し、税収入等が激減することが必至の状況にあるので、災害に伴う当面の地方負担額ならびに今後の地方債元利償還金等の算入については全額特別交付税で措置されたい。

〔事例（事業名・事業費等）〕

平成6年度基準財政収入額	643億円
平成6年度基準財政需要額	548億円
差引財源超過額	95億円

6. 国の平成6年度災害関連補正予算に伴う起債発行の特例措置について

〔所管省庁〕 自治省

〔現状及び要望内容〕

国の平成6年度災害関連補正予算に対応して、市の平成6年度補正予算措置をした事業（災害公

営住宅等)については、高率補助、起債(主として政府資金)が充当されるが、一方、「資金運用部資金の管理及び運用の手続に関する規則」第28条の規定によれば、繰越事業に充当した資金運用部資金については、「資金貸付予定額の決定の対象となった年度の翌年度の3月末日を超えることができない」とされており、事故繰越には起債の充当が認められていない。

しかしながら、今回の災害については、災害発生日が1月17日であり、しかも国の補正予算に対応した市の補正予算措置は3月下旬にならざるをえないことから、工程、規模等によっては繰越明許とともに、場合によっては事故繰越となる場合も想定した対応が求められる。

については、上記規則の運用につき、事故繰越の場合でも起債発行が認められるような特例措置を講じられたい。

7. 庁舎施設に対する補助制度の新設ならびに庁用備品類購入費に対する起債措置について

[所管省庁] 自治省

[現状及び要望内容]

今回の災害に伴い本庁舎の6・7・8階が使用不能となる甚大な被害を受けており、また庁用備品類の損壊についても膨大な額になると予想される。

については、庁舎施設の災害復旧工事につき国庫補助・起債制度を新設されるとともに、庁用備品類についても、特例として起債対象とされたい。

[事例(事業名・事業費等)]

庁舎関係経費 約250億円

8. 災害廃棄物処理事業に伴う埋立処分地等の確保について

[所管省庁] 厚生省

運輸省

大阪湾広域臨海環境整備センター

[現状及び要望内容]

今回の災害に伴う廃棄物は、現有の焼却及び破碎選別施設では、質的・量的に対応が非常に困難であるため、埋立処分を検討中である。

また、倒壊家屋の処理に伴い、雑多な廃棄物が

膨大な量発生する。

については、緊急措置として、フェニックス埋立処分地の受入れ基準を緩和するか、もしくは災害廃棄物を処分できる埋立地を確保されたい。

[事例(事業名・事業費等)]

災害瓦礫処理 440億円

混合ごみ処理 9千万円

9. 市営墓地に対する助成制度の創設について

[所管省庁] 厚生省

[現状及び要望内容]

本市市営墓地については、この度の震災で、6墓所、26,000基のうち、約40%、10,000基の墓所が被災した。そのうちの約2割、2,000基は、地割れによる地盤の崩壊、あるいは擁壁の崩壊、または墓所の陥没に伴う倒壊である。これらについては市の責任で復旧せざるを得ないと思われるが、復旧費の概算は約10億円もの巨額にのぼると見積られている。

今回、墓地に対する助成としては都市公園である緑地部分に加えて市の維持管理にかかる墓園が同様の扱いとなった。

しかし、補助対象に認められるのは園路及び排水溝のみである。

本市の場合、前述のような被害が多く、約90%が補助対象外となっている。

今回のような激甚災害においては、墓所の復旧についても国庫補助制度の創設を行う等の措置を講じられたい。

[事例(事業名・事業費等)]

都市公園指定墓地(3墓地)復旧費 855,200千円

国庫補助対象 72,500千円

補助対象外 782,700千円

指定外墓地(3墓地)復旧費 381,100千円

10. 災害後の倒壊家屋等の処理にかかる国庫補助率の引上げ等について

[所管省庁] 厚生省 自治省

[現状及び要望内容]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によ

れば、災害廃棄物処理事業費に対する国庫補助については、補助率、補助対象に制限がある。

しかし、今回の災害では、市の全域が被害を受け、市の財政負担が膨大になるため、災害後の倒壊家屋等の処理にかかる事業について、最終処分費用を含む全ての経費を補助対象とするとともに、補助率の引上げ(1/2→3/4)を図られたい。

また、起債にかかる元利償還金について、なんらかの助成措置を講ずるとともに、交付税算入の場合は特別交付税で措置されたい。

[事例(事業名・事業費等)]

解体建物災害清掃事業

平成6年度	8,367,720千円
平成7年度	36,600,000千円

11 道路にかかる災害復旧について

[所管省庁] 建設省

[現状及び要望内容]

1. 幹線道路の復旧の場合、表層について一路線で復旧する必要があるため、被災箇所以外についても補助対象とされたい。
2. 民有法面等も含め道路復旧する必要がある場合、民有法面等も補助対象とされたい。
3. 応急仮工事の仮設橋については、迂回路等条件に適合しない場合は、採択除外となっているが、激甚災害の時は諸条件をはずし採択願いたい。
4. 適用除外の項目中「道路の付属物のみの被災」については補助対象とされたい。

[事例(事業名・事業費等)]

道路橋梁災害復旧事業

平成6年度	1,638,247千円
平成7年度	8,317,010千円

12. 公共基準点・水準点の改測にかかる国庫補助について

[所管省庁] 建設省

[現状及び要望内容]

今回の地震により、測量の基準となる国土地理院所管の国家三角点についても被災し、これにもとづき設置した本市基準点・水準点についても、

地殻の変動が激しく、改測が必要な状況にある。

基準点・水準点の整備は、今後の復興計画の策定、事業実施に欠かせないものであり、公共事業にかかる官民境界の設定あるいは地盤沈下の測定等多岐にわたるものであるため、国庫補助事業として措置を講じられたい。

[事例(事業名・事業費等)]

公共基準点等災害復旧事業

平成7年度	70,000千円
-------	----------

13. 自転車駐車場の災害復旧の特別措置について

[所管省庁] 建設省

[現状及び要望内容]

今回の震災に伴い自転車駐車場の被害は甚大なところであるが、未だ神戸方面への鉄道が不通であることから、公共交通の代替手段としての自転車の利用も増加しており、自転車駐車場の機能回復は一層重要と考えられる。

については、自転車駐車場の災害復旧についても、国において格段の助成措置を講じられたい。

[事例(事業名・事業費等)]

自転車駐車場災害復旧事業

平成7年度	24,400千円
-------	----------

14. 建設中の下水道施設が災害を受けた場合の補助・起債の特例措置について

[所管省庁] 建設省 自治省

[現状及び要望内容]

建設中の下水道施設が災害を受けた場合の手戻り工事については、災害復旧事業とはならず、通常事業として国庫補助金・起債とも措置されるところであるが、多額の事業を実施している下水道事業にあっては、手戻り工事額も相当額にのぼると見込まれるので、補助・起債につき災害復旧として特例措置を講じられたい。

[事例(事業名・事業費等)]

公共下水道建設事業

手戻り工事額	31億円
--------	------

15. 施設損壊による下水道使用料の大幅減収に対する起債の特例措置について

[所管省庁] 自治省

[現状及び要望内容]

災害による使用料等の減免措置については、歳入欠かん債等の措置がされるが、下水道使用料の減収については、対象外となっている。

しかしながら、施設の損壊により下水道使用料の大幅な減収が見込まれ、経営が困難となる状況にあるので、施設の損壊による下水道使用料の減収に対しても、起債等につき特例措置を講じられたい。

[事例（事業名・事業費等）]

下水道使用料

平成6年度減収見込額	3億56百万円
平成7年度減収見込額	6億6百万円

16. 災害公営住宅等災害復旧事業に伴う措置について

[所管省庁] 建設省 自治省

[現状及び要望内容]

1. 災害公営住宅建設及び倒壊市営住宅の再建設については、事業執行上、工期は2ヶ年ほどかかるため、繰越明許及び事故繰越をせざるを得ない状況であるので、事故繰越についても起債措置を認められたい。
2. 災害公営住宅の建設については、現在建設費のみが補助対象となっているが、用地の取得・造成費についても補助対象とされたい。
3. 倒壊市営住宅の再建設に伴う、入居者の仮移転用住宅の建設費について補助対象とされたい。
4. 災害復旧に伴う補助申請手続きの簡素化を図られたい。

[事例（事業名・事業費等）]

災害公営住宅の用地の取得及び造成費	2ヶ所	2,610,000千円
市営住宅再建設に伴う仮移転住宅建設費	172戸	596,840千円

17. 応急仮設住宅設置箇所の施設復旧工事費の助成措置について

[所管省庁] 厚生省 建設省 文部省

[現状及び要望内容]

現在応急仮設住宅の設置にあたり、市内の空地のみならず、野球場・テニスコートなどのスポーツ施設や公園施設などの用地を利用して建設している。

今後、応急仮設住宅が撤去された場合、当該施設を利用するためには原状復旧の工事が必要となり、多額の費用を要する。

については、これら施設の原状復旧工事についても、応急仮設住宅措置と同様に、国・県の助成措置を講じられたい。

[事例（事業名・事業費等）]

仮設住宅用施設復旧金額	799,696千円
[内訳]	
公園管理者所管分	268,600千円
教育委員会所管分	271,096千円
厚生年金スポーツセンター所管分	260,000千円

18. 災害復興関連に伴う特例措置について

[所管省庁] 建設省 自治省

[現状及び要望内容]

今回の災害において、最も被害の集中した森具地区11haと西宮北口駅北東地区36haについて土地区画整理事業及び市街地再開発事業により災害復興を計画し、建築基準法第84条第1項の規定に基づき建築物の制限を2月1日告示をもって行ったところであるが、

次の点につき特段の配慮をお願いしたい。

1. 区画整理事業(森具地区、西宮北口駅北東地区)
 - (1)建築基準法第84条第1項の建築制限に関連し、既に用地の買取請求が出されようとしているが、都市開発資金の活用を図った場合の無利子の取扱いをされたい。
 - (2)減歩緩和のための用地買取について、都市開発資金で対応するとともに、減価補償金と同様の取扱いをもって、国庫補助対象に組み込まれたい。
 - (3)緊急時扱いにおいて、仮設住宅、仮設店舗を早急に用意する必要があり、事業認可後ではなく、都市計画決定時において、仮設住宅等の建設について補助対象として、事業計画に

組み込まれたい。

2. 市街地再開発（西宮北口駅北東地区第2種）

(1)都市計画決定以降、再開発住宅や仮設住宅及び仮設店舗等の建築が生じるが、事業認可以前の設置分についても国庫補助対象とするとともに、補助裏負担については全額起債として認証されたい。

(2)換地処分前の買取り請求についても、無利子の資金融資を講じられたい。

3. 市街地再開発（JR西宮駅南地区）

昭和56年度から取り組んできたJR西宮駅南地区の再開発事業も平成7年3月の第4棟の完成をもって終了する運びであったが、一転この度の震災で多額の被害を受けた。現在その修復に努めているところであるが、被災した建築物の修復費用について、改めて国庫補助対象とされたい。

[事例（事業名・事業費等）]

1. 区画整理事業（森具地区、西宮北口駅北東地区）

土地関係経費 (1)+(2)	
約52,200㎡	17,250,000千円
仮設関係経費 (3)	
260戸×@3,000千円/戸	780,000千円

2. 市街地再開発（西宮北口駅北東地区第2種）

買取り請求額 (1) 約8,450,000千円

3. 市街地再開発（JR西宮駅南地区）

修復工事費	473,800千円
共同施設整備費	110,540千円

19. 国の平成6年度災害関連補正予算に伴う国庫補助金交付の特例措置について

[所管省庁] 建設省

[現状及び要望内容]

現在施行中の阪神間都市計画事業甲東瓦木第一特定土地区画整理事業（33.4ha）においては、ほぼ全域で工事は終了し、出来高確認測量を行い、換地処分に向け換地計画書、各管理者への引継ぎ図書等も作成していた。

しかしながら、今回の震災により、公共用地ならびに宅地の構造物が、著しい被害を受け、その復旧工事を実施する必要があり、また測量作業、

換地計画書作成作業等を再度行う必要がある。

については、上記の工事ならびに調査委託に対して国庫補助金が交付されるように特例措置を講じられたい。

[事例（事業名・事業費等）]

復旧工事	130,000千円
測量作業	160,000千円
換地計画作成	93,000千円

20. 消防団車庫にかかる補助制度の運用緩和について

[所管省庁] 自治省

[現状及び要望内容]

消防団車庫にかかる消防団拠点施設等整備事業補助制度については、1カ所当り定額11,472千円であり、しかも鉄筋コンクリート造りとするよう構造上の制約もある。

この補助制度では、事実上車庫程度しか建設できないので、詰所等を含めた実施事業費に対し補助率(1/2～2/3)を設定されるとともに、構造上の制約を撤廃されたい。

[事例（事業名・事業費等）]

建て替え	4分団	70,000千円
修復費	9分団	4,500千円

21. 公立文化施設ならびに市が設置した地域集会施設の災害復旧にかかる助成措置等の創設について

[所管省庁] 自治省

[現状及び要望内容]

市民会館等の公立文化施設ならびに市が設置した地域集会施設（共同利用施設、市民館等）の災害復旧については、単独災害復旧としての起債措置はあるが、今回の被害の甚大さに鑑み、特例として国庫補助制度を創設されたい。

[事例（事業名・事業費等）]

市民会館	1,000,000千円
フレンテホール（JR西宮駅前）	400,000千円
共同利用施設	93,000千円
段上センター	38,000
高木センター	47,000
その他センター	8,000

地区市民館	124,000千円
甲陽園市民館	30,000
その他市民館	19,000
「広田山荘」	75,000

22. 地域集会施設（コミュニティ施設）に対する建替補助制度の新設について

[所管省庁] 自治省

[現状及び要望内容]

市内には、自治会等が設置した地域集会施設（コミュニティ施設）が数多くあり、これらの施設の多くも全半壊等の被害を受けているのが実情である。

については、今回の震災に伴う特例として、地域集会施設（コミュニティ施設）に対する補助制度の新設を図りたい。

23. 市と関連する法人立の施設の災害復旧について

[所管省庁] 文部省 自治省

[現状及び要望内容]

西宮市民の文化・スポーツ活動に大きな役割を果たしている財団法人等の外郭団体が設立した施設については、今回の震災による災害復旧補助対象外施設として扱われ、現在復旧の目途すら立たない状況である。

しかし、これらの施設については、本市が出資して設立し、運営費の大部分を市が負担して、他の公立施設と同様に市民への事業を展開しているところである。

については、これらの施設においても、公立施設に準じた取扱いをしていただきたい。

[事例（事業名・事業費等）]

- 財団法人 西宮市大谷記念美術館
- 財団法人 西宮スポーツセンター
- 財団法人 西宮市文化振興財団

24. 校舎の解体及び校舎の新設復旧について

[所管省庁] 文部省

[現状及び要望内容]

西宮市における市立西宮高等学校、市立上ヶ原中学校、市立上ヶ原小学校の3校については、特に震災による被害が甚大である。

被災した学校では、使用可能な教室の転用利用あるいは二部授業等により開校に努力しているが、西宮高等学校については、全ての校舎等が大きな被害を受けており、現在、仮設普通教室の建設に着手しているものの、未だ開校にいたっていない現状である。

校舎の新設復旧については、3校で約76,000㎡の校地を必要とし、新たに他に用地を求めることは到底困難なことであり、現地で建て替えをせざるを得ない状況である。

一方、公立学校施設災害復旧費国庫負担等においては、被害発生後1ヶ月以内に対象工事費積算内訳書、被害配置図、復旧図、被害写真等を添付した「事業計画書」を提出したうえ、大蔵省による現地調査の後、復旧工事に着手することとなっている。

今後、余震等による被災校舎の倒壊の恐れもあり、早急に校舎解体に着手できるよう事務処理の簡素化を図りたい。

また、校舎の新設復旧にあたっては、児童生徒数による資格面積によらず、現校舎が保有している面積を国庫負担の対象とするとともに、国庫負担率（2/3）の増率を図りたい。

25. 私立学校（幼稚園）施設の災害復旧費に対する補助について

[所管省庁] 文部省

[現状及び要望内容]

現行では、激甚災害法第17条の適用がされた場合は、被災私立学校施設の災害復旧については、私立学校施設災害復旧費調査要領に基く現地調査等により復旧費を算出のうえ、その復旧費の2分の1を学校設置者に対して国庫補助することができるとなっているが、公立学校に対する補助は3分の2を国庫補助することとなっている。

学校教育に対する貢献は、公立・私立にその相違があるわけではなく、公立・私立が相互に連携しつつ広く学校教育を展開し、児童生徒の健全な成長に努力を傾注しているところである。特に、私立幼稚園については、少子化により幼児数が減少する中で、経営基盤に不安をいだきながら、幼児教育を展開しているところである。

今回の震災による被害は、公立・私立共通のこ

とであり、私立学校に対しても公立学校と同様な補助をされたい。

26. 浄水場施設、配水管施設の復旧にかかる補助率について

[所管省庁] 厚生省 自治省 通商産業省

[現状及び要望内容]

激甚災害として、浄水場施設、配水管施設の復旧にかかる国庫補助率につき80%を確保されるとともに、応急給水・災害復旧に全力を傾けている現状をご理解いただき、補助申請書類の作成等手続きにおいて特段の簡素化を図られたい。

併せて、補助裏起債を全額許可されたい。

27. 給水装置の復旧補助対象化について

[所管省庁] 厚生省 自治省

[現状及び要望内容]

平常時には個人負担となっている配水管から分岐した給水装置のうち、配水管からメーターまでの給水管いわゆる引込管の復旧に対する補助と併せて、本市ではメーターを越えた部分に一栓を確保する方法で給水の復旧を行っているので、このいわゆる「一栓出し」までを補助対象とし、80%の国庫補助率を適用されたい。

この「一栓出し」は震災によって給水不可能となっている家庭について、最低限一つの蛇口を確保しないと応急とはいえ復旧したことになることと、メーターを越えた部分に一栓を確保するのは復旧後の料金算定のもととなるメーターの検針を可能にするためである。

また補助裏起債を全額許可されたい。

28. 既往債にかかる元利償還金の繰り延べについて

[所管省庁] 自治省 大蔵省

[現状及び要望内容]

震災により、水道水を給水していないことから、水道料金を市民から徴収できず、必然的に水道料金が減収となっている。従って、非常に苦しい経営を強いられる状況にあるので、既往債にかかる元利償還金の繰り延べ措置を講じられたい。

29. 水道料金の減収補填について

[所管省庁] 厚生省 自治省

[現状及び要望内容]

水道事業は、給水を受けた市民から水道料金を徴収することでその大部分の財源を確保しているが、この度の震災に因り給水できなくなったため、必然的に水道料金の収益減が生じている。

従って、水道事業の健全経営を維持するため、国の特別な助成制度を新設されたい。

また、公営企業についても減収補填債の制度を認められたい。

[事例（事業名・事業費等）]

平成6年度減収額	1,108千円
平成7年度減収額	1,845千円

[追加要望事項]

30. 消防防災施設・設備整備費補助制度の補助率、基準額の引き上げについて

[所管省庁] 自治省

[現状及び要望内容]

基準額について、実勢価格と格差が大きく地方団体の契約実績を参考にして基準額の引き上げを行い、震災地域に対する特別措置法等により、当分の間補助率を2/3に引き上げるとともに、補助裏起債を全額許可されたい。

[事例（事業名・事業費等）]

平成6年度実績

事業名	事業費	基準額
消防ポンプ自動車(CD-II型)	34,505千円	10,788千円
はしご付消防自動車	150,380千円	87,810千円 (ポンプ除く)
耐震性防火貯水槽(100㎡)	16,377千円	12,900千円

31. 小売市場・商店街の早期復興を支援するための仮設共同店舗設置の助成及び本格復興のための支援策の創設について

[所管省庁] 通商産業省

[現状及び要望内容]

中小零細業者で構成される小売市場・商店街の大多数は、壊滅的損壊を受けており、これら地域商業施設の早期復興は、産業振興上、緊急の課題となっている。

については、当面の営業を行う仮設共同店舗の設

置に対する財政的支援と、今後の本格的な復興を行うためにソフト・ハード両面からの支援策を講じられたい。

32. 信用保証料の市負担に対する助成制度の新設について

[所管省庁] 通商産業省

[現状及び要望内容]

市の独自制度として、罹災中小企業者に対する応急復旧を支援する特別融資制度を新設し、中小企業者の負担の軽減を図るため、利子補給に替えて、融資額500万円までにかかる信用保証料を市が負担する措置を講じたところである。融資件数が膨大な数にのぼり、市の信用保証料負担額も相当の額になる見込みである。

については、今回の震災に伴う特例として、かかる市の信用料負担に対する補助制度の新設を図られたい。

[事例（事業名・事業費等）]

保証料負担額 333,938千円（1,500件）

33. 卸売市場機能回復施設にかかる補助制度の新設について

[所管省庁] 農林水産省

[現状及び要望内容]

市内には地方卸売市場があり、市民への生鮮食料品の安定供給という公共的使命を果たしている。

しかし、今回の地震に伴い、市場施設が大きな損害を被ったため、その役割が十分に発揮できない状況に追い込まれている。

については、卸売市場施設の災害復旧施設についても、災害復旧事業にかかる補助制度の新設を図られたい。

[事例（事業名・事業費等）]

卸売市場機能回復施設 135,000千円

34. 溜池増高申請にかかる採択基準ならびに共同利用施設（集出荷場）の補助にかかる採択基準の緩和について

[所管省庁] 農林水産省

[現状及び要望内容]

補助の増高申請の対象となる農家は、生産緑地農家3戸以上という運用規定があるが、本市で災害復旧の対象となる農業用溜池の関係耕作者は、生産緑地農家が2戸、宅地化農地農家が6戸という現状であるので、特段の配慮をもって、この規定の緩和措置を図られたい。

また、被害を受けている集出荷場は、農会所有（任意団体）の施設であり、法人組織の所有物ではない。補助の対象は、法人組織の所有施設に限られているため、任意団体も補助対象となるよう採択基準の緩和を図られたい。

[事例（事業名・事業費等）]

塩瀬町生瀬ぶどう池復旧	8,000千円
山口町船坂集出荷場復旧	3,000千円

35. 勤労福祉施設の震災復旧工事に対する補助制度の新設について

[所管省庁] 労働省

[現状及び要望内容]

勤労福祉施設である勤労会館及び勤労青少年ホームも、この度の震災により被害が生じている。

また、雇用促進事業団と市が共同して設置した勤労体育館についても、同様に被害が生じている。

については、単独災害復旧事業としての起債措置だけでなく、特例として補助制度の新設を図られたい。

[事例（事業名・事業費等）]

勤労会館災害復旧工事	16,180千円
勤労青少年ホーム災害復旧工事	10,000千円

36. 大気汚染常時監視施設等の復旧にかかる国庫補助率の引上げ等財政的支援について

[所管省庁] 環境庁

[現状及び要望内容]

大気汚染常時監視施設として、市庁舎8階に環境監視テレメーター室のほか、1階に環境監視情報表示装置を設置するとともに、国道43号測定局など10局の測定局を開設しているが、これらの施設に配備している集中監視システム、大気測定機器は甚大な被害を受けている。

については、今回の震災に伴う復旧費として、国

庫補助率の引上げ等、格段の財政措置を講じられたい。

[事例（事業名・事業費等）]

集中監視システム	70,000千円
大気汚染測定機（一酸化炭素計他）	29,300千円
合計	99,300千円

37. 工場・事業場等の環境保全及び環境監視施設等の早期復旧にかかる支援について

[所管省庁] 環境庁

[現状及び要望内容]

今回の震災により、工場・事業場等の環境保全施設及び環境監視施設に甚大な被害が生じており、震災による環境悪化を防ぐため、早期の復旧が望まれる。

については、工場・事業場等の環境保全施設の復旧にかかる支援対策を講じられたい。

38. 被災した民間医療機関の再建支援について

[所管省庁] 厚生省

[現状及び要望内容]

西宮市内では、多くの民間医療機関の診療機能に甚大な被害が生じており、市民の健康確保のために被災医療機関の再建が急務であり、地域医療の再建のために、民間医療機関への再建支援が不可欠である。

については、被災した民間医療機関の地域医療に果たしている役割を評価し、補助制度を創設されたい。

また、被災した民間医療機関再建のため、長期無利子の融資制度を実施されたい。

[事例（事業名・事業費等）]

被災病院・診療所数及び損害額（2月15日現在）		
病院（公立を除く）	21機関	1,722,970千円
有床診療所	68機関	706,920千円

別紙⑤ 兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する要望（要望先—厚生大臣）

[別記要望事項]

1. 災害救助法に基づく対策経費採択基準の運用緩和について

今回の災害に伴う救助活動にあたっては、人知を越える未曾有の災害に対し、かつ緊急対応を余儀なくされたのが実情であります。従って、災害救助法に基づく経費の採択基準について、基準単価ならびに期間等につき実情に応じた運用緩和と災害救助費用の清算事務にあたっては、作成書類の簡素化等手続きの省力化を図られたい。

2. 国民健康保険の財政支援について

被災後、事業所の倒産、営業不振等による解雇・退職のため、社会保険から国民健康保険への加入者が増加してくるとともに、自営業者等従来からの加入者も家屋の倒壊や営業不振等により、保険料の負担能力が著しく低下することが予想されます。

については、財政維持のため次の保険料減収分について財源補填を実施されるとともに、震災にともなう影響額の補填は平成6・7年度に限らず健全財政実現時まで支援されたい。

- 保険料率、限度額を平成6年度水準に据置く

ことによる減収補填

- 収納率低下にともなう普通調整交付金の減額措置の不適用および過去3年平均収納率との差額補填
- 震災死亡による葬祭費増大に対する補填

3. 被災した民間医療機関の再建支援について

西宮市内では、多くの民間医療機関の診療機能に甚大な被害が生じており、市民の健康確保のために被災医療機関の再建が急務であり、地域医療の再建のために、民間医療機関への再建支援が不可欠である。については、被災した民間医療機関の地域医療に果たしている役割を評価し、補助制度を創設されたい。

また、被災した民間医療機関再建のため、長期無利子の融資制度を実施されたい。

4. 災害弔慰金適用外の被災者に対する見舞金制度の創設について

現行災害弔慰金・災害障害見舞金制度に該当しない重傷者および住家の損壊等の被災に対する見舞金制度を創設されたい。

5. 市営墓地に対する助成制度の拡充について

今回、墓地に対する助成としては都市公園である緑地部分に加えて、市の維持管理に係る墓園が同様の取扱いとなるなど、かなりの拡充が図られている。

しかし、本市の復旧費総額は、10億円を超える状況にあるので、復旧工事にともなう墓石の仮移転経費についても助成措置を講ぜられたい。

6. 災害廃棄物処理事業にともなう埋立処分地等の確保について

今回の災害にともなう廃棄物は、現有の焼却および破碎選別施設では、質的・量的に対応が非常に困難であるため、埋立処分を検討中である。また、倒壊家屋の処理にともない、雑多な廃棄物が膨大な量発生する。

については、緊急措置として、フェニックス埋立処分地の受入れ基準を緩和するか、もしくは災害廃棄物を処分できる埋立地を確保されたい。

7. 災害廃棄物処理事業費および廃棄物処理施設災害復旧費に係る国庫補助の拡充について

廃棄物の処理および清掃に関する法律の規定によれば、災害廃棄物処理事業費および廃棄物処理施設災害復旧費に対する国庫補助については、補助率、補助対象に制限がある。

しかし、今回の災害では、市の全域が被害を受け、市の財政負担が膨大になるため、災害後のし尿処理、ごみ処理、特に、倒壊家屋等の処理にかかる事業について、最終処分費用を含む全ての経費を補助対象とするとともに、補助率の引上げ(現行1/2を3/4)を図られたい。

また、廃棄物処理施設災害復旧費の補助率(現行1/2)を最大限まで引上げられたい。

なお、起債にかかる元利償還金については、なんらかの助成措置を講ずるとともに、交付税算入の場合は特別交付税で措置されたい。

8. 応急仮設住宅設置箇所の施設復旧工事費の助成措置について

現在、応急仮設住宅の設置にあたり、市内の空地のみならず、野球場・テニスコートなどのスポーツ施設や公園施設などの用地を利用して建設し

ております。

今後、応急仮設住宅が撤去された場合、当該施設を利用するためには現状復旧の工事が必要となり、多額の費用を要する。

については、これらの施設の原状復旧工事についても、応急仮設住宅措置と同様に助成措置を講じられたい。

9. 浄水場施設、配水管施設の復旧にかかる補助率について

激甚災害として、浄水場施設、配水管施設の復旧にかかる国庫補助率につき80%を確保されるとともに、応急給水・災害復旧に全力を傾けている現状をご理解いただき、補助申請書類の作成等申請手続きにおいて、特段の簡素化を図られたい。

併せて、補助裏起債を全額許可されたい。

10. 給水装置の復旧補助対象化について

平常時には、個人負担となっている配水管から分岐した給水装置のうち、配水管からメーターまでの給水管いわゆる引込管の復旧に対する補助と併せて、本市ではメーターを越えた部分一栓を確保する方法で給水の復旧を行っているので、このいわゆる「一栓出し」までを補助対象とし、80%の国庫補助率を適用されたい。

この「一栓出し」は、震災によって給水不可能となっている家庭について、最低限一つの蛇口を確保しないと応急とはいえ復旧したことにならないことと、メーターを越えた部分一栓を確保するのは復旧後の料金算定のもととなるメーターの検針を可能にするためである。

また、補助裏起債を全額許可されたい。

11. 水道料金の減収補填について

水道事業は、給水を受けた市民から水道料金を徴収することでその大部分の財源を確保しているが、この度の震災により給水できなくなったため、必然的に水道料金の収益減が生じている。

したがって水道事業の健全経営を維持するため、国の特別な助成制度を新設されたい。

また、公営企業についても減収補填債の制度を認められたい。

別紙⑥ 兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する要望（要望先—建設大臣）

〔別記要望事項〕

1. 被災市街地復興特別措置法の早期制定について
被災市街地の円滑な復興計画を推進するため。
2. 道路、河川等公共土木施設の補助率の引き上げについて
道路等公共土木施設の被災については、市民生活の根幹をなすものであることから、早急に復旧を図る必要があり、特に、補助率の引上げを図りたい。
3. 都市災害復旧事業費の確保と補助対象の拡大と補助率の引き上げについて
街路、公共下水道、公園等、都市施設の復旧事業を円滑に進める上で、災害復旧事業費の確保と補助対象の拡大、補助率の引上げをお願いしたい。
4. 都市開発資金による用地先行取得制度の特例措置について
譲渡所得に関する特別控除（5,000万円）の適用をお願いしたい。
5. 阪神高速（大阪神戸線・湾岸線）の早期復旧と阪神高速道路の復旧事業に対する災害復旧事業の適用について
阪神間東西動脈の被災は、鉄道被災とともに災害復旧に重大な影響を与えていることから、早期復旧が必要である。
6. 高規格道路の整備促進について
 - (1)高速湾岸線の、六甲アイランド以西への延伸の促進
 - (2)湾岸側道の東（尼崎市）以西（神戸市）への延伸計画の促進
 - (3)広域幹線道路ネットワークの整備として、国道176号線（名塩道路）の早期完成及び表六甲山麓バイパス道の計画促進
7. 重点復興地域等に係る土地区画整理事業、市街地再開発事業、街路事業について、早期の新規採択及び所要の事業費の確保について
平成7年度新規採択についても、十分なる予算措置をお願いしたい。
8. 震災復興事業地において、土地区画整理事業地等における公共用地の取得及び従前居住者用住宅用地の取得等に対する財政支援と譲渡所得課税の軽減について
土地区画整理事業に係る減歩緩和のための用地取得等について、減価補償金以上の減歩緩和を図り、事業の円滑な執行を図るための補助枠の拡大をお願いしたい。
9. 建設中の下水道施設が災害を受けた場合の補助・起債の特例措置について
建設中の下水道施設が災害を受けた場合の手戻り工事については、災害復旧事業とはならず、通常事業として国庫補助・起債とも措置されているところであるが、多額の事業を実施している下水道事業にあっては、手戻り工事額も相当にのぼると見込まれるので、補助・起債につき災害復旧として特例措置を講じられたい。
10. 建設中または供用開始前の公共土木施設の被災に対する災害復旧事業の適用について
甲東・瓦木第1区画整理、JR西宮南再開発事業など事業中の施設被害について、特段の措置をもって補助採択されたい。
11. 施設損壊による下水道使用料の大幅減収に対する起債の特例措置について
災害による使用料等の減免措置については、歳入欠かん債等の措置がされるが、下水道使用料の減収については、対象外となっている。
しかしながら、施設の損壊により下水道使用料の大幅な減収に対しても、起債等につき特例措置を講じられたい。
12. 自転車駐車場の災害復旧の特例措置について
今回の震災による道路状況の悪化に伴い交通渋滞が慢性化し、公共交通の代替手段としての自転車利用が増加しつつあり、自転車駐車場の機能回復は一層重要と考えられる。については、自転車駐車場の災害復旧についても、国において格段の助成措置を講じられたい。

13. 私道の災害復旧について

私道の災害復旧については、現行制度では災害復旧事業の対象にならず、工事箇所数、工事額も相当額になり、個人負担では対応が困難であり、補助対象等による財政的支援の特例の措置を講じられたい。

14. 公共下水道宅地内排水設備の復旧について

宅地内の排水設備の災害復旧については、個人の施工が原則になっているが、工事額の負担について財政的支援を講じられたい。

15. 公共基準点・水準点の改測に係る国庫補助について

今回の地震により、測量の基準となる国土地理院所管の国家三角点についても被災し、これに基づき設置した本市基準点・水準点についても、地殻の変動が激しく、改測が必要な状況にある。基準点・水準点の整備は、今後の復興計画の策定、事業実施に欠かせないものであり、公共事業に係る官民境界の設定あるいは地盤沈下の測定等多岐にわたるものであるため、国庫補助事業として措置を講じられたい。

16. 液状化現象による損壊について

今回の地震災害による液状化現象により、道路等の公共施設が損壊いたしました。現行の災害復旧事業の対象以外の施設についても補助対象になるよう特別の措置を講じられたい。

17. 急傾斜地崩壊対策事業に係る地元負担金の免除と補助率の引き上げについて

急傾斜地崩壊による2次災害を防止するため、地元地方負担金の免除と補助率の引き上げによる事業の推進を図られたい。

18. 私有危険宅地の助成措置について

従来私有危険宅地の防災工事については、防災工事の融資制度等により、対応してきたが、今回の災害による復旧工事については特段の財政的支援を講じられたい。仁川百合野町、宝生ヶ丘、苦楽園4番町、生瀬高台等の危険宅地の砂防、地滑り等の防災工事の整備を図られたい。

19. 応急仮設住宅としての民間賃貸住宅家賃補助制度の創設

応急仮設住宅の建設については、場所の確保と多額の費用を要し、量の確保が難しいことから、民間賃貸住宅を借り上げ、避難所からの2次移転を促進し、早期に避難者の生活改善を図るため。

20. 被災者のための公営住宅（災害公営住宅）等公共賃貸住宅の建設（用地費を含む）に係る国庫負担の引き上げ

応急仮設住宅は2年を限度としていることから、被災者用公営住宅の建設は急務である上、非常に多数の戸数を必要とする。地方の負担は莫大な額が予測され、震災を特例として国庫補助の引き上げと全額起債とされたい。

21. 公営住宅等公共賃貸住宅の災害復興に係る国庫負担の引き上げについて

災害公営住宅と同等の補助率に引き上げられたい。

22. 災害公営住宅建設期間の延長について

災害公営住宅については多数の戸数が必要であり、用地の確保に時間を要することから、2カ年の期間を延長されたい。

23. 新用途地域に関する都市計画決定期限の延長について

市街地の災害復旧と災害に強いまちづくりを考えると、復興事業の実施にともない現在検討中の都市計画法改正にともなう新用途地域については、部分的に見直しの必要が生じることが考えられることから、決定期限（平成8年6月）の延長をお願いしたい。

24. 建築基準法改正（昭和48年）以前の区分所有マンションの再建にともなう容積率の緩和について

都市計画法、建築基準法の改正（昭和48年9月25日）以前に建設された区分所有マンション等の建替計画が、現行建築基準法の適用を受け、既存の容積が確保できないことになり、分譲マンションの復興が困難になるため、容積率の制限の緩和をお願いしたい。

25. マンション等の再建にあたっての「建物の区分所有等に関する法律」の規定による議決要件の緩和及び全壊時等における民法の特例規定の創設等建替えが促進できる仕組みの創設について

全員または5分の4以上の権利者の同意がなければ除去または建替えができない現行法においては、ガレキの取り出しもできないまま放置されることとなり、復興計画が著しく停滞することとなる。

26. 住宅融資残高に対する利子の免除と元金の据置期間並びに償還期間の延長について

住宅融資残高に対する利子の免除と元金の据置期間並びに償還期間の延長が必要。

27. ガレキの処理対策等について（個人住宅等被災建物等のガレキ処理への補助率の引き上げ）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によれば、災害廃棄物処理事業費に対する国庫補助については、補助率、補助対象に制限がある。しかし、今回の災害では、市の全域が被害を受け、市の財政負担が膨大になるため、災害後の倒壊家屋等の処理に係る事業について、最終処分費用を含むすべての経費を補助対象とするとともに、補助率の引き上げ（1/2→3/4）を図られたい。また、起債に係る元利償還金については、なんらかの助成措置を講ずるとともに交付税算入の場合は特別交付税で措置されたい。

別紙⑦ 兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する要望（要望先—建設大臣）

〔要望事項〕

1. 私道の災害復旧費用に係る財政支援について

私道の災害復旧費用については、被害箇所および復旧工事費用も相当額になるなど、個人負担では対応が困難であります。

については、現行災害復旧事業の対象外となっている私道の災害復旧費用について、国庫補助対象とされるなど財政的支援の特例措置を講じられたい。

2. 公共下水道宅地内排水設備の災害復旧費用に係る財政支援について

個人で施行することが原則となっている、民間宅地内排水設備の災害復旧工事に係る費用について財政支援を講じられたい。

3. 液状化現象により損壊を被った建築物等の復旧に係る財政支援について

今回の震災による地盤の液状化により、多数の

建築物等に被害が発生しております。

つきましては、建築物等の復旧にあたり、地盤の変形、強度等の変化と今後の予測が専門的であり、個々の所有者では判断が困難なため、技術的な指導及び復旧費用について助成策を講じられたい。

4. 応急仮設住宅としての民間賃貸住宅家賃補助制度の創設及び生活支援について

応急仮設住宅の建設については、場所の確保と多額の費用を要し、量の確保が難しい状況にあります。

については、早期に避難者の生活改善を図るため、民間賃貸住宅を借り上げ避難所からの2次移転を促進する場合の家賃補助制度を創設されるとともに、個別建替え等にたいする支援策を講じられたい。

別紙⑧ 兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する要望（要望先—自治大臣）

〔要望事項〕

雑損控除等にかかる個人市民税の減収に対する財源補てん措置について

震災により損害を受けた損失額については、平成6年中の所得から控除できるよう法改正がなされたところでもあります。

この特例措置により、個人市民税は大幅な減少になり、しかも、この措置により平成10年までの影響が懸念されるところでもあります。個人市民税にかかる災害減免については、歳入欠かん等債で措置されますが、雑損控除等にかかる減収額については、普通地方交付税で補填措置がなされると聞いております。

しかしながら本市は不交付団体であることから、特例として減収補てん債で措置していただきたい。

別紙⑨ 阪神・淡路大震災に伴う復旧・復興対策に関する要望（要望先—兵庫県知事）

〔要望事項〕

民有危険宅地に係る擁壁復旧工事について

今回の震災の影響でがけ崩れや地滑りなどの二次災害の危険がある宅地が、兵庫県の調査によれば西宮・芦屋・宝塚の三市で840ヶ所にのぼっている。

これらの宅地に係る擁壁の復旧について国は、一定の採択基準のもと災害関連緊急事業等の公共事業で対応し、民地間の擁壁の復旧については災害復興宅地融資制度等の活用によって対処すべき、との方向を示している。

しかしながら、個々の被災危険宅地の復旧については被災者の資力問題などで放置される可能性は極めて高い状況にある。

については、個々の宅地に係る擁壁工事については兵庫県において何らかの救済措置を講じていただきたい。

別紙⑩ 阪神・淡路大震災に伴う復旧・復興対策に関する要望

（要望先—地震対策担当大臣・大蔵大臣・厚生大臣・建設大臣・自治大臣）

〔要望事項〕

1. 応急復旧対策

(1)倒壊家屋等ガレキ処理について

このたびの震災で特に被害が集中した三市では、全・半壊建物が9万5千世帯を越え、現在、倒壊建物の撤去作業に積極的に取り組んでいるところであるが、これらのガレキ処理に要する事業費は莫大な経費になるものと見込まれる。

については、個人解体分の最終処分費用を含めて全額を国庫補助対象としていただくとともに、実勢価格に応じた補助制度を運用し超過負担が生じないよう措置していただきたい。

また、事業の早期完了を図るべく全力をあげて取り組んでいるところであるが、対象件数が膨大なため処理業務が一部平成8年度に継続する見通しであり、引き続き国庫補助による財源措置を講じていただきたい。

(2)応急仮設住宅の環境向上等について

応急仮設住宅での生活は、限られた期間とはいえ入居者である被災者の心身の健康に及ぼす影響は大なるものがあると考えられる。

については、生活環境向上のためエアコンの設置や、ひさしの取り付け、簡易な舗装等の設備について財源的支援を講じていただきたい。

また、現在もなお、仮設住宅の提供戸数が不足しており被災者の希望に十分応じられない状況にあるので、仮設住宅の建設についてもより一層の配慮をお願いしたい。

2. 震災復興対策

(1)市街地再開発事業等震災復興事業にかかる財政的支援について

震災によって特に被害の集中した市街地の復興のための土地区画整理事業、市街地再開発事業、総合住環境整備事業などの復興事業については、その推進にあたって必要となる市税等一般財源の負担は巨額なものになると予想され、一方、市歳入の根幹をなす市税収入は大幅な減収となる見通しである。

については、復興事業の円滑な推進を図るため、これらの事業に対する補助率の優先確保とともに、特例的に補助率4/5の高上げ措置を講じていた

だきたい。

また、起債についても特段の措置を講じていただき、併せて現行の償還期限の大幅な延長をお願いしたい。

なお、震災に強いまちづくりのための基盤整備を促進し、災害時における交通網のネットワークとして重要な役割を果たす都市計画道路の整備についても現行の災害特例補助率8/10を適用していただきたい。

(2)災害公営住宅建設用地に係る国庫補助制度の創設について

被災三市では、震災により倒壊した住宅の復興のため総戸数約2千7百戸の災害公営住宅の供給を計画している。

しかしながら、住宅の建設を進めるにあたり用地取得費に国庫助成がないため、その一般財源の負担は膨大な額にのぼるものと考えられる。

については、用地取得費の軽減を図るため用地費

に対する国庫補助制度の創設と裏負担額100%の起債充当や、償還期限の大幅な延長など特段の措置を講じていただきたい。

(3)普通交付税不交付団体に対する財政上の配慮について

現行の地方財政への支援措置は普通地方交付税の中で措置されるケースが大部分であるが、特に、個人市民税の雑損控除等に係る減収額については普通地方交付税で補填措置がなされるのみであり、被災三市は不交付団体であるため、その恩恵が受けられない。

については、市税の大幅な減収が確実な見通しの中で復興事業を早期に進めるため、簡便法による雑損控除等に係る減収見込額については、減収補填債の発行および特別地方交付税による救済措置を講じていただくとともに、事業費の国庫補助裏負担額100%の起債充当など、地方債による減収補填措置についても特段の配慮をお願いしたい。

別紙⑪ 阪神・淡路大震災に伴う復旧・復興対策に関する要望（要望先—建設大臣）

〔別記要望事項〕

(1)市街地整備事業等震災復興事業にかかる財政支援について

被災した市街地の復興のための土地区画整理事業、市街地再開発事業、住環境整備事業などの復興事業については、国の平成7年度一次補正において、被災地域に重点的に補助金の配分がなされたところであるが、その事業推進にあたって必要となる市税等一般財源の負担は巨額なものになることが予想され、一方、市歳入の根幹をなす市税収入は大幅な減収となる見通しである。

については、復興事業の円滑な推進を図るため、これらの事業に対し補助率4/5の嵩上げ措置を講じられたい。

また、起債についても現行の償還期限の大幅な延長など特段の措置を講じられたい。

なお、震災に強いまちづくりのための基盤整備を促進し、災害時における交通網のネットワークとして重

要な役割を果たす都市計画道路の整備についても現行の災害特例補助率8/10を適用されたい。

(2)災害公営住宅等の公的住宅施策に対する財政支援について

被災者に対する災害公営住宅を早期大量に供給するため、本市では約1,700戸の住宅建設をはじめ、特定優良賃貸住宅や住宅・都市整備公団住宅借上げ制度などの活用により、被災者住宅を確保することとしている。

しかしながら、住宅の建設を進めるにあたり用地取得費に国庫補助がないことや大量の住宅供給を必要とするため、その一般財源の負担は膨大な額にのぼるものと考えられる。

については、用地取得費に対する国庫補助制度の創設と特定優良賃貸住宅制度等における家賃対策補助金の現行補助率1/2の引き上げ措置を講じられたい。

別紙12 阪神・淡路大震災に伴う復旧・復興対策に関する要望

(要望先—内閣総理大臣・大蔵大臣・建設大臣・自治大臣・厚生大臣・地震対策担当大臣)

〔別記要望事項〕

(1)市街地整備事業等震災復興事業にかかる財政支援について

被災した市街地の復興のための土地区画整理事業、市街地再開発事業、住環境整備事業などの復興事業については、国の平成7年度一次補正において、被災地域に重点的に補助金の配分がなされたところであるが、その事業推進にあたって必要となる市税等一般財源の負担は巨額なものになることが予想され、一方、市歳入の根幹をなす市税収入は大幅な減収となる見通しである。

については、復興事業の円滑な推進を図るため、これらの事業に対し補助率4/5の嵩上げ措置を講じられたい。

また、起債についても現行の償還期限の大幅な延長や、起債充当率の引き上げなど特段の措置を講じられたい。

なお、震災に強いまちづくりのための基盤整備を促進し、災害時における交通網のネットワークとして重要な役割を果たす都市計画道路の整備についても現行の災害特例補助率8/10を適用されたい。

(2)災害公営住宅等の公的住宅施策に対する財政支援について

被災者に対する災害公営住宅を早期大量に供給するため、私達被災市では約3,600戸の住宅建設をはじめ、特定優良賃貸住宅や住宅・都市整備公団住宅借上げ制度などの活用により、被災者住宅を確保することとしている。

しかしながら、住宅の建設を進めるにあたり用地取得費に国庫補助がないことや大量の住宅供給を必要とするため、その一般財源の負担は膨大な額にのぼるものと考えられる。

については、用地取得費に対する国庫補助制度の創設

や、建設費・用地取得費にかかる起債充当率の引き上げと特定優良賃貸住宅制度等における家賃対策補助金の現行補助率1/2の引き上げ措置を講じられたい。

(3)危険民有宅地の復旧に対する財政支援について

今回の震災の影響でがけ崩れや地滑りなどの二次災害の危険がある宅地が、阪神間では約980カ所にのぼっている。

これらの危険宅地のうち災害関連緊急事業等の公的事业によって対応できる箇所は102カ所にすぎず、大半は個人が災害復興宅地融資制度等の活用によって対処せざるを得ない状況にある。

しかしながら、個々の被災危険宅地の復旧については被災者の資力問題などで放置される可能性は極めて高い。

については、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業等の採択要件を大幅に緩和して頂くとともに、復旧工事施行に伴う受益者負担を公費で負担する地元自治体に対し起債措置を講じられたい。

なおまた、個々の宅地にかかる擁壁復旧工事についても何らかの救済措置を講じられたい。

(4)倒壊家屋等解体処理にかかる財政支援について

このたびの震災で特に被害が集中した阪神間6市では、解体建物が3万8千棟を超え、現在、倒壊建物の撤去作業に積極的に取り組んでいるところであるが、これらの解体ガレキの処理に要する事業費は莫大な経費になるものと見込まれる。

については、解体、運搬及び最終処分に要した費用は全額が国庫補助対象となるよう、実勢価格に応じた補助制度を運用し超過負担が生じないよう財源措置を講じられたい。

別紙13 阪神・淡路大震災に伴う復旧・復興対策にかかる要望 (要望先—自治大臣・建設大臣・厚生大臣)

〔別記要望事項〕

1. 地方財政措置に対する要望について

自治省

(1)雑損控除の適用にかかる市民税の減収補填措置について

雑損控除の適用による市民税の減収補填について、その影響が平成10年度まで及ぶことから、平成8年度以降においても引き続き起債による補填

措置を講じていただくとともに、元利償還金軽減について、特段の措置を講じていただきたい。

(2)震災復興事業にかかる起債対象範囲の拡大及び償還期限、据置期間の大幅な延長について

震災復興事業にかかる起債充当率について、平成7年度補正予算と同様の措置を引き続き講じていただくとともに、市の一般財源による負担分全額

を起債対象とするなど、特段の配慮をお願いしたい。

また、土地区画整理事業、街路事業等の復興事業にかかる起債の償還期限並びに元金据え置き期間の大幅な延長をお願いしたい。

(3)普通交付税不交付団体に対する特例措置について

平成7年度補正予算にかかる一般公共事業債などについては、元利償還金の地方交付税算入措置が実現されたものの、普通交付税不交付団体に対する特例措置として、復興事業の財源に充当した市債にかかる元利償還金の特別交付税算入措置を講じていただきたい。

(4)災害復旧事業の起債対象範囲の拡大について

被災市の道路、公園、下水道等の公共施設や学校園等の施設は、広範囲にわたり被害を受けたところであるが、補助採択されなかった箇所も多く、また、超過負担を生じていることによって地方財政を圧迫している状況にある。

については、震災が原因の復旧工事については、超過負担分も含め全額起債対象として認めていただくよう弾力的な措置を講じていただきたい。

(5)優良建築物等整備事業などにかかる震災特例措置について

被災した区分所有マンションの建替等への支援は緊急を要する課題であり、国におかれては、被災地における優良建築物等整備事業について、対象要件の緩和、補助内容の拡充等の制度改正を実施されたところである。

しかしながら、優良建築物等整備事業制度要綱により実施する優良再開発型にかかる事業主に対する市負担補助金は一般財源により措置せねばならない。

また、被災した住宅の共同化や協調建て替えを推進する事業の活用にあたっては、事業主に対する市負担補助金は一般財源により措置せねばならない。

については、これらの市負担補助額に対する起債充当など震災特例措置について、特段の配慮をお願いしたい。

(6)起債制限比率の弾力的な運用について

被災市は現在、復旧・復興に全力をあげて取り

組んでいるところであるが、事業の積極的な推進を図るためには、補助金以外に財源を求めざるを得ず、その比率が20%を超えることが確実な見通しである。

については、起債制限比率の弾力的な運用について特段の配慮をお願いしたい。

(7)地方交付税算定の基礎となる国勢調査人口にかかる特例措置について

平成8年度以降の地方交付税の算定にあたり、測定単位の基礎数値となる平成7年度実施国勢調査人口は、震災の影響により一時的に大幅な人口減が見込まれることから、算定上の特例措置を講じていただきたい。

2. 復興住宅の供給と被災市街地面的整備事業等にかかる財政的支援に対する要望について

建設省

被災者に対する災害復興公営住宅等の供給や、被災した市街地の復興のための面的整備事業については、国の第1次及び第2次の補正予算において、被災地域に対する重点的な補助金の配分や補助対象範囲の拡大など施策面での拡充措置がなされたところである。

しかしながら、これら復興事業は短期かつ集中的にやり遂げるための巨額な経費を必要とし、一方、市歳入の根幹をなす市税収入は大幅な減収となるため、被災自治体の財政状況は非常に厳しい状況となる。

については、次の事項について、なお引き続き特段の配慮をお願いしたい。

(1)災害公営住宅等の公的住宅施策等に対する財政支援について

①災害公営住宅の建設に伴う用地取得費に対する国庫補助制度の創設。

②特定優良賃貸住宅制度における家賃対策補助金の現行補助率の引上。

(2)民間賃貸住宅の入居にかかる家賃補助制度の創設について

被災者に対し早期大量に住宅を供給するにあたっては、災害公営住宅の建設をはじめ、特定優良賃貸住宅や住宅・都市整備公団住宅の借上制度な

どの活用により、被災者住宅を確保することとしている。

しかしながら、このような公的住宅施策による住宅供給には、自ずから限界があり、被災者住宅の速やかな確保を図るためには、民間賃貸住宅への誘導が是非とも必要となっている。

については、これらの誘導を円滑に促進し支援するため、国庫負担による家賃補助制度を創設していただくよう、特段の配慮をお願いする。

3. 被災者の生活支援、その他財政的支援について

厚生省

(1) 応急仮設住宅の民有地の借り上げ料にかかる財政的支援について

応急仮設住宅を大量に提供する必要があったため、民有地についても借り上げて建設しているが、その殆どが無償提供であるものの、一部の土地所有者からは有償で借り上げている。

については、敷地が広く借地料の負担が数年に及ぶことから、敷地借り上げにかかる経費について何らかの財政的支援措置を講じていただきたい。

(2) 応急仮設住宅の整理統合時における転居補償費にかかる財政的支援について

応急仮設住宅を緊急かつ大量に提供するため、公立・私立の学校園をはじめ様々な敷地を利用しており、これらの環境を元に戻すため早期に仮設住宅を解消する必要がある。

その際、復興住宅等の確保ができない仮設住宅入居者については一時的に他の仮設住宅に移転していただく必要がある。

については、応急仮設住宅の整理統合を円滑に進めるため、転居補償費の支給について財政的支援を講じられたい。

(3) 国民健康保険事業にかかる財政的支援について

震災による被保険者の所得の大幅な減少は、適正な保険料賦課総額の確保が困難なものとなり、今後とも長期的に推移するものと考えられる。

については、国保会計の健全な財政運営を維持するにあたり、所得の低下等による保険料収入の減少等に対して、特別調整交付金などによる長期的な財政的支援措置を講じていただきたい。

別紙14 阪神・淡路大震災に伴う復旧・復興対策にかかる要望（要望先—政府・与党合同調査団）

〔別記要望事項〕

1. 地方財政措置に対する要望について

自治省

(1) 雑損控除の適用にかかる市民税の減収補填措置について

雑損控除の適用による市民税の減収補填について、その影響が平成10年度まで及ぶことから、平成8年度以降においても引き続き起債による補填措置を講じていただくとともに、元利償還金軽減について、特段の措置を講じていただきたい。

(2) 震災復興事業にかかる起債対象範囲の拡大及び償還期限、据置期間の大幅な延長について

震災復興事業にかかる起債充当率について、平成7年度補正予算と同様の措置を引き続き講じていただくとともに、市の一般財源による負担分全額を起債対象とするなど、特段の配慮をお願いしたい。

また、土地区画整理事業、街路事業等の復興事業にかかる起債の償還期限並びに元金据え置き期間の大幅な延長をお願いしたい。

(3) 災害復旧事業の起債対象範囲の拡大について

被災市の道路、公園、下水道等の公共施設や学校園等の施設は、広範囲にわたり被害を受けたところであるが、補助採択されなかった箇所も多く、また、超過負担を生じていることによって地方財政を圧迫している状況にある。

については、震災が原因の復旧工事については、超過負担分も含め全額起債対象として認めていただくよう弾力的な措置を講じていただきたい。

(4) 優良建築物等整備事業などにかかる震災特例措置について

被災した区分所有マンションの建替等への支援は緊急を要する課題であり、国におかれては、被

災地における優良建築物等整備事業について、対象要件の緩和、補助内容の拡充等の制度改正を実施されたところである。

しかしながら、優良建築物等整備事業制度要綱により実施する優良再開発型にかかる事業主に対する市負担補助金は一般財源により措置せねばならない。

また、被災した住宅の共同化や協調建て替えを推進する住宅市街地総合整備事業の活用にあっても、事業主に対する市負担補助金は一般財源により措置せねばならない。

については、これらの市負担補助額に対する起債充当など震災特例措置について、特段の配慮をお願いしたい。

(5)起債制限比率の弾力的な運用について

西宮市は現在、復旧・復興に全力をあげて取り組んでいるところであるが、事業の積極的な推進を図るためには、補助金以外に財源を求めざるを得ず、その比率が20%を越えることが確実な見通しである。

については、起債制限比率の弾力的な運用について特段の配慮をお願いしたい。

(6)地方交付税算定の基礎となる国勢調査人口にかかる特例措置について

平成8年度以降の地方交付税の算定にあたり、測定単位の基礎数値となる平成7年度実施国勢調査人口は、速報値によれば本市の人口は390,388人と、前回調査時に比し36,521人、8.6%の大幅な減少となった。

地方交付税算定にあたっては、震災直前の人口推計値等を適用するなど、算定上の特例措置を講じていただきたい。

2. 復興住宅の供給と被災市街地面的整備事業等にかかる財政支援に対する要望について

建設省

(1)市街地整備事業等震災復興事業にかかる財政支援について

市街地開発事業、土地区画整理事業、住宅市街地整備事業などの震災復興事業を積極的に推進せねばならない震災復興地区が西宮市においては、4

地区にのぼっており、この事業推進にあたり必要となる市税等一般財源の負担は巨額のものになる。

については、復興事業の円滑な推進を図るため、これらの事業に対し現行補助率の嵩上げ措置を講じていただきたい。

(2)災害公営住宅等の公的住宅施策等に対する財政支援について

被災者に対する災害公営住宅を早期大量に供給するため、西宮市においては多様な制度の活用により、被災者住宅を確保することとしている。

しかしながら、住宅の建設を進めるにあたり、用地取得費に国庫補助がないためその一般財源負担は膨大なものとなる。

については、用地取得費に対する国庫補助制度の創設をお願いする。

(3)既存不適格建築物の原形再建を可能にする特例措置について

震災により多くの共同住宅が被害を受け、本市でも多数のマンション等が倒壊したが、容積率既存不適格建築物である分譲マンション等は33棟にのぼっている。

容積率の緩和については、一定の措置が講じられているものの、救済されるのは数棟程度である。

については、容積率の既存不適格建築物について、原形再建を可能にする特例措置を講じられたい。

3. 仮設住宅解消にかかる財政支援及び高齢単身低所得層に対する住宅対策について

建設省・厚生省

仮設住宅を早期に解消するには、民間での低廉な賃貸住宅の大量供給が必要であるので、特定優良賃貸住宅制度にかかる財政支援をなお一層拡充していただきたい。

また、仮設住宅に入居している高齢単身者については、その経済的理由から従前に居住していた民間住宅等への入居は困難である。

については、こうした被災高齢者のため恒久的な住宅対策を講じられたい。

表5-2-3 阪神・淡路大震災に係る法律一覧

	法 律	所 管 省 庁	閣 議 決 定	成 立	公 布 ・ 施 行
法9	地方税法の一部を改正する法律	自治省	2月17日	2月17日	2月20日
法10	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律	大蔵省	2月17日	2月17日	2月20日
法11	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律	大蔵省	2月17日	2月17日	2月20日
法12	阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律	総理府 国土庁	2月17日	2月22日	2月24日
法14	被災市街地復興特別措置法	建設省	2月17日	2月24日	2月26日
法16	阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律	国土庁他	2月24日	2月28日	3月1日
法17	阪神・淡路大震災に対処するための平成6年度における公債の発行の特例等に関する法律	大蔵省	2月24日	2月28日	3月1日
法18	平成6年度の地方交付税の総額の特例等に関する法律	自治省	2月24日	2月28日	3月1日
法19	阪神・淡路大震災に伴う許可等の有効期間の延長等に関する緊急措置法	総務庁	2月24日	2月28日	3月1日
法20	阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法	労働省	2月24日	2月28日	3月1日
法25	阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	自治省	3月3日	3月8日	3月13日
法31	阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律	法務省	3月7日	3月10日	3月17日
法42	阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律	法務省	3月14日	3月17日	3月24日
法43	被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法	法務省	3月14日	3月17日	3月24日
法48	阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律	大蔵省	3月24日	3月24日	3月27日
法49	地方税法の一部を改正する法律	自治省	3月24日	3月24日	3月27日

表5-2-4 「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策」の16項目

平成7年4月28日、阪神・淡路復興対策本部決定

1 被災地における生活の平常化支援	8 市街地の整備等
2 がれき処理	9 雇用の維持・失業の防止等
3 二次災害防止対策	10 保健・医療・福祉の充実
4 港湾機能の早期回復等	11 文教施設の早期本格復旧等
5 早期インフラ整備	12 農林水産関係施設の復旧等
(1) 鉄道	13 経済の復興
(2) 道路	14 復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策
(3) 河川等	(1) 法的紛争等の早期解決
(4) 電力、ガスの復旧	(2) 土地取引動向の把握等
(5) 水道	(3) 阪神・淡路大震災復興基金に係る財政措置
(6) 工業用水道	(4) 地方公共団体の職員派遣
(7) 都市施設	(5) 国際フォーラムの開催等
(8) 情報通信等	15 地域の安全と円滑な交通流の確保
6 耐震性の向上対策等	16 防災対策
7 住宅対策	

[参考] (今次震災の教訓から必要となった一般的な防災対策のうち、早期に実施を予定しているもの)

3 広報活動

1 災害広報と市政ニュース

①地震災害広報の発行

震災直後から、被災市民や報道機関からの問い合わせが殺到する中で、「被災者の知りたい情報をできるだけ早く伝える」ため、災害広報発行の準備が進められた。

混乱する状況下での情報収集、従来の印刷・配布ルートが壊滅など様々な困難な状況のもとで、震災から6日目の1月23日に「地震災害広報1号」が発行された。

以後おおむね1週間ごとに発行し、災害対策本部からの情報等を提供した。

○1号発行までの経過

1月18日、災害広報発行にむけ、内容、印刷、配布方法等検討。市政ニュース印刷契約会社(神戸市)は、印刷・輸送不可。市内業者で8万枚まで印刷可能を確認。

新聞折り込み会社は1社を除き、被災、倒壊等で機能不能。営業可能1社に全新聞に折り込みするよう協力要請する。19日、災害ニュース原稿着手。折り込み会社から、販売店機能不能箇所が多く、現時点での折り込みは不可と連絡有り。自前の配布方法を模索。20日原稿書き上げ。災害対策本部確認。21日、出稿・校正・印刷。22日、納品・配布。23日、1号発行。(B4版、2ページ)11万部(印刷可能最大部数)

○発行部数と配布先

当初は、通常の新聞折り込みによる全世界帯配布ができなかったため、関係者・ボランティア等の協力を得て、各所に配布した。

・発行部数

1号(1月23日)	11万部	(印刷可能最大部数)
2号(1月28日)	13万6千部	(印刷可能最大部数)
3号(2月3日)	22万9千部	(印刷可能最大部数)
4号(2月11日)	24万部	(印刷可能最大部数)
5号(2月17日)	24万部	(印刷可能最大部数)
6号(2月24日)	23万部	(印刷可能最大部数)
7号(3月4日)	21万部	(印刷可能最大部数)
8号(3月11日)	20万5千部	(印刷可能最大部数)
9号(3月18日)	20万部	(印刷可能最大部数)
計	180万部	

・配布先

1号…避難所、給水所、市役所本庁、支所、サービ

スセンター、広報車、ボランティアによる街頭配布

本庁舎以外納品分

鳴尾支所(2,000)・甲東支所(1,000)・瓦木支所(1,000)、夙川地区市民サービスセンター(1,000)…5,000部

本庁舎に納品

避難所(教育委員会・地域振興課ルートで配布)…45,000部

市役所本庁舎窓口(玄関や市民課など、広報課職員が配布)…4,000部

塩瀬支所(市民総務課の物資ルートで依頼)…300部

山口支所(FAX依頼)

給水所(広報課職員が水道局へ納品)

…38,000部

広報車(2輛)…10,200部

自転車;ボランティア7人で配布

…7,000部 など

(数字はいずれも概数)

2号…上記箇所(ボランティア36人)と鳴尾地区で新聞折込(可能となった29,000世帯)

3号…上記箇所(この号以降はボランティアを除く)と全市で新聞折込(可能となった93,500世帯)

4号…上記箇所と全市で新聞折込(ほぼすべての販売店で可能となる。146,000世帯)

5号…上記箇所と手配り郵送(7,500世帯)でほぼすべての世帯に配布

6号~9号…同上



震災直後から発行した「地震災害広報」

②市政ニュース地震災害対策特別号の発行(タブロイド版)

従来の市政ニュース発行が可能となった3月25日から

は、地震災害情報を引き続き、地震災害対策特別号として市政ニュースで情報提供した（月2回）。

3月25日号～12月10日号。通算301万2500部発行。

③課題等

被災状況は？避難所は？水は？食糧は？ライフラインの復旧は？

被災市民や全国の報道関係者から電話問い合わせが殺到し、連日明け方の3時、4時ごろまで電話対応が続く中、「今被災者が知りたい情報を、今すぐ伝えなければならない」と思いつつも、広報紙での情報伝達は今回のような大災害の場合、初期報道媒体として多くの障害があった。

というのは各部局でも大混乱の中で明確な状況把握と早急適切な対応に苦慮しており、災害対策本部においても正確な情報収集は困難であった。また状況によって情報内容も大きく変更されるため、作成から配布まで時間のかかる印刷物広報では掲載するタイミングが非常に難しいものとなる。また今回は広域的に被害を受けたため、印刷所や新聞販売店等が被災、加えて市内各道路は恒常的な大渋滞と化し、従来の印刷・配布ルートが壊滅して、新聞折り込み機能が立ち上がるまで全世帯に配布できなかったことである。配布は、関係機関と協力し、避難所、本庁、支所・地区市民サービスセンター、給水箇所のほか、広報車、広報掲示板張付、郵送、そして当初はボランティアの皆さん（中・高生、主婦、社会人など最大36人）の自転車による手配りなど人海戦術を展開して対応した。

市外避難者への災害情報周知のため、広報紙郵送業務が激増。毎日100件を超える依頼が寄せられ、最新号の郵送、定例送付のための宛名入力・宛名個表打出しなどに追われた。市政ニュースの平成7年11月25日号現在での市外避難者郵送件数は、5,074件で毎号なお微増している。

地震災害広報№1～9・市政ニュース地震災害対策特別号
(資料編に掲載)

2— その他災害情報の提供

①広報車広報

1月17日地震発生直後、消防局広報車が避難場所など初動広報を行う。20日、21日に消防広報車等4輦で給水場所と火の元注意広報実施。（広報課広報車は1月17日から21日まで遺体搬送緊急業務に従事のため使用不可）

22日に広報車2輦で広報開始。被害の大きい地域を主に巡回。内容は給水場所、水道復旧状況と火の元注意、災害広報の配布、倒壊家屋の解体・除去、災害援護金と義援金、救援物資の配布のお知らせ等で3月18日までに延べ54日、延べ230地域を巡回する。当初広報課職員、応援職員、ボランティアでマイク広報を行い、後にテープ化して巡回放送。

○課題等…災害初期、ほとんどの公用車は死者や負傷者、緊急物資搬送等の緊急活動に使用され、市内広報に使用できる車両は極めて少ない上、広報しなければならぬ市域は広範囲にわたったため、十分な広報活動はできなかった。加えて生活道路、路地は倒壊家屋等で通行不能の所が多く、幹線道路は大渋滞のため動けないといった悪条件が重なった。今後このような災害時には、騒音等の問題もあるがヘリコプター等の空中広報も考える必要がある。

②CATVによる災害広報

○概要…文字画面で災害情報表示（1月18日）、地震災害広報番組放映（1月23日から4月末まで51回更新）

○経過…1月17日、ケーブルビジョン西宮(CATV局)で、放送機器の破損状況を調査・点検。一部機器（送出管理プログラムのコンピュータ）不良のため、手操作で放映することを決定。18日、災害対策本部が発表する最新災害状況（死者、倒壊家屋数等）を、文字画面で24時間随時に表示開始（5・9・45チャンネル）。19日、市内24カ所の給水場所を、文字画面で表示開始。22日、機器調査の結果、送出機稼働可能となる。23日、地震災害広報を中心に、災害対策本部等が発表、提供する情報を午後7時から15分間、局から広報課映像担当職員が生放送で放映。24日、午前9時に災害対策並びに生活情報を、20分間生放送実施。

同日市役所広報課分室を仮スタジオにし、災害情報番組をVTR収録。25日以降毎日最新情報（仮スタジオ15分、文字放送15分）を収録し、24時間繰り返し放送。2月末から週2回更新に切り替え、1月から3月末まで通算44回番組、4月末まで通算51回番組を放映。5月以降は通常番組の中で災害情報を紹介。

○CATV災害広報の主な内容＝市内の被災状況（死者数、倒壊家屋数、避難箇所と避難者数）、ライフラインの復旧状況（水道、ガス、交通）、避難勧告、給水場所、救援物資の配布、応急仮設住宅の申し込み、被災者証明の発行、倒壊家屋の処理、窓口業務状況、外来可能な病院、住宅の危険度判定、義援金配布、各種相談、融資斡旋、学校再開、災害対策本部の連絡先、

テレホンガイド災害情報案内等。

○課題等…CATV局（ケーブルビジョン西宮）の設備の破損調査・点検もあり、災害情報の本格的番組提供はやや遅れたものの、初めての生放送を含め担当囁託職員のがんばりで、最新情報を24時間、毎日更新して提供できた。NHKや民放TV各社の情報は、今震災では神戸市域中心となり、本市のこまやかな情報が流される機会は少なく、「FROMにしのみや」（CATV行政番組チャンネル）では市の独自情報を提供できたので視聴者から非常に喜ばれた。ただ加入率が低く（電波障害地域を含め約13000世帯）、全市的にはこのサービスを受けられた家庭は少ない。今後は避難所等すべての公共施設にケーブル敷設し、緊急時にこれら公共施設でCATV番組サービスを受けられるよう配慮する必要がある。また本庁舎に仮スタジオを設け市長会見なども収録したが、緊急時に備え仮スタジオから生放送もできるよう、設備を整えておく必要がある。

③テレホンガイド広報

1月18日から20日までシステム機器を調査の結果、一部障害もあるが使用可能なため、1月21日に電話・FAXでの災害広報案内（4回線）を開始する。内容は災害情報を約20分にまとめて吹き込む。FAX情報は地震災害広報紙を入力。

アクセス件数過多のため、2月13日に災害広報専用電話（6回線）を新設し同様の内容を入力。1月23日から3月末までの通算アクセス件数は、電話15,708件、FAX12,247件。また9月末までは通算で、電話25,009件、FAX16,594件。これは月平均で通常の約10倍の件数となり、主に市外避難者への情報提供に役立った。

④市外等への避難者への災害情報提供

- 地震災害広報の郵送
- テレホンガイド（FAXを含む）による情報提供
- 市パソコンネットワーク「情報倉庫にしのみや」へ情報提出
- マスメディアへの情報提供（FMフェニックス、NHKラジオ等へのファックス提供を含む）

3— 震災記録等の作成

①「復興に向けて 阪神・淡路大震災の記録」の発行
A4版、36ページ、2万5千部印刷。

震災直後の破壊された街の様子や、ライフラインの復旧、自衛隊・各自治体などの救援活動、ボランティアの

活躍、災害対策の各施策、復興計画などを、写真を中心にグラフなどを交え紹介。公共施設に置くほか、市民に無料配布。

②「がんばれ西宮！ 愛のメッセージ」の発行
A4版、本文100ページ、4万部印刷。

地震発生以来、「ゆうパック」を通じ全国各地から本市に20万件を超える善意の救援物資が届けられ、その中に被災者への激励の手紙が添えられていた。物資の仕分けのため被災者に届けられなかったこれら愛のメッセージを冊子にまとめたもの。

約300点掲載。市内小・中学生全員に配布したほか、一般希望者にも無料配布。

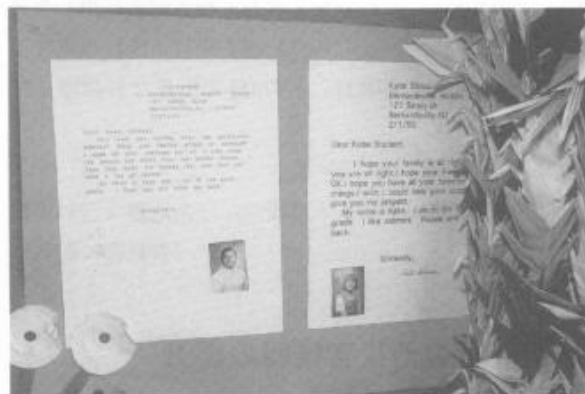
③ビデオ「阪神・淡路大震災—西宮市の被災記録」の作成

被災状況、復旧・復興状況をVHS14分にまとめる。7月～10月の貸出256件。

4— 外国人への情報提供

国際交流課が物資受付・秘書課の応援要員に組み込まれたことと、財西宮市国際交流協会の事務室等が破損し使用不可能となったことから、市役所4階の国際交流課を財団の事務所として使用し、協会は「財西宮市国際交流協会ニュースレター」を発行すると同時に「外国人相談窓口」（第5章-6-(5)参照）を開設した。

また、8月からは、広報課発行の「西宮市政ニュース」から、外国人にとって特に必要と思われる情報を抜粋し、国際交流課として外国語版市政ニュースの発行を開始した。



海外から寄せられた励ましの手紙の数々…。

○国際交流協会ニュースレター

①発行回数・部数

1号（2月3日発行）日・英語併記 2,000部

2号（2月21日発行）日・英語併記	2,000部
3号（3月4日発行）日・英語併記	2,000部
中国語・ハングル各	700部
4号（3月18日発行）日・英語併記	1,500部
中国語・ハングル各	600部

②内容

- ・協会が借事務所で活動していること
- ・5か国語（日本語、英語、中国語、フランス語、ポルトガル語）による相談窓口を開設していること
- ・市内の生活情報（市役所広報課発行の「西宮市災害広報」から外国人に関係のある記事を抜粋したものと、他団体から寄せられた情報を掲載）

③形態

用紙はタブロイド版1枚。表裏印刷。日本語と英語の併記（英語の翻訳は、時間短縮を考え、大阪国際交流センターの翻訳無料サービスに依頼）。中国語、ハングルについては、協会登録のボランティアが翻訳。

④配布

学生やボランティアの協力で避難所、学校、スーパー、病院、駅などの集客施設に配布し、同時に外国人関連の情報を収集した。

また、市外へ避難した人のために、在関西の領事館、他都市の国際交流関係団体に郵送し、広報の協力を依頼した。ニュースレターの内容は外国人を対象としているが、外国人の知り合いがある日本人が見る可能性もあるので、配布・郵送先は広く人の目に触れる機会がある場所を網羅するよう努めた。

⑤課題等

事務局自体が被災した事実は、協会登録のボランティアとの相互の連絡を困難にした。しかしながら、複数の外国人が他市の国際交流団体を頼っていたという事実もあり、平常時から協会の存在や活動を周知できていなかったこと、被災外国人をサポートする体制を整えるまで時間がかかったなどの反省点を残した。

今後はボランティアの賛同と協力を求め、協会との、またボランティア同士の連携を強化していく方針である。

資料5-3-1 財西宮市国際交流協会ニュースレター1号

○外国語版市政ニュース

①発行回数

第1号（第3次義援金に関して）	8月10日発行
第2号（災害援護貸付に関して）	10月5日発行
第3号（災害復興住宅入居者募集について）	11月1日発行
第4号（相談いろいろ）	12月15日発行
第5号（防災対策特集号）	平成8年1月25日発行
第6号（住宅助成、税の被災者特例措置ほか）	3月1日発行

②発行部数

英語、中国語、ハングル 各500部

③形態

A4版 表裏コピー

④配布

本庁、支所、サービスセンター、国際交流協会、図書館、公民館、大学などで配布。希望者には郵送。

5—報道機関への対応

突然の予期せぬ大地震の発生に伴い市役所内は大混乱に陥っていた。広報課のプレス担当では、報道機関や市民に正確かつ迅速な情報の提供を行い、被災した市民の救援と市民生活の一日も早い安定を取り戻すことを、当面の最大の目標として報道機関に積極的に情報を提供していった。

通常であれば、情報提供は、西宮市政記者クラブ加盟の8社（朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、神戸新聞、読売新聞、NHK、共同通信、時事通信）を中心に行っているが非常事態ということで在阪テレビ、ラジオ局はもとより東北地方や九州地方の地方新聞社やテレビ局まで数え切れないほど多くの報道機関（約30社）の記者が本市に取材にきた。

情報提供の中身は、震災直後は、市内の被害の状況、安全な避難場所、避難者数、死者の数、救援物資の配布場所、給水車の経路などが中心となった。

記者クラブの部屋は、直ぐに各報道機関の記者などで満員になり、入り切れない人が広報課の部屋になだれこんできた。このようななかで災害対策本部から刻々と入る各種情報をワープロでうつ余裕がなかったので手書きのままコピーして、関係箇所に配布しFAXを送った。担当者は、何日も庁内に泊まり込み、文字通り不眠不休

Nishinomiya City International Association NEWSLETTER

(財)西宮市国際交流協会ニュースレター

発行日 平成7年2月3日
発行元 (財)西宮市国際交流協会

謹啓 この度の阪神大震災により被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げます。当分の間は下記へご連絡ください。
To the foreign residents directly affected by the Great Hanshin Earthquake:
The following information is provided to you to inform you of the resources and services available.

外国人被災者の方で住居を失った方
ホームステイ先および住居を紹介してくれる団体をご紹介します。

日本語がわからずお困りの方
通訳ボランティアの方をご紹介します。

外国語による相談受付(電話、来室可能)
英語、中国語、フランス語、ポルトガル語が対応可能です。
[受付時間] いずれも午前10時から午後4時まで
英語 月・火・水・金曜日
中国語 月・水・木・金曜日
フランス語 月・水・木・金曜日
ポルトガル語 月・火・水・金曜日
なお、日本語による相談には毎日対応(土・日も可)

Housing and Translation Services

If you have LOST YOUR LIVING
QUARTERS or ARE HAVING LANGUAGE DIFFICULTIES, please let us know as we have information on home-stay programs and on organizations who can help you find a place to live. Also, volunteer interpreters will be introduced to you if needed.

Questions and Consultation Services can be provided in person or by phone from 10:00-16:00 on the following days:
English (Mon., Tues., Thurs., Fri.)
Chinese (Mon., Wed., Thurs., Fri.)
French (Mon., Wed., Thurs., Fri.)
Portuguese (Mon., Tues., Wed., Fri.)
Japanese speaking staff are available seven days a week to provide information also.

上記すべての問い合わせ先: 西宮市役所・国際交流課兼付(財)西宮市国際交流協会
Contact: NISHINOMIYA CITY INTERNATIONAL ASSOCIATION Department of International Exchange Division of the Mayor Nishinomiya City Office
TEL(0798)35-3459 FAX26-4692

ご案内

外国人の相談・安否情報窓口
外国人の方全般の安否情報は、兵庫県警外国人相談コーナーへ
また英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語で相談可能
TEL(078)371-4515
在日台湾留學生の方の安否情報は、台湾留日関西同学会へ
TEL(06)443-8485
在日中国人の方の安否情報・相談は、神戸華僑対策本部へ
TEL(078)341-7885
ヘルパーの方の安否情報は、ヘルパー大使館へ
TEL(03)3406-4241-4243
ブラジル人の方の安否情報は、『DIARIO日葡関西』へ
TEL(0720)93-7846
外国人地産情報センターでは、英語、フィリピン語、スペイン語、タイ語、ドイツ語、ポルトガル語、フランス語、ベトナム語、シンディ語で相談を受け付けています。
TEL(06)941-4793(午前10時から午後5時まで)

24時間医療援助
「アジア医師連絡協議会」(AMDA)の国際医療情報センター関西が、神戸市長田区役所5階の長田保健所にて診療を行う。
英語、スペイン語、ポルトガル語、タイ語による電話相談も行う。
TEL(06)636-2333
FAX(06)636-2340

再入国・ビザに関する問い合わせ先
外国人在留総合インフォメーションセンター
TEL(06)774-3409
再入国許可臨時事務室 大阪入国管理局関西空港支局
TEL(0724)55-1453

被災留學生に一時金 文部省
対象: 兵庫県南部地震で住居を失った留學生
金額: 10万円
申請方法: 各大学を通じて、日本国際教育協会へ、認められれば各大学から支給される。
問い合わせ先: 各大学

Foreigner Services Information

ENGLISH, CHINESE, KOREAN, SPANISH
Hyogo Pref. Police Office for Foreigners tel: (078) 371-4575
TAIWAN FOREIGN STUDENTS
Taiwan Ryuminchi Kansai Dou Gakkai tel: (06) 443-8485
CHINESE
Kobe Kakyotaisaku Honbu tel: (078) 341-7885
PERUVIANS
Embassy of the Republic of Peru tel: (03) 3406-4241 or 4243
BRAZILIANS
DIARIO Nippaku Kansai tel: (0720) 93-7846

Information Services

The Earthquake Information Center for Foreigners provides information in ENGLISH, TAGALOG, SPANISH, THAI, GERMAN, PORTUGUESE, FRENCH, BENGALI and HINDE. It is open from 10:00-21:00.
tel: (06) 941-4793

Medical Services

The Association of Medical Doctors for Asia, (AMDA) provides medical services on the 5th floor of the Nagata Health Center in Nagata Ward, KOBE. Telephone consultations are also available in ENGLISH, SPANISH, PORTUGUESE and THAI.
tel: (06) 636-2333
fax: (06) 636-2340

Immigration Information

General Information
tel: (06) 774-3409
Osaka Immigration Office at the Kansai International Airport (temporary office)
tel: (0724) 55-1453

Financial Assistance to Foreign Students

The Ministry of Education will provide 100,000 yen to foreign students who have lost their residence due to the earthquake. Please apply through your Univ. Office. If your application is accepted, the money will be provided by your University.

の連続であった。

またこの時期は、市の方から各報道機関に対し、情報として配信していただくよう依頼したものも多い。

- 1月20日 救援物資で不足している品
- 1月21日 救援物資の長期的な受付と事前連絡
- 1月24日 未救出情報の提供
- 1月29日・2月2日 漏水道路の凍結注意（水道局から）
- 1月31日 指定避難所への入所協力
- 2月1日 救援小包の郵送受入の取扱

少し状況が収まったのは、2月の下旬頃になってからである。この頃になると各報道機関への情報提供の内容が前記の事項に加えて、ガス、水道、道路の通行可能な

所等のライフラインの復旧状況や風呂の営業している場所、仮設住宅の募集、災害援護資金などの手続き等の復旧に関するもののウエートが増えていった。3月末までの間、提供した情報は1,157件であった。

そして、5～6月頃からは、災害復興公営住宅、市街地再開発事業、震災復興土地区画整理事業等の本市の復興に関する情報提供が段々増えていった。

震災後の各報道機関へのプレス業務で苦労したことはたくさんあったが、そのひとつに全国各地から詰めかけた記者への対応があった。

記者クラブに加盟している報道機関もそれ以外の報道機関も特別の報道体制をとっていたので全国各地から応援の記者が多く本市に来た。これらの応援の記者は、市

建設局長(当時市長室長) 進木 伸次郎

突然の衝撃に西宮のまちは重篤な状況に陥った。

大動脈分断 都市機能完全にマヒ
近畿壊滅 市街地に炎と煙、悲鳴
降雨 —— 住民に避難勧告、崩落厳戒

新聞各紙には悲惨な状況を伝える写真と共に大きな活字が躍っていた。

あれから1年、満身創痍の身は未だ癒えずとも好転への兆しもまた、まちの復興を伝える新聞の見出しが証言している。

他人の痛みを我が痛みに —— ボランティア多数（7年2月）
被災地のセンバツ、黙祷で開幕（3月）
住宅施策に重点 —— メッセ開催など115項目
西宮市震災復興計画（7月）
256日ぶり、避難所ゼロに —— 西宮市（10月）
明日への誓い心に刻み1,114人に黙祷 —— 西宮市追悼式（8年1月）

この間、私は市長室長、建設局長の立場から本市の復興に取り組んできた。

復興の要は住宅問題であるとの認識は、被災自治体共通のものであろう。

全半壊世帯6万を数える中であって、応急仮設住宅の建設、入居者の確定、5,000戸の住宅管理、住宅復興3カ年計画の策定など、対応に追われる中で、担当局長として被災市民の住宅問題への願いの切実さは、身をもって体験した。

建設局にあっても、休日返上はもちろん、夜を徹しての取り組みが続く事も多々あった。不眠不休の努力、復旧当初市のトップから現場の第一線の職員までの偽りのない姿であり、自らの被災を棚上げにしての職員が多かった事も後に知った。

こうした懸命の努力が続けられる一方で、市民の側からの要望、苦情、憤りも通常の比ではなかった。あらゆる部門で、これだけの市民の声が直接に電話で、文書で、また、個人、団体から寄せられる事はなかったし、これからもまた起こり得ないであろう。

こうした状況の中で、行政と市民との間の距離はどう変わったのであろうか。震災は、両者を期待と信頼のきずなでより縮めたのか、それとも混乱と不信という溝を新たに生んでしまったのか——。この1年頭から離れることのない問題である。これまでの歩みを振り返り、それを検証する余裕はまだ無い。

常にクールな眼と温かな心でこの西宮を見つめてきた市政記者諸兄の報道の中に、西宮市の取り組みに対する警鐘と励ましを読みとりながら、復興が緒に着いた今、さらに気をひきしめて西宮の再生に力をつくすことだけを思いめぐらしている。

内の地理を全く知らない人ばかりで情報提供に加えて、市内地図で目的地の場所を通行可能な道路を考慮に入れながら詳しく説明しなくてはいけないなど通常のプレス活動にはあまりない業務も加わった。さらに、全国各地からの応援の記者は、1～2週間で入れ替わる場合が多く、やっ和本市の地理が分かってきた頃に帰ってしまい、また、新しい人が来るとそれまでの経過も併せて一から同じ事を説明するといったことの繰り返しであり忙しさが特に増幅した。

つくづく、緊急事態におけるプレス業務の難しさを痛感した。

6—宮っ子

「宮っ子」は、西宮コミュニティ協会が毎月発行する地域情報誌である。取材から編集・配布に至るまで、すべて地域ボランティアの手によるものであり、全国的にも例を見ない冊子として高い評価を得、平成7年12月で通巻176号を数えた。

震災により、「宮っ子」も発行中止を余儀なくされた。復刊については、瀕死状態の地域がまだ多く、「時期尚早だ」という意見もあったが、「復興は先ず地域から、コミュニティから」を確信し、平成7年6月号から復刊に踏み切った。

その6月号から8月号では「阪神大震災復興特集」と題した特集、その他の震災記事を盛り込んだ。主な記事のタイトルは以下のとおりである。

[6月号]

- ◇特集 市長に聞く 復興対策
- ◇阪神大震災 犠牲者1,010人 ご冥福をお祈りします
- ◇特集 1月17日の月
- ◇1.17ドキュメント(上) 極限状態の中で救出・救援
- ◇震災のつめあと(上)

[7月号]

- ◇特集 混乱期を支えたボランティア
- ◇1.17ドキュメント(中) 徹底的な搜索活動続く
- ◇震災のつめあと(中)

[8月号]

- ◇特集 避難所に、町に、熱い連帯感
- ◇1.17ドキュメント(下) 調査、証明、義援金、貸付
- ◇震災のつめあと(下)

さらに、9月号から12月号では、以下の記事を掲載した。

[9月号]

- ◇ワイドスコープ 復興のステップにつなごう
- ◇1.17ドキュメント その後 修羅場の連続、物資供給

[10月号]

- ◇ワイドスコープ 不自由でも子どもは元気いっぱい
- ◇1.17ドキュメント その後 避難所194、避難者4万5千

[11月号]

- ◇ワイドスコープ もう少し知ろう「西宮の水」
- ◇1.17ドキュメント その後 電気・ガス——ライフラインをつなぐ

[12月号]

- ◇ワイドスコープ 活用したいケーブルテレビ
- ◇日米ボランティア事情とNVNの今後

[1・2月合併号]

- ◇震災から1年 復興に向けて
- ◇ドーンときた…その時あなたはどうしましたか
- ◇このふれあいいつまでも

なお、15年前の昭和55年11月号「宮っ子」紙面では、「阪神大震災 50年に1回発生 それは明日かも？」を「特集 今コミュニティは」に掲載している。

この記事は、その前年(昭和54年)、兵庫県防災会議地震部会の依頼を受けて、県下の地震災害の危険度調査をされた、当時神戸大学教授の三東哲夫氏(地球物理学)が宮っ子編集子のインタビューに答えられた内容を再現したものである。

「日本は地震列島～恐ろしい直下型地震」

「近畿地方に多い活断層～いつ発生するかわからぬその恐怖」

「急激な都市化が被害を増大」

「電気・ガス・水道施設などの破壊で市民生活がマヒ」

などの記事は、まさに今回の震災を予測したものとなっていた。

4 ボランティア活動

1 ボランティアの受入れと活動状況

①西宮市地域防災計画におけるボランティアの位置付け
従来（震災以前）、本市の防災計画にはボランティアの活用（応援依頼）について明確な定めはなかった。

同計画で「隣保互助、民間団体活用計画」の項目の中に、応急対策を実施するにあたり災害の程度により民間組織に参加を要請し、避難所の奉仕、援助物資の整理並びに配分等に当たるとしているが、今回の震災では市民の多くが被災したため、市内の民間組織に計画どおりの災害活動を期待することは困難であった。また、この計画は本来風水害等事前に被害が予想され、ある程度の準備時間を確保できる場合を想定していたものである。したがって、今回のような突然かつ大規模な災害の場合には自発的なボランティアに頼らざるをえなかった。

そこで、震災直後の1月18日に市の災害対策本部会議において、ボランティアの窓口を人事部（災害対策本部会議の組織でいう動員部）に位置付け、受入れ体制を整えた。

人事部に位置付けたのは、市職員の動員とボランティアの動員の一元化を図ったものである。

以後、人事部を窓口としてボランティアの受け付けをす

ることとした。

また、市の各局からのボランティア派遣の要請も人事部に集約し、内容に応じてボランティアを派遣した。

表5-4-1 市役所受付ボランティア参加人数表

②ボランティアの活動状況

派遣用務の内容は、避難所の世話、給水車の補助、救援物資の仕配布等、大量の人的な労力を要する業務が主なものであった。このほかには、避難所における老人の介護、被災者証明の受付会場の整理等々があった。

医師、看護婦、建築士等専門的能力を有するボランティアの申し出は、各々、市の保健環境部、建築部等関係部局を紹介し、特に医療職については、保健環境部の要請により民間の団体「関西N.G.O」が受付及び派遣の手配をするようになった。

表5-4-2 ボランティア配置集計表

ボランティアの受付及び派遣の手配については、ボランティア団体が集まって組織した西宮ボランティアネットワーク（略称N・V・N）が、途中から市に代わって行うこととなった。N・V・Nは救援活動に従事するボランティア団体や個人と行政をつなぐパイプ役としての情報拠点となり、各々を支援することを目的として発足したものである。

表5-4-1 市役所受付ボランティア参加人数表

月・日	受 付	一般業務		特殊業務	計	累 計
		近隣都市	遠方都市			
1月19日		310	50	133	493	493
1月20日		411	90	188	689	1,182
1月21日		1,138	79	197	1,414	2,596
1月22日	直接	427	28	52	507	
	電話	255	82	75	412	
	計	682	110	127	919	3,515
1月23日	直接	392	26	45	463	
	電話	105	17	83	205	
	計	497	43	128	668	4,183
1月24日	直接	81	14	7	102	
	電話	13	22	196	231	
	計	94	36	203	333	4,516
1月25日	直接	125	27	18	170	
	電話	9	16	124	149	
	計	134	43	142	319	4,835
1月26日	直接	64	20	7	91	
	電話	0	3	51	54	
	計	64	23	58	145	4,980
1月27日	直接	55	5	4	64	
	電話	15	2	28	45	
	計	70	7	32	109	5,089
1月28日	直接	75	9	3	87	
	電話	0	0	23	23	
	計	75	9	26	110	5,199
1月29日	直接	83	9	3	95	
	電話	0	0	14	14	
	計	83	9	17	109	5,308
1月30日	直接	48	4	10	62	
	電話	0	1	10	11	
	計	48	5	20	73	5,381
1月31日	直接	56	17	4	77	
	電話	0	0	4	4	
	計	56	17	8	81	5,462
直接来庁者		1,406	159	153	1,718	
電話受付者		397	143	608	1,148	
(但し19～21日を除く)						

特殊業務内訳

単位：人

医療	建築	運搬	受入	その他	慈善団体等	公団	共体	通訳	合計
(1)44	48	26	7	6				2	133
(1)76	42	44	8	5				13	188
(2)44	30	14	16	44	18			31	197
(2)40	13	35	21	3			4	11	127
(1)24	21	9	35	8			7	24	128
	28	135	13	18	1		1	7	203
(1)13	36	20	19	34				20	142
	3	35	3	2	1			10	4
	5	11	1	3	6			1	5
	2	8	8		7				1
	5	4	6		1				1
	1	7	2	1	7				2
	1	3	1	2				1	8
(8)285	391	184	131	124	19		24	121	1,279

()：うち歯科医

表5-4-2 ボランティア配置集計表

平成7年1月19日以降

単位：人

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	1～7月 合計	
集積所	東甲子園小	483	969	44				1,496	
	高須西小	192	139					331	
	高須中	70	50					120	
	今津体育館	427	1,791	979	293	26	3	3,519	
	鴨尾体育館	438	657	57	25	9	3	1,189	
	甲武体育館		23	206	122		7	473	
	北夙川体育館		12	28			1	41	
	流通体育館		69					165	
	真砂中	221	1,558	29				1,808	
	鴨尾南中	570	355	28	11			964	
	川鉄倉庫		85	156				241	
	高須東小		31	19				50	
	高須南小		764					764	
	浜甲子園中	20	178					198	
	浜甲子園小		206					206	
	厚生年金		1,423	680	313	8	106	83	2,613
	NICC		199	35					234
	西宮スタジアム			73	35				108
	計	2,421	8,509	2,334	799	43	120	363	14,589
給水	(水道局)	435	687					1,122	
遊樂所	学 校 園	717	455	105	19			1,296	
	公 民 館	113	151	53	9	1		327	
	市 民 館	338	376	59	10	1		784	
	そ の 他	59	38	4	2			103	
	計	1,227	1,020	221	40	2		2,510	
物 資	生経局(食糧)	59	11					70	
	税務部(日用品)	122	89	562	187	75	53	1,125	
	同 封 局	177						177	
	計	358	100	562	187	75	53	1,372	
物資配布		152	1,314	1,095				2,561	
そ の 他	母 子 寮	12	5					17	
	支 所	35						35	
	甲 寿 園	52						52	
	一 里 山 荘	15						15	
	甲 山 荘			55	66	53	108	282	
	勤 労 会 館	12						12	
	障 害 福 祉 課	2	8					10	
	保 健 事 業 課	25	5					30	
	斎 園 公 社	28	114					142	
	福 祉 セ ン タ ー	11						11	
	被 災 証 明		60	41	43	40	1	185	
	地 域 振 興 課		28					28	
	住 宅 部	60	44	109	218	168	9	608	
	飲 き 出 し	91						91	
	プ ル ー シ ー ト	160	17					177	
	貸 自 転 車	19						19	
	広 報 課	41	42					83	
	学 用 品	8	83	15				106	
	そ の 他	71	131	97		210	6	112	
	計	642	537	317	327	471	124	112	2,530
合 計	5,235	12,167	4,529	1,353	591	297	512	24,684	

市が直接手配したもの及びボランティアのネットワークによるものをあわせたもの。他に自治体からも多数応援を得た。
物資についてはボーイスカウト等が直接参加し、員数には含まれていない。

③N・V・Nの組織化の経過

- 1月17日 兵庫県南部地震発生
直後から西宮市役所にボランティアが自発的に集まり始める。
- 18日 災害対策本部会議において、ボランティアの受け付けは動員部（市の組織という人事部）に位置付けを決める。
市役所の5階で市人事部が一般のボランティアの受け付けをし、地下1階ではボーイスカウトが中心となって食糧配給のボランティアの受け付けを開始した。同時に庁内各局からボランティアの派遣要請が寄せられ始めた。
- 19日 続々と救援物資が到着し、地下1階の仕分け作業にボランティアが活躍する。
- 20日 物資の仕分けが10トン車5～6輛にもなる。
- 21日 庁内で泊まり込むボランティアの数150人を超える。
- 22日 5階における一般のボランティアの登録が1日500人を超え、職員が対応に追われる。そこで人事部では、ボランティアに十分な対応を期すため、震災直後から市内に拠点を設けていた大阪のボランティアセンターから、災害時におけるボランティア活動についてのノウハウの教示を受けるとともに、運営方法について実態を見に行く等、対応策を練った。
その結果、人事部では、受け付けと手配を始めとするボランティア活動全般への市の対応には、ボランティアの組織化と市との連携および市の支援が欠かせないと判断した。そのため、部内の若手職員をボランティアの各代表者との話し合いに継続して当たらせることとし、また、ボランティア相互間のネットワーク作りにも助言と支援を行った。
- 23日 地下1階に宿泊していたボランティア全員で組織化を決定し、市と互いに協力することを確認。
5階では、ボランティアの受け付けを市に代わってボランティアの代表者が中心となって行うことになった。
- 24日 避難所で活動していたボランティアが地下1階と5階のボランティアの各代表者と意見交換をし、相互の協力を約束した。
- 25日 ボランティアの代表者達は、市内で活動していた社会福祉協議会、YMCA、応援する市民の会、関西NGO、関西学院、ガールスカウト等他のボランティア団体にもボランティアのネットワーク作りの趣旨を伝え、賛同を得た。
- 26日 引き続き各代表者と市によりネットワーク作りの問題点を出し合い、事務室の確保、情報の一本化、受け付けと手配における市との連絡方法等以後数日間、粘り強く調整を続ける。
この間、市はボランティアの活動を支援するため、次のような対応をした。市は庁舎地下1階にネットワークの事務室を提供し、机、電話、複写機、ファックス、文具等を用意し、光熱水費を負担した。
また庁舎の一部をボランティアの宿泊場所として開放し、食事についても職員と同じように支給した。
活動中の事故に備えて、ボランティア保険にも市が加入することにした。
これは10月27日まで加入を続け、期間中の事故は交通事故による入院が1件あったほかは大きな事故はなかった。
さらに要望に応じ、活動の従事証明書も発行した。
市の用務に係るボランティアの派遣要請は、人事部で集約のうえ、ボランティアの代表者と市による毎日のミーティングの場で依頼することになった。このミーティングの席では、ボランティアからの市に対する要望や、活動中の事故やトラブルを聴き、市はできるだけ対応に努めた。
- 2月1日 西宮ボランティアネットワークNVN発足。
- 3日 第1回ボランティアネットワーク(NVN)代表者会議を開催。
NVNは救援活動に従事するボランティア団体や個人と行政をつなぐパイプ役としての情報拠点となり、各々を支援することを目的として発足したものである。
- 4日 市長にNVNの発足を報告。
庁内にNVNの発足と協力を要請する通知を発す。

資料5-4-1 ボランティアネットワーク趣意書

資料5-4-2 庁内通知文書

資料5-4-1

趣意書

馬場順三 西宮市長殿

ボランティアネットワーク結成について

私たちは、西宮市の被災者の方々を救護するため集まったボランティアの方々が、その日常の仕事が無駄なく円滑に進められるように情報の収集・提供を行い、市当局と協力して各々のボランティア活動のバックアップを目的とします。

平成7年2月4日

西宮ボランティアネットワーク 代表 伊永勉

資料5-4-2 庁内通知文書

平成7年2月4日
(1995年)

各局長殿

総務局長

西宮ボランティアネットワークの結成について

現在、市内各地で多数のボランティアの方々が災害救援活動に従事されておりますが、本日、本市の災害復興業務を支援し、より効率的な救援活動を行うため、本市のボランティアとして登録したメンバー、ボーイスカウト大阪連盟等が発起人となり「西宮ボランティアネットワーク」を結成した旨、別紙趣意書が市長に提出されました。

本市といたしましては、避難所や物資の搬出入等の業務については、まだまだ人員が必要とされる状況であり、今後も引き続きボランティアに協力をお願いする考えであります。従いまして、今回結成された「西宮ボランティアネットワーク」の活動を市としても支援していくことといたしました。

市とネットワークとの関係につきましては、別紙のとおりですが、各所属におかれましては本市におけるボランティアの役割りの重要性を十分認識され、今後の活動について一層のご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、ボランティアの協力を必要とする場合は、事業内容を精査のうえ、別紙により前日の午後3時までに人事部まで要請してください。

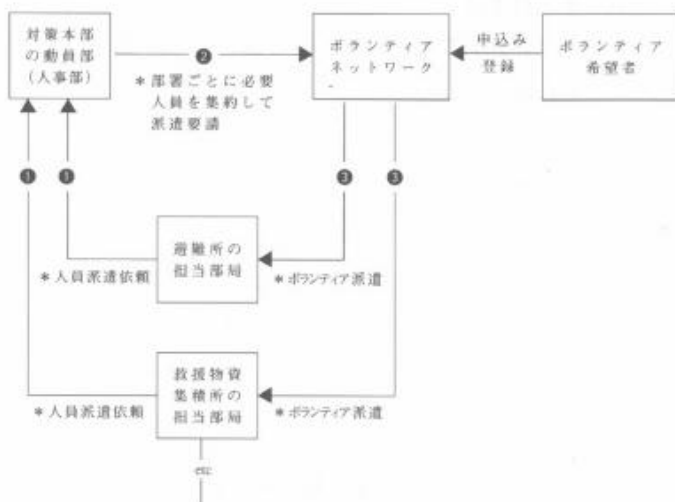
市とボランティアネットワークの関係について

効率的な支援活動を行うため、本市のボランティアとして登録したメンバー、ボーイスカウト大阪連盟等が発起人となり「西宮ボランティアネットワーク」が結成された。

市としては、避難所などの人的な措置を要する市の業務については、今後も引き続きボランティアに協力をお願いするとともに、西宮ボランティアネットワークの活動を支援していくこととした。

これを機に、ボランティアの派遣等の事務については、すべて市で行っていたのを、今後、次のとおり取り換える。

○派遣等の事務の流れ



なお、他の地方公共団体等からの人員派遣については、従来どおり人事部で受け付けて、調整の上、派遣要請のあった各現場に派遣することとする。

ボランティア派遣申込票

派遣要請部門	
担 当 課	
担 当 者	
現場責任者	
業務日時	月 日 午前・後 時 分 - 午前・後 時 分
業務場所	
業務内容	
派遣希望人数	

以後、NVNと人事部は日々ミーティングを繰り返し、両者の連携に互いに意を尽くし、本市の復旧活動において大きな貢献を果たして行く。

その後NVNは、専従スタッフを置いてコーディネイト機能を強化し、現在でも市内における地域活動の支援や、災害活動のノウハウの全国への普及、さらにはアメリカの災害救援団体「NVOAD」との連携による海外ネットワークの構築など活動を続けている。

④活動者数

ア. 登録申出人数

震災以来本市が受付けたボランティアの人数は、電話による申し出を含め13,000人を超えている（3月末日現在）。また、最も受けの多かった1月21日には、1日で1,414人の申し出が市に寄せられた。

NVNの調べでは1月17日から4月30日までの間にNVNに登録のあった人数は、YMCA他NVNの構成団体への登録もあわせて約21,700人（うちNVNに直接登録した数は約7,100人）であった。

イ. 参加延べ人数

また、集積所、給水、避難所等市の用務に参加したボランティアは3月末現在において延べ21,931人にのぼっている。

なお、避難所等には窓口を経由せずに直接活動に参加したボランティアも多数おり市の用務に従事したボランティアの総数は、正確には把握が困難である。

このほか、市の用務以外でも市内では多数のボランティアが活動した。その数は、NVNの調べでは、1月17日から4月30日までの間で約117,000人となっている（一部市の用務に従事した者と重複）。



西宮ボランティアネットワーク。学生を中心とした若い力が活躍した。

⑤ボランティアからの要望事項

ア. どこで、何の仕事があるか等情報提供の要望があった。

これには、情報の収集と提供を担当する窓口を設け、窓口の存在を広く周知しておくことが必要である。

イ. 食事の支給、宿泊場所を市が提供することの要望があった。

食事については、職員の例により支給し、宿泊場所は市庁舎の一部を提供した。

ウ. 医師、看護婦、運転手等免許、特技を活かした活動を希望する者があった。

これには十分応じ切れなかった。

エ. 復興車両の標識をボランティアにも交付して欲しいという要望があった。

オ. 各避難所等からの派遣要請を人事部は十分認識して欲しい。

市から紹介された給水所、避難所等へ行っても、現場で断られる場合が度々あると言われた。これは、各部局のボランティア担当窓口と現場との連絡が不十分であることによる。

カ. 従事証明書の発行の要望が多かった。

市長名の証明書の発行については整理すべきことが多いが、緊急措置として市の業務に従事して、確認のとれた場合に限り発行した。発行枚数は3月末で約400枚あった。証明書の主な用途は、学校の単位認定、推薦入試、勤務先の休暇申請、雇用保険の給付申請などであった。

⑥ボランティアへの要望事項

ア. 自己責任の原則について認識してほしい。

特に、食事、宿泊、活動場所探し等において。

イ. 避難所の管理者からは、できるだけ長期間、安定して活動できるボランティアを希望する場面が多かった。

ウ. 大規模な災害発生時のボランティアは市外からの参加者が多くを占めるので、地元の市民および既存のボランティア団体の理解と支持を得るよう努めてほしい。

エ. 災害ボランティアの活動を通じて、ボランティア自身も人格、指導力、接遇の向上、技能の修得等に努め、自らも一定の成果を持ち帰ってほしい。

オ. 特に学生は、活動中、家庭、学校とよく連絡を取り合って理解が得られるようにしてほしい。

カ. 災害ボランティアの活動は、予め終結準備を計画し

ておくべきである。

地元で円滑な引き継ぎを行うことにより、被災地の立ち上がりを促進することになる。

⑦今後の課題

ア. 予め、災害発生時のボランティア活用についてマニュアルを作成しておき、市が主体的にボランティアを活用する。

イ. 専門的能力や、車両、機材の提供があった場合、申し出と庁内各部署の要請をマッチングさせるための情報のコーディネート役が必要。

ウ. 個人ニーズのボランティア活動（例えば引っ越しの手伝い、水汲み等）を希望するボランティアと市民からの派遣依頼を結び付ける市以外の窓口が必要。

今回の震災でも、市民からの派遣依頼が多々寄せられたが、ボランティアの派遣は市の復旧業務を優先し、また全ての依頼には応じられないので、公平を期すため民間のボランティア団体を紹介するにとどめた。

エ. 災害発生時のボランティアには、①個人参加の場合、②学校、企業、労組などが団体で参加する場合、③地方公共団体の職員が団体で参加する場合（いわゆる災害派遣職員を除く）の3つに大別することができる。

市としては、ボランティアと行政との関わり方について、上記①、②、③各々のボランティアの特性を生かして役割分担をすることにより、活動の効果を上げられるよう、意を尽くしてきた。

特に、②③については長期・安定的参加が可能であり、参加の規模が大きいため市が計画的に手配、配置、調整をすることができる。

しかし、①の個人参加のボランティアの場合はきめ細かい調整を要し、行政がこれを行うことは無理がある。そこでNVNのような第三者的な調整組織が必要である。

いずれにしても災害発生時には、①、②、③を市が各々の特色を活かして主体的に連携していくことが大切であると考えられる。

⑧今後の対応方針

ア. ボランティアの受入れ部署の決定。

イ. ボランティアを必要とする食糧供給部、避難部などに、ボランティアの担当者を決めておく。

ウ. 避難所の管理者（校長等）により教員、市職員、ボランティアの役割分担や活用が異なったので、管理

者以下の役割を明確にしたマニュアルを作成しておく。

エ. ボランティアの横断的な組織作りや、その運営を側面支援する。

オ. 介護を要する避難者に対応するため、福祉ボランティアの在り方を検討する。

（今回の震災で本市は2次避難所を設けて、市職員である保健婦や介護ボランティア等を配置して当該事例に対応した）

カ. 災害直後の初期活動が終息した後、第2次局面におけるボランティアの位置付け及び市の応援体制を考えておく。

キ. 感謝状の贈呈等について検討する。

膨大な数の参加者に対する市の感謝の気持ちの伝え方について、効果的な方法を検討する。

ク. 市外から参加したボランティア団体と社会福祉協議会等市内の既存のボランティア団体との調整、役割分担を図る。



西宮ボランティアネットワークが開催した「がんばれみやこフェスティバル」

⑨全国的な視点で、国等に要望する事項

ア. 被災地においては、各地から多数のボランティア団体が入るので、これらを横断的に組織する団体（ボランティアのネットワーク）を創設する等、行政と効率的な連携を進めて行くことが肝要である。

イ. ボランティア保険の充実

補償の対象範囲を拡大する。

例：提供私有車の自動車事故についても、人身、物損に対して補償する。

また、怪我に限らず風邪等の一般傷病も対象にし、さらに現行の保険料の引き下げをする。

保険の加入にあたり準記名式の場合、加入要件になっているボランティアの参加員数については、予測が困難である。

- ウ、広域的な登録制度の整備をはかり、災害発生時の多様な要請に迅速に対応できるようにする。
- エ、ボランティアの資質の向上と員数の確保を図るため、養成講座を普及させる。
- オ、被災地までの鉄道賃等について、一定の割引制度を設ける。

⑩災害ボランティアの推進方策についての考え方

ボランティア活動は一定の節度のなかで、自由闊達に活動させることにより、各団体の創意と工夫を促し、個性的な活動を育み、また、団体間の前向きな競争と市との連携により、被災地に最適のサービスが効率よく提供され、よって復旧・復興活動に効果的に寄与することができる。

したがって、災害時におけるボランティアの活用は、特に災害直後の初期活動においては行政が主導的立場にあるべきではあるが、第二次局面および平時においては、行政による過度な一律的な規制、保護は却ってボランティア活動の成育を妨げることになる恐れがあると考え。

⑪本市がボランティア団体との連携が比較的良好であったといわれているが、その理由について

ア、ボランティア団体およびリーダーの資質に恵まれたこと。

ボーイスカウト等統制のとれた団体とそのリーダーが震災直後から活動し、早くからボランティアの主導的位置にあったことが混乱を少なくした。

市はボランティア及びリーダーをよく知る努力を惜しまなかった。

イ、市はボランティアの要望には誠意をもって、かつ柔軟に対応してきたこと。

例：早くから対応窓口を開け、免許、技能の有無にかかわらず、また、市内・市外出身の別を問わず広く受入れ、できるだけ活動の場所を提供してボランティアに納得いただく努力を惜しまなかった。

食事、宿泊所、証明書、活動の拠点等の提供をし、環境整備にも意を尽くした。

ウ、連携を乱すボランティアに対して、市は話し合いには応じるが、無理な要求には応じない姿勢を貫いたこと。これにより、他のボランティア団体から信頼を得ることができ、その後のネットワークの設立につながった。

エ、復旧・復興業務の内容によってはボランティアのネットワークが対応できない場合もある（窓口業務、長期・安定供給を必要とする業務等々）。

この場合に備えて、ほかに学校、企業、団体に直接派遣を依頼することもし、多方面にパイプをつなぐようにした。これで市は、ネットワークに頼りきらないで主体的な位置を保つことができた。

オ、本市はボランティアの活動の舞台として、適当な規模であると思われること。

市とボランティア団体がコミュニケーションを図るに程よい規模であり、市内部もボランティアに対する方針の意志決定と各所管への周知を円滑に行える適正な規模でもあった。

また、大量に受入れたボランティアの活動場所を確保できる、ある程度の組織体制も有していたこと等々によると思われる。

カ、さらに、市域の東側は大阪方面との鉄道が早くから復旧し、ボランティアが物心両面から比較的落ち着きを持ちやすかったことも寄与したものと思われる。

⑫ボランティア保険の加入と保険事故

震災直後からボランティア保険に加入したが、保険の給付対象となった事故はつぎのとおりであった。

- ア、入院1件（単車に乗っていたボランティアが対向車と衝突したもの）
- イ、通院1数件（いずれも軽い怪我）

⑬日本災害救援ボランティアネットワーク N・V・N・A・D

本市で誕生したN・V・Nは、震災直後の救援活動に一応の落ち着きを見た後も、調査・研究やボランティア団体のネットワークの構築等に注力して活動を続けている。

又、事務局体制を整備し、国及び各中央団体並びに国内及びアメリカなどの災害救援団体と連携をするなどして、震災救援活動で培ったノウハウを全国に普及するべく、名前を日本災害救援ボランティアネットワークN・V・N・A・D（NIPPON VOLUNTEER NETWORK ACTIVE IN DISASTER）と改め今後の広域的な事業展開に備えている。

⑭ボランティアの活動者総数（市内全体）

今般の阪神大震災におけるボランティアの受入れは、主として総務局人事部が窓口となって、NVNと連携して受入れたところである。

しかし、避難所、給水車などには、当窓口を経由しないで直接参加したボランティアも多数見られた。

又、本市においては震災以前から活発であった福祉関

係を中心とするボランティアも、市社会福祉協議会の手により震災直後も各地域で活動を続けたところである。

さらに、市が受入れた救援活動への参加に限らず、市内の各所で直接、市民の救援活動にあたったボランティア（団体）も数多くあり、全体の詳細な把握は困難である。

（兵庫県の調べによるとボランティアの数は4月18日までの3カ月の間に述べ117万人に上った。——平成7年版防災白書）

2—教育委員会でのボランティア対応

ボランティアの登録や派遣をはじめボランティア活動の総合的な調整は総務局が担当したが、教育委員会でも希望者の受付窓口となり、総務局に登録された方を避難所となった学校園や公民館などに派遣した。

当初の教育委員会での対応は、学校教育部や社会教育部がそれぞれ窓口となっていたが、より一層即応的・効率的な対応を図るため、2月21日からは窓口を一本化し、

企画財政局長（当時総務局長） 米田 暢爾

総務局は、地域防災計画においては「動員部」として職員の招集、配置等後方支援が担当業務であるが、この度の震災においては、この他にボランティアあるいは他の自治体からの応援職員の受入の窓口となった。

職員もこの度の震災により、死者4人、住居が全半壊した者1,441人（全職員の36%）という大きな被害に見まわれることとなった。

震災直後、市の全組織を挙げて一刻を争う救助、救援に当たったが、このように職員の多くが被災し、また交通機関が途絶という状況の中で苦しい対応に迫られた。

一方、市民の被害は、死者1,114人（平成8年1月17日現在）、全半壊家屋61,168世帯、避難所への避難者最大時45,000人という未曾有の状況にあり、震災直後より昼夜を問わず到着する救援物資の受入れ、食糧、飲料水をはじめ毛布、医薬品等の生活物資の避難者への配送等々、刻々と変化する現場からの動員要請に職員を配置していくが、あまりにもやらなければならないことが多く、全職員が徹夜体制をとったが、到底職員だけでは対応できず混乱状況にあった。

こうした中で、震災後直ちに全国から多くのボランティアの方々がかけつけていただき他自治体からの応援職員とともに、これらの救助救援業務はもとより避難所での救援、飲料水等物資の配給、建物の被害調査等々多くの業務について支援をいただいた。

待ったなしの救助救援業務は膨大な量で、ボランティアの方々の応援なくして対応できなかったことを思うとき、厚くお礼を申し上げる次第である。

ボランティアの受け入れについても、これまでこうした経験がなかったこともあり、受け入れ体制が十分備わらず当初は大変混乱し、ボランティアの方々と救援業務を結び付けるコーディネートがうまくいかずいろいろとご迷惑をかけることとなった。

その後、本市ではボランティアの協力により、2月1日には「西宮ボランティアネットワーク（NVN）」が組織化され、行政と連携しながら、ボランティアの受付、コーディネートなどをボランティア自体が自主的に行っていただけの体制ができあがった。

このことは、ボランティアと行政が比較的うまくいった例として「西宮方式」と呼ばれ評価されているが、これもボランティアの方々のおかげと感謝している。

また、他市からの職員の応援についても、3月末までの短期の応援として、兵庫県内はもとより全国の自治体から202団体、延べ12,659人の方々がかけつけていただき、食事・宿泊場所もお世話できない状況の中で、ごみの収集、避難者への給水、家屋危険度判定業務、被災証明の発行等救援業務を助けていただいた。

さらに4月以降については、膨大な復旧、復興業務を支援していただくため、著しく不足している土木・建築等技術職員22人の方々を1年間の長期派遣としてお願いしているところである。

この度の震災は想像を絶する大規模なもので、それだけに我々としてこれまで経験したことのない事が次々と起こる中で、職員も不眠不休で精一杯頑張ったが、災害発生時の初動体制のあり方、とくに職員との関係においては、職員への情報伝達、指揮・命令等役割と責任体制、防災マニュアルの作成、仮眠場所の確保、職員の健康管理等、反省すべき点も多く、今後の貴重な教訓として生かしていかなければならないと考えている。

人事課を担当とした。

人事課では、ボランティアを要請する学校園、体育館、公民館などの避難所から希望する人数と活動内容を確認し、派遣を総務局に依頼した。登録ボランティアの要請と派遣は、5月上旬まで続いた。

これらの派遣されたボランティアは、それぞれの避難所において、給水車からの水の搬送、救援物資の受取り・配布、トイレの清掃、避難者への食糧の配給、炊き出し、夜間の泊まり込みによる避難所管理、避難者の身の周りの生活環境の整備などのほか、避難所の電話対応や一般的な管理まで、その活動は広範囲にわたり、行政が実施していた援助活動を補う貴重な働き手となった。

また、避難所においては、教育委員会を經由して派遣されたボランティア以外に、全国各地から直接訪れた方、自治体・企業・労組等から組織的に参加した方、地域団体・青少年団体・社会教育関係団体等各種団体の方など数多くの人々が、ボランティアとして救援活動に従事するとともに、炊き出し、風呂・シャワーの提供、鍼灸マッサージ、理美容、コーラス・人形劇・演奏等による慰問など様々な活動を行った。

このように、ボランティア、地域の方々、関係団体のみなさまによる支援活動が果たした役割はまことに大きなものであった。

3 — 西宮市社会福祉協議会の活動

① 救援活動

震災発生後、市社協運営管理の総合福祉センター及び市立福祉会館は、市災害対策本部のもとにただちに避難所業務を開始した。

1月19日には避難者は598人にのぼり、施設の点検・整備からトイレの水・毛布等の確保、食糧の分配まで不眠不休の救援業務であった。

また、全国からそれぞれの地元社会福祉協議会を通じて、続々と救援物資が届けられ、その数は、関係機関(府県社協、市町村社協、府県、市町等)・学校・団体・企業等から219件、個人から311件にもなり、総合福祉センターのプールと多目的ルームに山積みになるという状態の中で多くのボランティアの協力を得て整理した。

救援物資の配布もボランティアの協力のもとに、13か所の公園(津門西口・春風・香櫨園・夙川など)ほか広場で、2トントラック19輛分とワゴン車144輛分を51回配布したのをはじめ、避難所に100回、老人ホームに13回、障害者施設に13回、特定地域に32回、市社会福祉協議会支部部分区に14回、震災救援社会福祉協議会合同本部

西宮市現地事務所に10回、西宮市に5回ほかを実施するとともに、ねたきり老人や障害者等の要援護者を抱える世帯を対象に、介護用品(紙おむつ・おしり拭き等)や医療品(滅菌ガーゼ・絆創膏等)、生活用品の配布を社協支部・分区の役員、民生委員等を通じて行った。

また、保育所及び家庭保育所への支援として、子ども用紙おむつ・ウエットティッシュ・ミルク・哺乳瓶等の配布も47回行った。

この間、救援業務を円滑に行うべく、市社協・震災対策臨時編成を組み、地域救護班として地域援護担当とボランティア担当に分かれ、地域の情報収集、在宅の高齢者・障害者等に対する生活支援やボランティアの受け入れ・派遣を行った。

一方、被災地域の救援を行うため、全国の社協関係者で組織体制を組み、ボランティアセンターの集会室に「震災救援社会福祉協議会合同本部」西宮市現地事務所の設置を行った。この西宮市現地事務所では、大阪府社協職員を責任者として北海道・栃木・東京・富山・三重・名古屋等の社協職員がローテーションを組み、本市社協と調整・連携のもとに、1月24日から3月15日まで救援活動を行った。

ボランティアの申込・問合わせは、大阪府社協が本部としてとりまとめ、西宮市現地事務所にボランティアを派遣する方法をとった。

活動内容は、市内避難所への支援をはじめ、炊き出しサービス(96,400食)、入浴サービス、洗濯サービス、布団乾燥サービス、在宅への個別支援等々で、延べ社協協力職員1,200人、ボランティア5,700人が参加した。

② ボランティアセンターの活動

(平成7年4月1日現在 登録数:81グループ・2,489人、個人登録435人)

ボランティアセンターは、平素のコーディネート、相談、連絡調整、情報提供のほか、震災対策として「震災救援社会福祉協議会合同本部」西宮市現地事務所と連携・役割分担を行い、主として在宅で援助を求める人々に対しての個別支援を行った。

今回の震災では、平常よりも非常に多くのボランティアの申込み・問合わせ、またニーズ対応に追われたが、ボランティアの受入れ及び派遣調整のボランティアコーディネートと、相談から問題解決までを考えたケアマネージメントの部分とを分担して受持ち、水汲み・部屋の片付けなどの即解決できるものと、継続的に見守り・援助のいる福祉性の高いニーズについての対応を行った。

特に、ケアマネージメントでは、福祉施策、地域(支

部・分区、民生委員等)、地元ボランティア等の組み合わせによる問題解決が必要であり、普段から実績のある市社協の力量が発揮された部分でもあった。

今回のような大規模な震災は、初めての経験でもあり、ボランティアをする側も受ける側も初めての人が多く、ボランティアという言葉の捉え方、考えもまちまちで、人によりかなり意識の違いがあった。

市社協では、ボランティアとの話し合いの場を持ち、ボランティア活動の役割また特徴(自主性・福祉性・無償性・継続性)等を語り合った。このことは、ボランティア自身にとっても重要であったと思われる。

1月17日から3月31日までの活動は、通院介助、要援護者の介護、家事援助、水汲み、部屋の片付け等々で、対応件数延べ865件、ボランティア延べ2,272人が参加した。

表5-4-3 ボランティアセンターニーズ対応表

平成7年1月17日～3月31日

活動内容	対応件数	延べ件数	延べ人数
水くみ	40	129	409
片づけ(タンス起し、段ボールづめ等)	61	72	253
ゴミ処理	14	14	38
物資配達	34	63	117
荷物の移動(引っ越し、取り出し等)	54	79	256
屋根のブルーシートはり	13	13	40
相談(友愛訪問)	36	74	116
家事援助	9	25	39
通院介助	28	86	161
介護・介助(入浴、身体ふき、薬取り等)	53	140	305
その他(事務作業、物資仕分け等)	44	115	498
他機関との連携(行政、大阪府社協他)	53	55	40
保留・取り下げ	50		
合計	489	865	2272

【その他】福祉情報の提供・ボランティア活動の相談等

また、市社協ボランティアセンターでは、震災ボランティアグループへの支援として、「阪神・淡路大震災復興基金」のボランティア活動助成金の案内から申請受付窓口を行うとともに、活動中の事故に備えるため「兵庫県ボランティア災害共済」の周知も行った。

このように、災害時には外部からのボランティアと、地元のボランティアが大きな力となり災害救援活動が行われた。

特に、地元ボランティアは、有形無形のさまざまな被害を自ら受けているにもかかわらず、倒壊家屋からの救出、けが人の病院への搬送、高齢者等の安否確認、避難所での炊き出し、物資整理等々の活動を行い、外部から

の広範な救援活動と相まって、二次災害を最小限に押さえたともいえる。このことは、普段からの地道な地域福祉活動を改めて評価するものである。

現在、西宮ボランティア連絡会(西宮市内の各ボランティアグループの連絡体)において、震災時の活動報告集を作成中である。

③地域におけるボランティア活動(社協支部・分区及び地域団体による)

今回の震災では、社協支部・分区の活動者の多くも、程度の差はあれ何らかの被害を受けた。そのような状況の中で、震災直後は、倒壊家屋からの救助活動や近隣の安否確認、水・食糧等の確保に対する支援活動が近隣の助け合いという中で、個人レベルの活動として実施された。また、地域の被災状況等で若干の違いがあるが、多くの地域で時間の経過とともに、地域諸団体(社協、自治会、民児協、青愛協等)の連携のもと被災者への支援活動(炊き出し、救援物資の配布、避難所運営・管理の支援等)が実施された。さらに、地域によっては「地区災害対策本部」等が設置された。

地域住民(地域のボランティア)の手によってなされた活動の例としては、

ア. 避難所への支援活動

炊き出しや物資の提供をはじめ、避難所となった学校・公共施設等への管理・運営支援等が行われた。

イ. 要援護世帯の安否確認

特に、民生委員または社協活動者により、従来の地域における福祉活動の対象者(独居老人、高齢者世帯等)を中心に、早い段階での安否確認が多くの地域で行われた。

ウ. 給水・救援物資の配布(特に在宅要援護者)

給水所から各戸への配布や地域住民への救援物資の配布に加えて、より困難な状況の要援護者への配布も配慮しながら進められた。

さらに、被災の少なかった地域については、県外からの救援物資の仕分け・整理の作業への協力などが、個人並びに各地域団体の組織的な活動として実施された。

4 「カレッジタウン西宮」と大学・学生

震災直後から、被災者や地域の人たちを支援するさまざまな活動が各大学によって取り組まれるとともに、学生が団体、グループで大学の特徴を生かしたボランティア活動を展開した。また、多くの学生が個人でボランテ

ィア活動に参加した。その活動内容も多岐にわたっている。まさしくまちをキャンパスとして、人間学習、社会学習を体験した。

市内には特色ある10の大学・短大が立地しており、学生は約35,000人を数える。このようなことから本市は同規模の都市にはみられない大学の集積をまちづくりに生かす「カレッジタウン西宮」構想を推進しているが、今回の震災ではこのような“大学のまち”を特徴づける活動がさまざまな分野で広範囲に展開された。

学生を中心とした震災ボランティア活動は周知のところであるが、市内の大学生が取り組んだ特色ある活動として、コンサートボランティア、保育ボランティア、子どもたちとの絵画ボランティア、医療ボランティア、多様な救援ボランティアなどがあり、いずれも大学の特性を生かした活動が展開された。それに付け加えて、大学自身によってもいろいろな分野で被災者救援や復旧支援がなされたことにも、その特徴をみることができる（第2章-9参照）。

行政支援という観点からは（ひいては被災者支援につながるのであるが）、武庫川女子大学（文学部人間関係学科）が平成6年度当初から、市などが実施する事業・施策に学生を参加させる「社会参加実習」を行っていたが、震災後、この精神を生かし延べ1,042人の学生が行政支援ボランティアとして活動を行った。避難者名簿の作成、被災家屋資料の整理、義援金関係書類の整理などの活動が主なものであった。新学期（4月～）に入ってから、これらの作業は「社会参加実習」として引き継がれていった。

こうした震災を機に生まれた大学（学生）と市民（地域）との交流を今後の“大学のまち”づくりに生かそう

と開催された第4回大学都市会議では、各大学の学生が震災時のボランティア活動に加え、活動に際して生じたボランティア組織内での対立、コーディネート機能の重要性、ストレス、ボランティアのこころのケア、時の経過にともなうボランティアの意識のズレ等の問題点についての報告を行った〔資料5-4-3「第4回大学都市会議」資料（抜粋、一部加筆）参照〕。



第4回大学都市会議での学生ボランティア活動報告

こうした貴重な体験を生かしながら、緊急時から平時のボランティアにどのように移行していくのか、そのためのニーズの把握とコーディネート、評価するシステムをどのように構築していくのが今後の課題である。同時に学生が西宮で学び、生活することの意義を見出すことができる市をあげての支援システムをつくりあげ、そのことがまちの活性化につながるようにしていく必要がある。

震災時における市内学生ボランティア活動

第4回大学都市会議（1995年10月26・27日、於甲子園都ホテル）第2セッション活動報告より

報告1：みんなで取り組みました

関西学院大学大学院社会学研究科博士課程前期課程1年生 野口啓示さん

震災直後の混乱のなか、関西学院救援ボランティア委員会は多くの活動を展開してきた。学生と教員がうまく協力しあい、活動を支えた。コンピュータによるID登録も、専門の教員がうまく学生をサポートしながら、現場のニーズにあったシステムをつくることができた。あの短期間にも関わらず、「誰が・何時・何処で」までも捉えたものをつくりあげた。メンタルヘルスに関しても、最新の情報をキャッチし、専門性から見ても評価の高い活動が行えた（通称・リンゴ娘）。ソーシャルワークの専門家を中心に、現場に出向くと共に、学生に対してスーパービジョンを行った。そのため、学生は安心して活動を行えたと聞く。被災地の状況を地元のボランティアの目線から捉える「メディア隊」も、大学ならではの資源を生かした活動である。他にも、子どもたちとのキャンプ等もあった。もちろん、ライフラインの寸断から来た緊急的な生活サポート活動もあった。そして、これらの活動は多くの人の協力のなか、うまく展開された。

学生・教員という枠を超え、個人がその特性を認め合うとき、大学には、より柔軟で機能的なシステムがうまれること、そして想像を超えるパワーを生みだすことを証明する活動ではなかったかと思う。

報告2：合唱チャリティーコンサート

神戸女学院大学音楽学部4年生 興膳麻美子さん

「合唱によるチャリティーコンサートをしよう。」

ライフラインが一向に回復しない、構内の寒さと反比例して、私たちの思いは熱かった。震災復興のために何かをしたいと思っても、被災地でのボランティアで本当に役に立てるのか、不安だった。自分の能力が最大限に使えないか？幸いにも、私達には、音楽の才能があった。

合唱、単純な思いつきだったかもしれない。なるべく多くの人に参加してもらいたい、短期間で実行したいと、考えたからだ。募金集めのコンサート、震災から一か月も経っていない。精神的なことよりも、お金の問題の方が大切かもしれない、と考えた。

スタッフ10名からのスタート。無償で楽器や場所を借りられるのか。バラバラになった学部生への連絡はどうするのか。その日から、私達は協賛者探しに、奔走することになる。

前例がないからと言われても、企画書を提出したり、交渉を重ねる。その間、合唱曲の決定や、案内書作りに頭を悩ます。本格的に練習にたどり着くまでには、1週間以上の下準備があった。

3日間の練習に参加した学部生67名。曲目は、神戸の曲「花の街」から始まり、ミュージカルナンバーで全体をまとめた。中間部には、弦楽器によるアンサンブルも加えて、プロらしさもアピールした。2月18、19日、計4回公演で募金総額は、563,258円にもなった。すべて街行く人々の善意である。立案から2週間が過ぎていた。

その後、西宮市の公立小学校2校で、慰問コンサートも行い、ひとまずコンサート活動を終えた。参加者は、のべ人数100名となっていた。

初めて1つのことに力を合わせる。楽器と1対1の関係であり続ける音楽の世界は、どうしても自己中心的になりやすい。だが、今回は全員の思いが、1つに結集していた。

「誰かを、助けたい」。この思いの中心に、音楽があったことが嬉しかった。

報告3：医学生ボランティア

兵庫医科大学医学部3年生 今戸健人さん

兵庫医科大学は、震災により電気・水・ガスが絶たれ、ライフラインの確保のため、被災より7日後に学生が中心となり、学生ボランティアを組織しました。

学生（1～4年）の実に4人に1人にもあたる117名がボランティア登録し、大学および大学病院に対し、医

学生ならではのといった独自の活動を行いました。まず、水の止まってしまった病棟に給水車から水のくみ上げ。病院職員の手が足りない混乱の中、大学病院から急送するため、バイク隊を組織し、常に隊員が待機しつつも配達できる状態を作りました。

他には入院していて、被災した自宅の様子がわからない患者さんのため、かわりに学生が見に行ったり、話し相手になったりと、きめ細かいニーズにも対応しました。まさに医学生ならではの活動といえるでしょう。

このように兵庫医科大学では学生と大学（大学病院）と患者さんが密着した活動を行いました。全くのゼロからの出発でしたが、私たちが行ったボランティア活動に誇りを持っています。

報告4：行政支援ボランティア

武庫川女子大学文学部人間関係学科4年生 土井真由美さん

震災の一週間後、学生の安否をたずね、また、ボランティアを募集する旨の学科長からの手紙が学科の全学生に送られてきた。

私は、入学以来続けてきたアルバイトを12月で辞め、ゼミに全力を尽くす予定であった。しかし、この大震災であり、この呼びかけである。そこで、4月までボランティア活動に集中することにした。

2月13日、大学が再開された。卒業直前の大学4年生、短大2年生を除き、約550名のうち220名がボランティアを申し込んでくれた。結果的には、延べ1,000人を超える人達が参加してくれたのであるが。

西宮市のボランティアセンターでは、もう満杯なので新しいボランティアは必要ないということであった。そこで、学科独自のセンターとネットワークを作った。仕事は、行政支援一本でいくことにした。

私の仕事は、①およそ50日間にわたる学生のシフト表を作成すること、②行政から「期間、人数、仕事内容、場所」などの連絡を受けること、③学生に電話連絡すること、④現場に出掛けて作業状況を確認すること、であった。

ボランティアといえば、被災者のお世話や援助物資の仕分けなどがイメージされるが、行政支援もこのような場合には一つの在り方として、考えられてもいいと思う。行政がしっかり立っていないと、市民生活の本格的な復興はできないのだから。

私たちが参加した行政支援活動は、避難所名簿作成や被災家屋調査資料の整理、援護資金貸付業務など、17件である。

4月、大学が始まったけれども、私は落ち着かず、勉強が手につかない状態であった。臨床心理のゼミをとっている私は、箱庭を作ることが多くなった。箱庭を見た教授の説明と仲間の感想を聞いて、私の気持ちはすっきりした。そして、ようやく一つのボランティア活動が終わったと思った。

ボランティア活動一覧表

活動日	活動内容	延べ参加人数
2月16日～2月28日	ボランティア参加者名簿作成 (人間関係学科ボランティアルームで日程調整など)	49
21日	国際交流協会：ニュースレター配布	12
22日～3月1日	教育委員会：避難者名簿作成	50
27日～3月18日	福祉局：被災家屋調査資料整理	222
3月4日	国際交流協会：ニュースレター配布	10
6日～8日	企画調整部：資料整理	16
6日～10日	教育委員会：避難者名簿確認作業	52
7日～11日	福祉局：調査書類の整理と郵便物発送	93
12日	福祉局：援護資金貸付業務補助(申込書類配布)	4
12日～15日	倒壊家屋等対策室：郵便物発送業務	55
13日～18日	福祉局：義援金関係書類整理	70
17日～23日	企画調整部：資料整理	32
18日	国際交流協会：ニュースレター配布	4
19日～4月10日	福祉局：被災家屋調査資料整理	178
3月20日～31日	福祉局：援護資金貸付業務補助および資料整理	109
27日～28日	医療助成課：郵便物封入作業	4
29日～4月1日	倒壊家屋等対策室：郵便物発送業務	29
2月16日～4月1日	その他	53
	合計	1,042

報告5：子どものための人形劇・コンサート活動『りんご座』及び避難所における保育ボランティア

聖和大学大学院教育学研究科博士課程後期課程2年生 市毛愛子さん

聖和大学大学院では、被災地の幼児教育専門の大学という立場から、子どもたちへの援助プロジェクトを行った。メンバーは、聖和大学大学院有志、及びこのプロジェクトの活動に賛同するもので構成され、「りんご座」という名称で学生それぞれの得意なものを活かした人形劇・コンサート活動をしている。現在までに活動した場

所として、芦屋市シーサイドタウン管理センタービル、芦屋市立浜風幼稚園、神港教会内こひつじ文庫（灘区）など。

そのほか、NGO団体である「若い難民を考える会」の移動保育ボランティアに個人的に参加した。長田区内の避難所数箇所を拠点に、それぞれ週3回3時間ほど、テントとシートで作った簡易保育スペースで、主に就学前の子ども達を対象に保育を行った。このボランティアには、聖和大学の学部生も参加し、東京に本部のある同団体の阪神間での人材として、活動することができた。

また、保育・福祉関連のほかにも、学生各自が夙川小学校・西宮市立体育館等、それぞれの地域の避難所においての救援ボランティアに多数参加、活動を行っていた。

報告6：地域社会と大学・学生ボランティア

立命館大学政策科学部2年生 内山博史さん

Think globally, act locally. の思想にあるように、「自分の身の回りから、自分のできることを」との思いで始めた募金活動やセンターでの活動だったが、救援期から復興期まで、通時的に最も腐心したのは現地の状況とセンターで行う活動の整合性をいかにつけるかであった。この問題は、現地の被災されたかたがたのニーズと現地ボランティアの活動での整合性、ボランティアどうしの活動の整合性、そして現地ボランティアと後方のセンターボランティアの間での整合性という三つの側面をもっていた。整合性が失われる原因は、どれも相方向的なコミュニケーションの欠如によるものであった。現地ボランティアは細かなニーズ調査を実施したり、毎晩、活動が終了した後でミーティングを実施することでこれら問題を解決しようとした。私たち後方ボランティアは、現地ボランティアに携帯電話を持ってもらい毎晩連絡を取り合ったり、現地に救援物資を届ける車に乗り込んで、現地ボランティアと車中ミーティングを実施することで解決をはかった。どれもコミュニケーションの機会を多くすることで問題の解決をはかったのだが、このコミュニケーションには、自らの立場を保持しつつ、相手の立場を理解しようとする協調的な姿勢、「対話的理性」が求められたように思う。

また、後方支援をしていく際に重要になったものに、現地情報をいかに集め、活用するかが挙げられる。現地から電話で寄せられる情報をはじめ、ボランティアから帰ってきた学生の現地活動報告や、テレビ、ラジオ、新聞、パソコン通信など各種メディアによるものを情報として集めた。これらの情報は自分たちの活動に還元することを第一の目的としていたが、活動をしていく中で他のボランティア団体と情報交換、活動協力をしていく際にその真価を発揮した。無論、最も信頼できる情報は、自らが現地ボランティアとして働きながら得た、ナマの情報であったのだが、洪水のように押し寄せる情報の中から、これらと思う情報を峻別し活動に活かすという能力がボランティアには求められた。考えるよりも先に動き、動く中で考えるというしなやかさが必要だったのである。

また、ボランティアコーディネートをやる際の事務作業を支援するツールとして、コンピュータを導入したことも加えるべきだろう。登録したボランティアや物資の管理をデータベースで行い、名前を入力すれば登録者や物資の情報が一目でわかるようにしていた。この方式は関西学院大学のボランティアセンター（現ヒューマンセンター）の方式に示唆を受けた部分が多い。他団体との情報交換で得たものははかりしれないものがあつた。

以上は活動のすべての段階で必要となったものであつたが、復興期に活用した知的資源として、幼児教育やカウンセリングの知識が挙げられる。これは、子どもたちの遊び相手やお年寄りの話し相手となるようなボランティアをする際に必要となった。長年そういった活動に従事してこられたボランティア団体のかたや、大学で福祉関連の研究をされている先生から（ちなみに立命館の先生ではない）示唆を受け、活用しようとした。しかし、実際に十分活用できたかは定かではないが、ボランティアひとりひとりの「力になりたい」という真摯な熱意が知識不足をなんとか補っていたのではないかと思う。この活動はセンターから独立して各大学のボランティア組織で協力しあつて現在も続いている。

また、われわれの行った活動を記録として残すために活動報告書を作成した。また、学内の諸団体も今回の学生の取組に対してそれぞれのやりかたで活動記録を作成した（例：立命館放送局のビデオによる記録、立命新聞社の震災関連特集の記事など）。これらの記録は、決して繰り返してほしくないが、再び今回のような大災害が起きた場合に大いに活用されることであろう。また、今回の大震災をテーマとして大学内外で行われた数々のシンポジウム、特別講義などの記録も同様であろう。

5 応援活動

1 地方公共団体の応援活動

地方公共団体の応援については、震災直後から遠方の自治体を含め全国的規模で人員、車両、物資等の多大な応援を受け、その後の本市の復旧・復興活動に大きく貢献していただいた。

応援の手配調整を受けたルートおよび各々の業務は、次のとおり。

- ①建設省の手配調整によるもの
道路、下水道など土木関係の災害査定と復旧業務
- ②厚生省の手配調整によるもの
福祉関連業務
- ③兵庫県地方課（現、市町振興課）の手配調整によるもの
県内からの応援および大阪府地方課との連携による大阪府下市町村からの応援については庁内の幅広い業務に従事していただいた。
- ④各自治体から自主的に応援の申し入れがあったもの

以上のようなルートを通じて派遣された各自治体の職員は混乱した中、本市職員と一体となって復旧・復興活動に従事され、特に震災直後は水道、ガスの供給等が停止し、宿舎等についても十分な用意ができない厳しい条件下にもかかわらず、献身的な応援活動を続けていただいた。

これらの働きは、自らも被災しながら懸命に復旧・復興業務に従事している本市職員に対する大きな励ましとなり、感謝に堪えないところである。

その業務内容は多岐にわたっており、整理すると次のようになる。

①ごみ及びし尿収集業務	57自治体	延べ	3,451人
②道路被災調査	11 "	"	1,346人
③下水道復旧業務	57 "	"	3,422人
④家屋危険度判定業務	3 "	"	80人
⑤設計業務関係	2 "	"	119人
⑥福祉関連業務	56 "	"	3,254人
⑦救援物資搬送業務	9 "	"	706人
⑧避難所での業務	5 "	"	209人
⑨住宅関係業務	2 "	"	72人

以上202団体延べ12,659人にのぼった。（①の員数には自治体以外の団体を一部含む）

なお、このほかに消防局、水道局には個別の応援協定に基づいて多くの協力をいただいた。

以上が3月末までの応援体制であるが、当初の段階では民間のボランティアと同様、各自治体からも多くの応援申し入れがあった。

しかし、どんな業務が予想され、その業務をこなすにはどのくらいの人員が必要かという事を把握するのが困難であった事に加え、遠方からの応援の場合宿舎をはじめとした受入れ態勢がネックとなり、せっかくの応援申し入れに有効に対応できなかったのは反省点として残る。

表5-5-1 各自治体からの職員派遣状況

○消防局

1月17日から19日までの3日間、他都市消防機関から応援を受け、献身的な消火、救出、救援活動などの応援を受けた。

表5-5-2 他自治体の応援状況（消防局）

○水道局

応急給水（1月18日から3月7日まで）及び復旧（1月24日から3月13日まで、工業用水は1月26日から2月24日まで）に、323団体、延べ21,177人の応援をいただいた。

表5-5-3 他自治体の応援状況（水道局）



多くの給水車が市内を回り、人々の飲料水・生活用水を供給した。

表5-5-1 各自治体からの職員派遣状況

団体名	業務内容	人数	期間	備考	延日数	延人数
堺市	ごみ収集業務	6	1/25~2/10	バックカー2台	16	108
奈良県広陵町	＊	5	1/24~2/3	バックカー1台	10	50
守口市	＊	4	1/25~2/11	バックカー2台	16	64
門真市	＊	4	1/25~2/11	バックカー2台	17	68
柏原市	＊	3	1/25~2/7	バックカー1台	12	36
新潟市	＊	12	1/27~2/11	バックカー4台	15	180
東京都日野市	＊	6	1/31~2/10	バックカー2台	11	66
京都府入御山町	＊	3	1/28、1/31 ~2/18	バックカー3台	18	60
枚方市	＊	53	1/28、2/4	バックカー6台 プレス10台	2	106
滋賀県下江原町	＊	21	1/27~3/1	バックカー5台	20	340
八王子市	＊	12	1/30~2/11	バックカー3台	13	156
奈良県大淀町	＊	3	1/30	バックカー1台	1	3
箕面市	＊	12	1/28	バックカー4台	1	12
橋本市	＊	10	1/28、2/4	ロータリー2台 ピックアップ2台	2	20
昭島市	＊	6	1/26~2/15	バックカー2台	21	126
和歌山県打田町	＊	6	1/28、2/5	バックカー2台 ダンプ1台	2	12
立川市	＊	6	1/30~2/11	バックカー1台 ダンプ2台	13	94
国分寺市	＊	8	2/5~2/16	バックカー2台 ダンプ1台	11	88
長岡市	＊	3	2/5~2/11	バックカー1台	7	21
柏崎市	＊	3	2/5~2/11	バックカー1台	7	21
静岡市	＊	12	2/13~2/28	バックカー4台	13	156
京都市	＊	18	2/6~2/11	バックカー6台	6	108
小金井市	＊	6	2/4~2/18	バックカー2台	14	84
東大阪市	＊	13	2/4~2/11	プレス4台	8	104
羽曳野市	＊	4	2/1~2/11	ダンプ2台	11	44
茨木市	＊	3	2/3~2/10	バックカー1台	7	21
町田市	＊	6	2/5~2/17	バックカー3台	12	72
四日市市	＊	8	2/6~2/28	バックカー4台	20	160
千葉県下9団体	＊	47	2/8~2/18	バックカー16台 ダンプ2台	10	400
岐阜市	＊	9	2/13~3/1	バックカー2台 ダンプ1台	15	135
青柳市	＊	4	2/13~2/21	ダンプクレーン2台	8	32
多摩市	＊	7	2/10~2/25	ダンプクレーン2台	14	68
箕面市	＊	6	2/13~2/28	ダンプ2台	10	60
国立市	＊	4	2/13~2/28	ダンプ1台	14	56
浜松市	＊	16	2/14~2/18	プレス5台	5	80
倉敷市	＊	11	2/21~2/25	プレス3台	5	55
大垣市	＊	9	2/13~3/1	プレス2台 ダンプ1台	15	135
福生市	＊	3	2/22~2/25	ダンプ1台	4	12
羽村市	＊	3	2/22~2/25	ダンプ1台	4	12
江南市	し尿収集業務	2	2/2~2/15	バキューム1台	13	26
京都府	道路被災調査	10	1/25~2/16	土木	23	230
＊	＊	5	2/17~3/31	土木	43	215
和歌山県	＊	10	1/25~2/16	土木	23	230
＊	＊	5	2/17~3/31	土木	43	215
大阪府ほか8市	＊	8	2/3~3/31	土木	57	456
大阪府ほか5団体	下水道復旧業務	1/24~2/28	36	1,682		
＊	＊	3/1~3/4	4	230		
＊	＊	3/5~3/8	4	196		
＊	＊	3/9~3/31	23	412		
滋賀県ほか5団体	＊	1/30~2/28	30	441		
＊	＊	3/1~3/4	4	34		
京都府ほか3団体	＊	2/13~2/28	16	126		
＊	＊	3/1~3/3	3	13		
静岡市ほか5市	＊	2/15~3/3	14	288		
三重県上野市	家屋危険度判定	2	2/10~2/18	一級建築士	9	18

団体名	業務内容	人数	期間	備考	延日数	延人数
静岡市	＊	6	2/6~2/10	＊	5	30
浜松市	＊	4	2/4~2/11	＊	8	32
所沢市	設計関係業務	3	2/27~3/31	建築職	33	99
長野市	＊	2	2/21~3/2	電気職1 機械職1	10	20
水上市ほか4町	福祉関係事務	10	1/26~2/3		9	90
栃木県	＊	7	1/26~1/31		6	42
＊	＊	4	1/31~2/6		7	28
豊岡市	＊	2	2/1~2/10		10	20
兵庫県美方町	＊	2	2/3~2/6		4	8
兵庫県和田山町	＊	3	2/1~2/15		15	45
兵庫県水上町	＊	2	2/4~2/10		7	14
兵庫県春日町	＊	2	2/13~2/15		3	6
兵庫県山南町	＊	3	2/4~2/15		12	36
兵庫県西紀町	＊	2	2/6~2/10		5	10
兵庫県丹南町	＊	2	2/1~2/15		15	30
三重県上野市	＊	10	2/10~2/18		9	90
大阪府下各市	＊	20	2/10~2/20		11	220
秩父市	＊	10	2/12~2/16		5	50
埼玉県志木市	＊	15	2/11~2/16		6	90
＊	＊	10	2/17~2/24		8	80
＊	＊	10	2/25~3/2		6	60
＊	＊	10	3/3~3/9		7	70
＊	＊	10	3/10~3/16		7	70
＊	＊	12	3/17~3/23		7	84
＊	＊	10	3/24~3/30		7	70
＊	＊	10	3/31~4/6		7	70
＊	＊	10	4/7~4/13		7	70
＊	＊	10	4/14~4/20		7	70
岡山県橋田町	＊	4	2/10~2/20		11	44
兵庫県水上町	＊	2	2/11~2/20		10	20
三田市	＊	2	2/15~2/24		10	20
埼玉県	＊	5	1/27~3/10		43	215
長崎県	＊	6	1/27~3/20		53	318
滋賀県今津町	＊	2	2/15~2/26		12	24
大阪府下13市	＊	19	2/21~3/2		10	190
大阪府外3市	＊	10	2/26		1	10
兵庫県下各町	＊	18	2/21~3/2		10	180
＊	＊	20	3/3~3/13		11	220
＊	＊	15	3/14~3/31		18	270
所沢市	＊	3	2/19~3/3		13	39
八王子市	＊	4	2/20~2/26		7	28
山口県久賀町	＊	3	2/20~3/2		11	33
豊岡市ほか11市町	＊	20	3/3~3/13		11	220
君津市	救護物資搬送業務	8	1/26~1/31		6	48
千葉県袖ヶ浦市	＊	7	1/31~2/1		2	14
岡山県橋田町	＊	8	1/30~2/5		7	56
奈良県広陵町	＊	4	1/30~2/1		3	12
高石市	＊	8	1/30~2/5		7	56
兵庫県一宮町	＊	2	2/1~2/10		10	20
岡山県有漢町	＊	4	1/26		1	4
多摩市	＊	6	1/26		1	6
吹田市	＊	70	1/25~1/31		7	490
＊	避難所での業務	10	1/25~1/31		7	70
鹿児島県栗野町	＊	3	1/26~2/5		11	33
東京都稲城市	＊	1	1/23~1/24		2	2
鹿児島県加世田市	＊	11	2/1~2/4		4	44
清瀬市	＊	12	2/8~2/12		5	60
赤穂市	住宅関係事務	2	3/14~3/31		18	36
兵庫県古川町	＊	2	3/14~3/31		18	36
計 202 団体		1,127			1,338	12,659

表 5-5-2 他自治体の応援状況（消防局）

月 日	応 援 機 関	車 両 数	人 員 (人)	活 動 内 容
1月17日 (火)	宝塚市消防本部	4	9	(消火・救急・救助)
	三田市消防本部	2	6	(救助・物資搬送)
	猪名川町消防本部	2	7	(消火・救助)
	大阪市消防局	4	25	(救助)
	多紀郡消防本部	1	4	~
	和歌山市消防局	2	7	~
	伊丹市消防局	1	4	~
	宝塚市消防団	1	5	(消火)
小 計	7本部 1消防団	17	67	
1月18日 (水)	尼崎市消防局	1	4	(救助)
	川西市消防本部	1	5	~
	多紀郡消防本部	3	10	(救助・救急搬送)
	猪名川町消防本部	4	13	(救助)
	尼崎市消防団	1	5	~
	伊丹市消防団	1	7	~
	川西市消防団	1	6	~
小 計	4本部 3消防団	12	50	
1月19日 (木)	尼崎市消防局	1	4	(救助)
	川西市消防本部	1	4	~
	三田市消防本部	1	4	~
	多紀郡消防本部	1	3	(救急搬送)
	氷上郡消防本部	1	5	~
	猪名川町消防本部	2	7	(救助)
	豊中市消防本部	1	3	(救急搬送)
	小 計	7本部	8	30
合 計	11消防本部 4消防団	延べ37	延べ147	

表 5-5-3 他自治体の応援状況（水道局）

1月分

日	曜日	給水車両数	給水支援者 A (人)	復旧支援者 B (人)	支援者合計 C = A + B
17	火				0
18	水	23	47		47
19	木	36	71		71
20	金	64	131		131
21	土	77	162		162
22	日	84	180		180
23	月	82	180		180
24	火	85	187	43	230
25	水	87	193	43	236
26	木	89	203	96	299
27	金	90	207	207	414
28	土	89	206	207	413
29	日	110	264	207	471
30	月	108	259	234	493
31	火	114	271	241	512
月 計		1,138	2,561	1,278	3,839
累 計		1,138	2,561	1,278	3,839

2月分

日	曜日	給水車両数	給水支援者 A(人)	復旧支援者 B(人)	支援者合計 C = A + B
1	水	113	269	246	515
2	木	114	270	253	523
3	金	114	272	255	527
4	土	115	268	255	523
5	日	117	271	265	536
6	月	116	269	283	552
7	火	117	271	283	554
8	水	119	275	287	562
9	木	119	275	286	561
10	金	116	269	289	558
11	土	110	253	257	510
12	日	102	233	284	517
13	月	103	234	293	527
14	火	101	231	293	524
15	水	102	233	301	534
16	木	101	230	308	538
17	金	96	220	307	527
18	土	94	212	313	525
19	日	89	202	348	550
20	月	90	204	354	558
21	火	88	197	354	551
22	水	87	191	384	575
23	木	80	178	402	580
24	金	79	174	399	573
25	土	77	168	407	575
26	日	77	165	380	545
27	月	74	159	375	534
28	火	75	163	375	538
月計		2,785	6,356	8,836	15,192
累計		3,923	8,917	10,114	19,031

3月分

日	曜日	給水車両数	給水支援者 A(人)	復旧支援者 B(人)	支援者合計 C = A + B
1	水	37	83	246	329
2	木	36	81	238	319
3	金	31	71	216	287
4	土	27	63	208	271
5	日	24	52	130	182
6	月	24	52	130	182
7	火	17	34	102	136
8	水			14	14
9	木			14	14
10	金			14	14
11	土			3	3
12	日			3	3
13	月			3	3
月計		196	436	1,321	1,757
累計		4,119	9,353	11,435	20,788

他自治体の応援状況(工業用水)

月日	曜日	復旧支援者 (人)
1/26	木	2
27	金	2
28	土	5
29	日	5
30	月	5
31	火	5
2/1	水	8
2	木	9
3	金	9
4	土	13
5	日	12
6	月	18
7	火	19
8	水	17
9	木	19
10	金	20
11	土	19
12	日	18
13	月	22
14	火	23
15	水	17
16	木	18
17	金	21
18	土	17
19	日	15
20	月	15
21	火	9
22	水	9
23	木	9
24	金	9
30日間		389

2— 自衛隊の活動

①災害派遣の概要(「平成7年版 防衛白書」より作成)

自衛隊は、地震発生当初から航空機による情報収集に努めるとともに、駐屯地近傍の被災地へ独自に部隊を派遣して救助活動を行った。さらに、兵庫県知事からの災害派遣の要請を受けて、陸上自衛隊は、中部方面隊に所属する第3、10、13師団及び第2混成団などを主力とした部隊、海上自衛隊は呉地方隊と自衛艦隊の一部などを主力とした部隊、航空自衛隊は中部航空方面隊などを主力とした部隊を派遣して災害救助活動を行った。また、全自衛隊をあげて派遣部隊のこの活動を支援するとともに、事後の大規模な余震の発生などの不測事態発生に備え待機した。

自衛隊は、航空偵察、行方不明者の捜索・救助、遺体の収容、患者輸送、救護所の設置・巡回診療などの医療支援、救援物資などの輸送、給水・給食支援、天幕や入浴施設の設置・運営及び防疫支援などの活動を行った。本災害派遣においては、建物、交通手段、ライフラインなどが広域にわたって著しく損壊したため、救援当初から大量に発生した被災者の生活基盤の確保が、他の救援活動とともに非常に重要であった。このような活動は、火災と余震が続く厳しい環境条件の中で行われた。

さらに、2月以降は、災害救助活動の主な内容を行方不明者の救助・捜索から、被災者に関する生活関連救援活動及び災害復旧に関連する作業に移行した。このため、特に土木作業能力の高い施設科部隊を中心に編成した陸・空自衛隊の部隊を派遣して、復旧作業を行った。

約100日間にわたり実施したこの災害派遣において自衛隊が派遣した規模は延べにして、人員約220万人、車両約340,000輛、航空機約13,000機、艦艇約680隻であった。

②西宮市における災害派遣状況

発災日の17日8時20分に近傍派遣により伊丹駐屯地の第3師団第36普通科連隊の第1陣60人が本市に向け出発、9時10分に到着し直ちに救助活動を開始した。

17時には増援部隊も到着し、警察と同様に大規模倒壊現場に主力を投入した。

また、行方不明者の捜索活動(ローラー作戦)を消防局・警察と合同で展開した。捜索活動には、1月24日からの7日間で延べ634人の自衛隊員が出動した。

自衛隊はこうした人命救助・救出活動をはじめ、給水、給食、物資搬送、入浴、医療、家屋解体撤去など各種支援活動を展開した。

派遣人員については、参加部隊が異なることもあり、

活動ごとの把握は困難であるが、1月17日から2月6日までの本市への応援は延べ10,416人、2月7日から4月26日までの西宮市・芦屋市・神戸市3市への応援総数は延べ10,210人にのぼっている。

本市における自衛隊の主な活動実績は、次のとおりである。

表5-5-4 本市における自衛隊の活動

区分	期間	実績	部隊
人命救助	1月17日～1月19日	11人 救出 72遺体収容 (参加延べ人員約800人)	第36普通科連隊 第3戦車大隊
	1月20日～1月21日	13遺体収容	第10師団
給水支援	1月18日～1月22日	345㎥	第3師団
	1月21日～3月5日	2,276㎥	第10師団
給食支援	1月24日～2月17日	27,980食	第10師団
入浴支援	1月20日～3月15日	11,275人	第10師団
	3月17日～3月19日	237人	第3師団
家屋解体		*香榎園市場 75戸 便利市場 31戸	

*本市把握分 172店舗 132戸
(資料提供：陸上自衛隊第36普通科連隊)

3— 警察の活動

(「阪神・淡路大震災警察活動の記録(兵庫県警察本部発行)」、「平成7年版警察白書」等より作成)

兵庫県警察本部では、1月17日6時15分に「災害警備本部」を設置し、活動を午後から開始した。

また、兵庫県内には全国から機動隊員等約5,500人のほか、ヘリコプター及びパトカー、移動交番車等約200輛並びに白バイ、捜査用車両等約80輛が投入され、兵庫県警察と一体となって、

○被災者の救出救助、地域住民の避難誘導、行方不明者の捜索活動

○緊急輸送路、復興物資輸送路の確保等の交通対策

○被災地における各種犯罪防止等のための被災地域集団パトロール隊、避難所緊急パトロール隊及び婦人警察官で編成されたのじぎくパトロール隊による警戒等活動等の諸対策等の災害警備活動に当たった。

ここでは活動分野ごとに西宮・甲子園警察署の取り組みも含め記述する。

①救助・捜索活動

発災直後から西宮、甲子園両警察署は倒壊家屋からの救出等について、消防局・自衛隊と連携しながら活動を続けた。甲子園口北町のビル倒壊現場や仁川百合野町での崖崩れなど大規模な現場に多数の人員を投入した。

また、行方不明者の捜索活動（ローラー作戦）を消防局、自衛隊と合同で展開した。（警察出動人員は延べ690人である。）

表5-5-5 生存者救出人員内訳

（単位：人）

区 分	1月17日	1月18日	1月19日	計
西宮警察署	243	15	1	259
甲子園警察署	93	9	2	104

○1月20日、21日の行方不明者捜索体制（特別派遣部隊等）

西宮警察署 約1,500人

○捜索活動事例

[事例1] 西宮警察署交番勤務員のK警察官らは、女性から「子供2人が生き埋めになっている」との届出を受け、直ちに現場に向かった。建物は、辛うじて南側と北側の壁によって建っているものの、東側の壁が倒れ、子供2人は壁の下敷きになっていた。K警察官らは、倒れた壁をかなづちとのこぎりを使って取り除き、生き埋めになっていた中学生と高校生の姉妹を救出した。

[事例2] 西宮警察署内で事件処理に当たっていたT警察官は、地震直後、来署した男性から「人が埋まっているので助けてください」との届け出を受け、現場に赴き倒壊した家屋の中から3歳の男の子と5歳の女の子、そしてその母親を救出した。その直後、付近の男性から「この家の人の姿が見えない」との届出を受け、倒壊した家屋の壁や木材等を取り除き、約2時間後、頭部を負傷した60歳の男性を救出した。

○検視・身元確認

表5-5-6 被災死者取扱状況

区 分	認知死者総数	取扱区分	
		検視済数	未検視数
西宮警察署	935	815	120
甲子園警察署	60	54	6

*身元不明はなし

*検視場所 西宮警察署 51カ所
甲子園警察署 5カ所

②交通警察活動

○交通規制の変遷

- ・1月17日 道路交通法に基づく現場警察官による通行禁止等
- ・18日～19日 道路交通法に基づく緊急輸送ルートの指定（東・西ルート）
- ・19日～2月18日 災害対策基本法に基づく緊急輸送

ルートの指定（2月19日～24日実施期間の延長）（東・西ルート）

- ・2月25日 道路交通法に基づく復興物資及び生活・復興関連物資輸送ルートの指定

[復興物資輸送ルート]

国道43号（武庫川2丁目から岩屋）

規制時間6:00～23:00

阪神高速湾岸線（鳴尾浜から南芦屋浜までの湾岸側道を含む）（府県境から魚崎浜RW）

規制時間終日

名神高速道路（下り線）（尼崎ICから西宮IC） 規制時間終日

[生活・復興物資関連輸送ルート]

国道2号（西大島から岩屋）

規制時間6:00～23:00など

その後、規制時間の短縮、区間変更、規制対象の緩和等の措置を経て

・平成8年1月8日～

[復興物資輸送ルート]

国道43号（鳴尾町から岩屋）

阪神高速湾岸線（鳴尾浜RWから北六甲IC北RW）（東行解除）

名神高速道路（尼崎ICから西宮IC）

規制時間はいずれも6:00～19:00

[生活・復興物資関連輸送ルート]

国道2号（札幌筋から岩屋）

規制時間6:00～9:00 など

○被災地域の交通量

表5-5-7 神戸・西宮間の交通量(1日交通量)

路 線	震災前	震災後	対 比
国 道 2 号	48,255	54,314	+ 12.6
国 道 43 号	97,478	57,925	- 40.6
市道山手幹線	31,398	44,442	+ 41.5
市道鳴尾御影線	11,300	19,090	+ 68.9
臨 港 線	18,855	27,038	+ 43.4

注：測定時期

震災前…臨港線平成7年1月10日その他平成6年9月28日

震災後…臨港線平成7年3月14日その他平成7年2月1日

③地域安全推進活動

○避難所緊急パトロール隊

西宮・甲子園警察署など9警察署が1月20日から7月27日まで避難所を巡回。

○安全パトカー隊

2月10日から7月31日まで避難所・仮設住宅に立ち寄り。

表 5-5-8 安全パトカー隊立寄箇所

(単位：箇所)

区 分	避難所立寄	仮設住宅立寄	計
西宮警察署	1,635	130	1,765
甲子園警察署	983	38	1,021

○仮設住宅への特別巡回連絡

仮設住宅設置戸数は西宮警察署管内2,724戸、甲子園警察署管内2,177戸であり、次のような活動を行った。

[広報活動] 甲子園警察署の鳴尾、高須、本郷の各交番では、管内のミニマップ、交番、官公庁、交通機関、医療機関、商店等の電話番号、運転免許関係事務等の生活関連情報を掲載した「便利手帳」をそれぞれ作成し、仮設住宅の同居者に対する特別巡回連絡の際に配布した。

[アンケート調査] 甲子園警察署などでは、仮設住宅の高齢者に対する適切な保護活動を推進するため、独居高齢者に対して面接形式のアンケート調査を行い、そのニーズの把握に努めた。その結果、90%の人が警察官によるパトロール強化を望んでおり「特別取締りパトロール隊」を編成するなど地域警察活動に反映させた。

4— 西宮青年会議所の活動

西宮青年会議所では、震災直後から、全国各地の青年会議所とともに本市、西宮ボランティアネットワーク等との連携のもと、緊急救援活動や復興支援事業に取り組んだ。

活動の概要は、次のとおりである。

- 1月21日 西宮市役所で、市長、市長室長と話し合いを持ち、直ちに市内8カ所の公園に救援物資を運ぶ作業に着手
- 1月22日 午前10時より各公園(8カ所)にわかれて物資配布をはじめ
- 1月25日 西宮市に対し、青年会議所として長期的に物資と人的援助を安定供給することを約束する
- 1月30日 市内8カ所にガスコンロを配布
- 2月1日 ガスコンロの配布
- 2月2日 ガスコンロの配布を終了。全国からの郵バック配布が始まる。郵バックは10日まで続く
- 2月4日 避難所に物資を取りに出来ない方のための

- 配布袋「善意の袋」の詰め合わせ作業に入る
- 2月7日 物資仕分け用のベルトコンベアを真砂中学校に設置
- 2月8日 西宮市上甲子園3丁目の瓦林公園センターに檜風呂を設置。以後46日間にわたり供用
- 2月10日 市内8カ所の物資配布を終了
- 2月11日～2月26日 4日から準備をしていた「善意の袋」リレー作戦(在宅老人向け)を展開
- 2月27日 「善意の袋」お帰りなさい作戦(会社帰りの方に配布)を行う
- 3月12日 西宮スタジアムでのイベント「頑張れ西宮!阪神大震災をふっとばせ」開催、全国各地の青年会議所の出店により、バザー、無料配布を実施…市民35,000人
- 4月～6月 「ふれあいコンサート」森山良子、玉置浩二さんらの歌手が4回にわたりコンサートを開催…市民1,000人
- 5月22日 「復興支援フォーラム」開催
青年会議所と行政、ボランティアのネットワークづくりをめざした提言を行う
- 8月27日 復興イベント「ラ・フェスタ」を西宮神社で実施
模擬店バザー、くれよんしんちゃんショー、紙ふうせんコンサート等……市民20,000人
(「共に生きる—阪神・淡路大震災における支援活動記録—(社団法人日本青年会議所近畿地区兵庫ブロック協議会発行)」より作成)

5— 感謝状・礼状

今回の震災で本市は、全国の方々から多大なるご支援、ご援助を賜り、また多くのボランティアの皆様活動に支えていただいた。

感謝の気持ちとして下記のとおり、感謝状、礼状をお贈りした。

・感謝状(楯)

人的支援で特にお世話になった団体、また自治体からの職員派遣については延べ人数100人以上の団体に贈呈 …………… 90件

・感謝状

各担当部署で特に人的支援、ご協力をいただいた団体及び個人 …………… 88件

・礼状(テレフォンカード2枚入り)

感謝状を贈呈した以外の人的支援を受けた団体及び個人 …………… 1800件

・礼状（ハガキ）

救援物資、義援金等物的支援をいただいた団体及び個人 …………… 750件

上記のほか、各担当部署で対応出来る限りにおいて礼状を出しているが、各課とりまとめの際、自治体からの支援等が多方面にわたっていたため、重複することのないよう配慮したことと、追加分が多く事務処理上苦心した。

今後は正確なデータ収集と機敏な対応が必要である。

教育委員会でも、避難所で、長期にわたり人的支援を受けた団体に市長名の感謝状を渡した。 20団体

また、避難所でのボランティア活動および救援物資をいただいた団体、個人には礼状（葉書）を送付した。

106団体（個人を含む）



自衛隊がれき撤去作業終了式。馬場市長より感謝の意が述べられた。

資料5-5-1 感謝状・礼状

礼状（ハガキ）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。兵庫県南部地震被災に際しましては、早速にお見舞いや多大なるご支援を賜り誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

あの大震災の日から今日まで全国の方々から差しのべられた温かいご援助、多くのボランティアの皆様のご活動に支えられ、少しずつではありますが、市民生活の再建とまちの復旧・復興への着実な歩みを進めております。これからも、全国の皆様からのお励ましを心の支えとして、いかなる苦難をも乗り越えて、緑と幸せのまち西宮の復興と再生を目指してまいります。

西宮市長 馬場順三 敬具



ウメバチソウ ユキノシタ科

感謝状（楯、縦28cm×横22cm）

感謝状 様

兵庫県南部地震による本市の被災に際しましては多大なるご援助を賜り衷心より感謝申し上げます。皆様方からのお励ましを力に緑と幸せのまち西宮の復興と再生を目指してまいります。

平成7年 月

西宮市長 

6 各種相談

1 法律相談等

①震災特別法律相談（地震直後）

平成7年1月25日から3月31日までの間、市民相談課1階カウンターと西宮自家用自動車協会会議室で震災特別法律相談を実施した。（2月6日からは毎日）

この間の相談件数2,417件、1日平均にして約50件の相談が持ち込まれた。相談員として、大阪弁護士会・京都弁護士会・神戸弁護士会からボランティアとして多数の弁護士が、また不動産に関する相談員として宅地建物取引業協会西宮支部からも相談員がそれぞれ派遣され、市民の相談に対応した。

相談の主な内容としては、借家（家賃・敷金や立ち退き等）、借地、建物による損害賠償などについての問題が多く見受けられた。

当初市民相談課で行われた相談には希望する市民が殺到したため、相談内容別に時間を設定し、集団で相談してもらう方法をとった。その後、個別での相談を熱望する市民の声が激増したため、相談場所の検討を迫られたが、当時庁舎内の会議室は使用できず、やむなく西宮自家用自動車協会（中前田町）の会議室を借りて個別相談を実施した。

○地震災害に伴う法律問題Q&A

地震後の法律に関する市民の問合せが高まる中、小野一郎弁護士（大阪弁護士会）の作成による「地震災害に伴う法律問題Q&A」が平成7年3月1日に発行された。内容は、法律相談で最も多かった借地・借家問題、その他の法律問題（近隣・雇用・建築請負）を中心に、Q&A形式で分かりやすくまとめられている。

市民の需要も高く、現在までに初版10,000部、第1刷5,000部、第2刷3,000部と、計18,000部を印刷した。

②震災に伴う特別法律相談（平成7年4月以降）

平成7年4月以降は、毎週月・水・金曜日に市民相談課相談室で、弁護士による法律相談を実施している。6月から9月は1日20人、その他の期間は1日15人の市民の相談を受けており、10月末日現在で、総件数1,548件にのぼっている。

相談内容を見ると、借家問題が最も多く、次いで借地、近隣関係などについての相談が目立っている。

③震災なんでも相談所

平成7年2月28日と3月1日の2日間、兵庫行政監察

事務所と共催で、神戸法務局や大阪国税局ほか関係各機関の協力を得て、市役所2階ロビーで「震災なんでも相談所」を開設した。2日間の受付件数は904件。

相談は、国・県・市に対する行政相談をはじめ、税金、雇用、労働、年金、融資、法律、登記など多岐にわたったが、所得税減免（国税局）、被災者証明（西宮市）、住宅資金融資（住宅金融公庫）等に関する相談が多かった。

震災後初めての特別相談で、かつ様々な機関が参加したこともあり、多数の市民が相談に訪れた。被災地の中でも、1日当たりで最高の人数ではなかったかと考えられる。

④震災復興特別相談（兵庫行政監察事務所と共催）

〈第1回目〉平成7年5月24日(火)に、フレンテ西宮4階で第1回目の震災復興特別相談が行われた。受け付けた相談件数は107件で、借地借家、税金の還付、住宅融資、登記についての相談が目立った。

〈第2回目〉第2回目の震災復興特別相談は、7月18日(火)に市民会館5階で行われ130件の相談を受けた。この頃になると、家の再築にあたっての相談が目立つようになり、主な相談としては住宅融資、借地借家問題、境界等の近隣関係、登記などが挙げられる。

〈第3回目〉10月24日(火)に市役所5階550・551会議室で行われ、181件の相談を受けた。相談内容では、住宅融資、借地借家問題、近隣関係、税金の減免と、前回と同様の相談が上位を占めているが、その内容もより具体的なものが多く見られる。

⑤震災一斉法律相談

平成7年5月20日(土)に市民会館で第1回目の震災一斉法律相談が実施され、85件の法律相談が寄せられた。主な相談としては、借家（借家人）、近隣関係、借地問題、借家（家主）などが見られ、特に罹災都市借地借家臨時処理法が成立したこともあり、同法をめぐる相談も多数あった。また、土曜日に行われた相談会ということもあって、平日に来庁できない市民が多数訪れた。

平成7年9月30日(土)には市民会館で第2回目の震災一斉法律相談が行われ、52件の相談を受けた。相談の内容としては、震災後9か月経過したこともあり、前回同様借地借家、近隣関係が多く、特に相談内容に複雑さが増し、込み入った相談が目立った。

⑥地震災害に伴う市民生活相談

日程・内容は下記のとおり。

○不動産相談…毎月第2・4木曜日の午後1時から4

時まで、地震災害に伴う借地・借家・不動産売買等の相談に宅地建物取引業協会相談員が対応する。

- 家事相談…毎週月・水・金曜日の午前10時から12時と午後1時から4時まで、相続離婚などの家庭問題の相談に家庭裁判所調停委員が対応する。
- 交通事故相談…毎週月～金曜日の午前9時から12時まで、交通事故に関する損害賠償などの相談に専門相談員が対応する。
- 建築相談…毎週火曜日の午後1時から4時まで、建築についての法規や技術の相談に専門相談員が対応する。
- 人権相談…毎月第1・3木曜日の午後1時から4時まで、差別待遇、脅迫、土地・家屋・金銭のいやがらせなどの相談に、人権擁護委員および法務局職員が対応する。
- 国・県の行政相談…毎月第2・4木曜日の午後1時から4時まで、行政相談委員および行政監察事務所職員が対応する。
- 心配ごと相談…毎月第1・3木曜日の午後1時から4時まで、悩みごと全般について、社会福祉協議会相談員および民生・児童委員が対応する。
- 年金相談…毎月第2金曜日の午後1時から3時まで、厚生年金・国民年金などの相談に社会保険事務所職員が対応する。
- 害虫相談…毎月第2・4火曜日の午前10時から12時と午後1時から4時まで、家庭内のダニ・ゴキブリ等の害虫についての相談に環境衛生課職員が対応する。

2— 宅地防災相談

震災により被害を受けた宅地の擁壁や石積等について、市民から相談が増大したため、県および市等の合同により宅地防災相談を開催した。

宅地防災相談所は2月6日から2月15日までの10日間、塩瀬・山口地区は塩瀬支所に、その他の地区は市立神原公民館に設け、市民からの相談を受付した。また、必要に応じ現地調査を実施し、被害度の評価等を行った。

その後も随時、開発指導課で相談の受け付けを行い、3月2日までの受付件数は、579件であった。

さらに梅雨期を控え、5月15日から5月19日まで県および市合同で宅地防災相談所を旧法務局跡（江上町）にて開設し、受け付けた相談件数は19件であった。

3— 労働相談

定例の労働相談は、毎月第1・3金曜日（午後4時から6時30分まで）に行っていたが、平成7年2月14日から16日の3日間、震災特別労働相談を勤労会館で実施した。これは、被災した事業所で生じる賃金の未払いや解雇などの労働問題について、弁護士などが相談に応じるもので、相談件数は11件であった。

さらに、兵庫県・西宮市合同労働相談を平成7年4月27日から実施した。（9月29日までは月～金曜日の10時から17時。10月1日からは月・火・木・金曜日の10時から18時30分）。9月末までの相談件数は86件である。

表5-6-1 合同労働相談のまとめ

(単位:件)

項目 週別	雇用 問題	解雇	退職	賃金	労災	社会 保険	労使 関係	その 他	小計	合計
4/27~4/28	1	1	1			1			4	4
5/1~5/2	2								2	
5/8~5/12				1		1			2	
5/15~5/19	1	1		1					3	
5/22~5/26		1	1	2		1	1	1	7	
5/29~6/2	2				2				4	18
6/5~6/9			1	1	2	1			5	
6/12~6/16				1	1	1			3	
6/19~6/23			1		2	1			4	
6/26~6/30	1								1	13
7/3~7/7	3	1	1						5	
7/10~7/14		1				2			3	
7/17~7/21	1							1	2	
7/24~7/28	1		1					1	3	13
7/31~8/4			2		1	1			4	
8/7~8/11			2						2	
8/14~8/18			2	1		1			4	
8/21~8/25	1		1	1		1		1	5	
8/28~9/1	2	1	1	1				1	6	21
9/4~9/8				1				1	2	
9/11~9/14	1	1	3						5	
9/18~9/22	2	2	2		1			1	8	
9/25~9/29								2	2	17
合計	18	9	19	10	9	11	1	9	86	86

働く女性なんでも相談は震災のため中止していたが、6月19日から再開した。（毎月第1・3木曜日の午後3時から7時まで受付）相談員は財21世紀職業財団の女性アドバイザーが担当した。

なお、雇用促進事業団と連携して、震災に係る離職者に対する就労援助セミナーを次のとおり実施した。

「就労援助セミナーⅠ」

日程：平成7年7月5日～28日のうち14日間

定員：20人

講習内容：ワープロ（3日間）、パソコン（3日間）、ボールペン習字（3日間）、接客接遇（1日間）、簿記入門（4日間）

「就労援助セミナーⅡ」

日程：平成7年9月4日～20日のうち10日間

定員：20人

講習内容：ワープロ（3日間）、接客接遇（1日間）、パソコン（3日間）、ボールペン習字（3日間）

さらに、震災に係る離職者と勤労者を対象に「簿記3級講習会」を実施した。

日程：平成7年8月17日～11月17日のうち24日間

定員：45人

内容：初期の記帳から日商簿記3級までの実力をつける。

4—消費生活相談

①相談窓口の状況

震災当日より庁舎1階の消費者センター相談コーナーで消費生活相談員が受付を行った。

震災のあった週は、物資の供給や避難所などの問い合わせがほとんどであった。

2月13日以降は、相談コーナーで被災者証明の受付が開始されたため、その手続きに関する問い合わせが相談コーナーに殺到した。

その間にも、各種震災関連業務の実施にともない、その内容や窓口に関する問い合わせが多く寄せられたので、各種情報を収集（下記②参照）・整理のうえ、適切な情報提供に努めた。

また、震災関連の消費生活相談には、県生活創造課や県立神戸生活科学センターと連携し、迅速かつ的確な処理に努めた。

特に、家屋の工事に関する相談や借家契約に関する相談等で、専門的法律解釈を要する事例については、顧問弁護士制度の活用により適切な助言・斡旋を行った。

②情報収集及び提供

ア、市内量販店の現況調査（1月26日実施）

電話による聞き取りにより市内量販店の品揃えの

状況等を調査し、市民への情報提供等に役立てた。

22店舗中営業不能は6店で、うち2店は駐車場で一部商品を販売していた。また2店は連絡がつかなかった。他の14店については、当面休まず営業し、価格も通常よりも低めで提供していた。また、ガス及び水道の供給停止でショーケースが使えないので、肉や魚は品薄だが、出来る限り商品確保に努めている様子うかがえた。

イ、相談窓口一覧の作成

公的団体や行政機関等により、随時専門相談窓口が設置されたので、主にマスコミ情報によりそれらを把握するとともに、家屋解体等市の震災関連業務を把握し、一覧表を作成した。（3月末までに計12回更新）

一覧表は、電話等での問い合わせに活用するほか、相談コーナーをはじめ庁内で掲示・配布をした。

ウ、相談傾向および相談事例

震災直後から1月末までの消費生活相談は31件で、内訳は、屋根工事・シート施工・家屋補修が7件、借家契約が6件、クレジットの支払不能が2件、家電製品の修理が2件、その他14件であった。

震災直後から3月末までの消費生活相談を合計すると186件であるが、このうち129件は震災関連の内容であった。

これらの相談は、屋根工事・シート施工・家屋補修に関するものが52件、借家契約に関するものが27件など、住まいをめぐる切実な状況を反映している。

工事・補修については、見積額や請求額が高いという相談、借家契約については、貸し主からの立ち退き請求のトラブルや、借家退去後の敷金の返還に関する苦情が中心であった。

平成7年4月から11月末までに、さらに34件（累計163件）の震災関連相談があったが、そのほとんど（30件）は家屋関連工事に関する相談であった。

これらのうちには、「契約後、工事が遅れている」、「依頼した工事内容ではない」など工事の進行や内容に関する苦情が目立つ。

事例① 屋根の一部補修が全面工事に

【相談内容】 屋根工事の業者が家に来たので、地震で瓦がずれ落ちた部分のみのつもりで、補修工事を依頼した。翌日届けられた契約書を見ると、屋根全面の工事となっており、費用も400万円と高額なので支払えない。すぐに電話で業者に断ったところ、係員は承知したといったが、後でトラブルにならな

いか心配である。なお、契約書には「瓦工事一式」とあるのみで、施工部分の面積など積算の根拠が明確でない（80歳代、男性）。

〔処理結果〕 屋根工事は訪問販売法の指定役務であり8日間のクーリング・オフ期間内の相談であったので、はがき（簡易書留扱い）で販売店およびクレジット会社へ解約を通知するよう助言した。

事例② 工事内容の説明を聞いただけで本契約が成立

〔相談内容〕 地震で家屋の一部が損壊したので、相談するために住宅展示場へ行った。展示している業者から、同社のリフォーム部門を紹介され、数日後担当者が来訪した。施工内容について説明してもらっている間に、業者から求められるまま、連絡先のつもりで住所、氏名を書類に書き込んだ。その控えを後でよく見ると契約書になっており、金額も約630万円と高い。見積書ももらっていないのに契約を急がせる業者に納得ができない（70歳代、男性）。

〔処理結果〕 相談者はまだ契約の意思を固めておらず、申し込んだ覚えがないことを業者に伝えたところ、業者はこれを受け入れ、契約は取り消された。あわせて、契約を結ぶに際しては見積書など判断材料を提示し、十分に説明するなど、販売活動を改善するとの回答があった。

事例③ 震災でクリーニング工場が倒壊

〔相談内容〕 震災前に衣類3点をクリーニングに出した。震災後取り次ぎ店から工場が倒壊した、預り品のうち1点のみ取り出せたが、残りは取り出せず返せない、との連絡があった。また返せない衣類の賠償はできないという。工場の責任は問えないか（40歳代、女性）。

〔処理結果〕 業者側の手違いではなく、予想できない天災という不可抗力が原因なので業者の責任を問えないことを伝えた。

事例④ 借家全壊なら、敷金は

〔相談内容〕 住んでいるアパートが地震で全壊した。家主は、契約書に書いてあるとおり、敷金の半額を返すという。他の住まいを探すにしてもお金がいる時なので、全額返してもらえないものか。（30歳代、女性）

〔処理結果〕 敷金については、家主が次に貸すための修理費用に充当するものと考えられる。今回のように不可抗力で建物が滅失した場合にはこれがあり

得ない。全額返還を主張して再度交渉すること。ただし、家主も被災者である点を考えて、冷静に話し合うことを助言した。

事例⑤ 天変地異は敷金没収

〔相談内容〕 退去時には、敷金の8割を返してもらうという条件で、6年前に賃貸アパートに入居した。このたびの震災でアパートが全壊し住めなくなったので、家主に敷金の返還を求めたら、契約書には、天変地異の場合には敷金は返還しないという特約がついているからと、拒否された。この条項は妥当か（60歳代、男性）。

〔処理結果〕 このような特約には合理性がないので無効という裁判例があり、この考え方は一般的に支持されているので、これを基盤として、話し合いを進めるように助言した。

事例⑥ 改修工事が完成しない

〔相談内容〕 家を訪れた他県の業者に、3か月前に改修工事を依頼した。その後一部の工事をしたまま、この1か月ほど業者から連絡がない。別の業者に依頼したいが、解約はできるか（60歳代、女性）

〔処理結果〕 業者に確認したところ、当面人の手配ができないとのことなので、斡旋の結果、契約は解除されることになった。

5 外国人相談

平成7年1月25日から3月31日までの間、留学生を中心に外国人震災相談窓口を国際交流課内に開設した。これは、平成7年3月31日をもって一応終えたが、フレンテ西宮の国際交流協会事務室再開後も、外国人を含む市民からの相談は受け付けている。以下は、3月31日までの記録である。

○受付形態

対応言語と相談曜日（受付時間は午前10時から午後4時まで）

英語……………月・火・木・金
中国語……………月・水・木・金
フランス語……………月・水・木・金
ポルトガル語……………月・火・水・金

日本語による相談は毎日対応（土・日を含む）

各言語の対応は市の嘱託職員通訳によって行われ、その他の言語は、人事課に寄せられたボランティアの

協力を得て対応した。

○広報

相談窓口についてのチラシを4カ国語で作成し、本庁舎1階の告知板に掲示するほか在関西領事館へ送付。また市内の避難所、教育機関、駅などに財西宮市国際交流協会ニュースレターと共に、ボランティアによって配布し、(その他必要な情報もその都度、同じ方法で配布。)同時に新聞、ラジオでも広報した。

○相談内容及び件数

相談内容については多岐に渡っていたが、最も多かったのは、住居探し、ついで義援金の取得方法についてであった。国籍別に見ると中国籍の相談者が多かった。

表5-6-2 外国人からの相談記録

表5-6-2 外国人からの相談記録

平成7年1月25日～3月末日

国籍	相談人数			住居探し			被災証明・義援金等			安否確認			仕事探し			一般相談			情報提供		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
中国	19	9	28	7	5	12	7	2	9				6	2	8						
台湾	2	0	2				1	1	2												
米国	5	3	8	2		2	1	2	3				4	1	5						
シンガポール	0	2	2		1	1		1	1												
ベトナム	2	2	4		1	1		1	1				1		1						
ポリネシア	0	3	3		2	2						1	1								
イギリス	0	1	1					1	1												
オーストラリア	2	1	3				1	1	2	1		1									
ポルトガル	1	0	1	1		1						1		1	1						
ニュージーランド	1	0	1	1		1	1		1												
インド	2	1	3	1	1	2															
ドイツ	0	1	1					1	1												
スイス	2	0	2	1		1	1		1				2		2						
カナダ	1	0	1	1		1															
韓国	1	0	1	1		1															
不明	6	5	11	1	2	3					1	1			3	3	6				
その他	2	1	3												1	1	2			2	2
合計	46	29	75	16	12	28	12	10	22	1	1	2	1	1	2	17	7	24	2	0	2

*一人についての相談件数が複数の場合あり

○対処方法

相談に対しての情報は、市担当課及び関係機関等、新聞、他市の国際交流協会・団体の協力を得て収集した。特に、義援金の取得方法については、「外国人のための援助金について」の一覧表(日本語、英語、中国語、ハングル)を作成した。

表5-6-3 外国人のための援助金について

○課題

事務局自体が被災し使用不可能となったため、震災直後、協会登録ボランティアからの問い合わせが受けられなかった。その中で、救援を必要としている被災外国人にいかにか財団の存在と相談窓口開設について知ってもらえかが大きな課題であった。

また、震災情報は刻々と変化するものもあり、その補充・追加と平常時からの情報収集の徹底と強化が必要であることを実感した。

表 5-6-3 外国人のための援助金について

(95年3月22日現在) 詳細についての問合せについては財西宮市国際交流協会 0798-32-8680へ

援助金の種類	被災状況・手続		死亡・ 行方不明	受付期間	受付場所	必要書類等	交付時期	問合せ先
	全壊	半壊						
留 学 生	1. 兵庫県災害援護金	1世帯10万円	1世帯5万円	(土)日を除く 9:00~17:00	市民会館 1階	外国人登録証又は倒壊家屋に住んでいたことを証明できるもの(賃貸契約書、電気・ガス・水道支払票・郵便物など)被災者証明は不要		西宮市福祉総務課 0798-35-3019 日赤兵庫支部 西宮地区 0798-34-3363
	2. (赤十字)義援金	1世帯10万円	1世帯10万円					
	3. 文部省(日本国際教育協会)見舞金	1人10万円	1人10万円	—	各大学で一括申請、早急に大学事務局へ		4月頃	各大学または文部省学術国際局留学生課 03-3581-2164 財日本国際教育協会関西留学生会館 06-831-3823
	4. 所属する大学の見舞金	1人10~20万円程度(大学に異なる)	1人10~20万円程度(大学に異なる)	—				
	5. 神戸学生青年センター支援生活費	1人3万円	1人3万円	—	3月末まで	同センター事務局	家が全半壊した留学生・就学生対象 被災証明、学生証が必要	(財)神戸学生青年センター 078-851-2760
	合計(参考額)	43万円~53万円程度	38万円~48万円程度	—	死傷者には他に厚生省から補償あり(死亡者の遺族に対しては状況に応じ最高限度額500万円まで支給、重度障害者については詳細未定)			
就 学 生	1. 兵庫県災害援護金	1世帯10万円	1世帯5万円	(土)日を除く 9:00~17:00	市民会館 1階	外国人登録証又は倒壊家屋に住んでいたことを証明できるもの(賃貸契約書、電気・ガス・水道支払票・郵便物など)被災者証明は不要		西宮市福祉総務課 0798-35-3019 日赤兵庫支部 西宮地区 0798-34-3363
	2. (赤十字)義援金	1世帯10万円	1世帯10万円					
	3. 日本語教育振興協会見舞金	1人5万円	1人5万円	—	各日本語学校で一括申請、早急に学校事務局へ			各学校または (財)日本語教育振興協会 03-5385-0080
	4. 各国就留学生助け合いの会見舞金	1人3万円	1人3万円	—	まず右の問合せ先へ連絡のこと			
	5. 神戸学生青年センター支援生活費	1人3万円	1人3万円	—	3月末まで	同センター事務局	家が全半壊した留学生・就学生対象 被災証明、学生証が必要	(財)神戸学生青年センター 078-851-2760
	合計(参考額)	31万円	26万円	—	死傷者には他に厚生省から補償あり(死亡者の遺族に対しては状況に応じ最高限度額500万円まで支給、重度障害者については詳細未定)			
一 般 外 国 人	1. 兵庫県災害援護金	1世帯10万円	1世帯5万円	(土)日を除く 9:00~17:00	市民会館 1階	外国人登録証又は倒壊家屋に住んでいたことを証明できるもの(賃貸契約書、電気・ガス・水道支払票・郵便物など)被災者証明は不要		西宮市福祉総務課 0798-35-3019 日赤兵庫支部 西宮地区 0798-34-3363
	2. (赤十字)義援金	1世帯10万円	1世帯10万円					
	合計	1世帯20万円	1世帯15万円	—	死傷者には他に厚生省から補償あり(死亡者の遺族に対しては状況に応じ最高限度額500万円まで支給、重度障害者については詳細未定)			

6 教育相談

①総合教育センター教育相談

震災直後、来所・訪問・あすなる学級・子育て学習センター部門は、交通事情と各家庭の被災に伴いストップの状態となったが、教育相談室が担当しているケースの家庭の被災状況や本人・家族の安否の確認を取りながら、訪問や電話による相談は続けた。中には遠方の疎開先からの電話による相談を継続したケースもあった。1月20日から室内を整備し、分室とセンターの相談業務をセンターでやり、1月末の学校再開に合わせ、分室、センターの両方で正常な相談業務に復した。通級生の交通安全に配慮しながら2月20日にあすなる学級を再開した。

平成7年度、4月の調査で来所相談84ケースのうち23ケースが、心のケアに関わる内容であった。1学期の後

半から次第に心のケアに関する相談が増えてきており、不登校のケースはやや減少傾向にある。

新しい課題である「震災後の心のケア」については、相談員研修を4回、現職教員対象の教育相談研修年間5回のうちの3回を、心のケアに関する研修として実施した。

②教育相談ホットライン

震災に伴う教育相談ホットラインを教育委員会1階学事課分室に開設した。期間は1月28日から4月10日までの9時~21時、土・日・祝日も受付けた。受付件数は233件で、大部分は児童生徒の保護者からで、内容は転校、授業料、学校再開、ホームステイ等の受け入れ、進学(入学や受験等)、通学路などであった。

○主な相談内容

- ・児童生徒の転校に関するもの 108件
(避難先への転校、復学、その手続き)
(避難先や仮設住宅からもとの学校への通学)
(高校や私立学校への転校)
(住所が定まらないが、どの公立高校を受験すればよいか)
- ・授業料免除や学費への経済的援助に関するもの 36件
- ・学校再開に関するもの 29件
(ただし1月30日の学校再開後はこの件について殆どなし)
- ・ホームステイ等の受入に関するもの 22件
- ・その他 38件
(学力補充、欠席の扱い、入学説明会、大学受験、通学路など)

7 市民からの陳情・要望等

①陳情

市民団体から文書で受けた陳情については、関係課へ通知するとともに、回答の必要なものは所管課から回答を求め返答している。

平成7年1月17日から3月31日までに市民団体から受けた陳情の件数は112件、4月1日から10月31日までの件数は182件で、これは平成6年度同時期の件数に比べ、約1.5倍に増加している。内容別に見ると、防災や廃材処理・道路など土木に関するものや、マンション再建など都市計画に関するもの、その他被災者救済についてのものが多かった。

②市民の声

市民個人から市長宛に送られた文書については、「市民の声」として取扱い、回答の必要なものは所管課から回答を求め返答している。

平成7年1月17日から3月31日までに受けた市民の声の件数は26件、4月1日から10月31日までの件数は53件であった。これは平成6年度の同時期の件数に比べて約2倍に増加している。地震発生後比較的早い時期には、建物や地盤の安全性についての要望が多く、その後、それに加えて避難所、仮設住宅、建物の解体、災害援護資金の貸付、野良猫対策等の多様な要望が見られる。

③案内業務

本庁舎の総合案内には、震災後1日3,000~5,000人の市民が訪れ、震災に関するあらゆる情報や手続きなどの問い合わせが殺到し、パニック状態となった。震災の混

乱の中、庁内各部局に情報の問い合わせを行ったが、市民への対応は困難の極みであった。今後、庁内各部局間の緊急時の情報収集体制、情報提供体制について大いに検討する必要がある。

④トーキング・トゥモロー・西宮

市民と市長が市政について対話する事業を平成5年度から実施。

震災のため実施を見送っていたが、平成7年10月13日から再開した。7年度は、10月13日(金)、10月26日(木)、11月8日(水)、11月16日(木)、11月21日(火)の5回、計20組の市民が市長と対話し、市政に対する提言を行った。主なテーマとしては、福祉・都市計画などが多かったが、震災を反映して、建物の復旧、ライフラインの補修、被災状況の判定等の内容もあった。

⑤パソコン通信による市政モニター

震災のため実施を見送っていたが、平成7年12月1日から再開した。モニターによる電子会議のテーマは「災害時のパソコン通信」である。その内容の主なものは、「震災時のパソコン通信の利用状況」「必要とした情報の種類」「情報システムの整備」等である。

⑥施設見学会・西宮めぐり

震災のため、平成7年度は中止した。

7 市民意識調査等

1 市民意識調査

西宮市では、昭和29年から毎年1回市民意識調査を実施している。

平成7年度は、今後の防災対策の基礎資料および震災復興等の施策に反映させるため、次の調査項目により実施した。

・震災前の状況・建物の被害と震災直後・震災後の生活・行政とボランティア・地域の自主防災活動・現在の状況と要望 の6項目27問。

調査期間は平成7年9月12日～9月30日、20歳以上の市民5,000人を対象に無作為抽出で調査を行った。

なお、調査の集計・分析は京都産業大学 勝矢淳雄教授に依頼した。

有効回収数3,523通、有効回収率は70.5%で過去最高であり、市民の震災復興に対する市政への強い期待の現れと言える。

集計結果の分析中間報告を11月20日に行い、平成8年1月には調査結果をまとめた冊子を作成し、希望する市民に2,000冊配布した。

調査項目および調査結果の概要は、表5-7-1のとおりである。

表5-7-1 市民意識調査結果の概要

2 西宮市からの転出者調査

本市と関西学院大学「西宮」研究会（代表・高坂健次社会学部教授）は、震災後市外へ転出した市民についての調査を共同で実施した。調査の概要等は次のとおりである。

[調査の概要]

- ・実施期間 平成7年7月15日～7月31日
- ・調査方法 郵送
- ・調査対象 1月17日から4月30日の間に住民登録・外国人登録を西宮市から他市町村に移した18才以上の16,500人の中から1,000人をサンプリング抽出
- ・有効回答 518人

[調査結果の概要]

市外転出者の状況は表5-7-2のとおりである。

表5-7-2 市外転出者の状況

項目	回 答	比率(%)		
転出の理由	震災によるもの	415人	80.1	
	転 出 先	兵庫県、大阪府	305人	73.5
		京都府、奈良県	26人	6.3
		東京都	11人	2.7
		その他全国各地	73人	17.5
震災以外の理由	103人	19.9		
住 宅 の 被 害 状 況	全壊・全焼		44.9	
	半壊・半焼	修理してもとても住めない	14.2	
		修理すればなんとか住める	10.3	
	一部損壊		24.0	
	損壊なし		6.6	
震 災 前 の 住 居 形 態	民間借家(主として自分で家賃を払っている)		45.1	
	民間借家(企業が家賃を負担しているか補助している)		14.6	
	社宅等		17.6	
	持ち家		15.3	
	その他		7.4	
本 市 に 再 居 住 の 可 能 性	戻ることを考えている		37.5	
	戻ることを考えていない		28.4	
	わからない		34.1	
	無回答		—	
再 居 住 の 条 件	被災した場所で住宅の建替ができること		15.0	
	被災した場所以外の西宮市内で住宅が確保できること		32.0	
	再開発・区画整理事業計画のめどがつくこと		12.7	
	職場が確保できること		5.9	

※関西学院大学「西宮」研究会の調査より抜粋。

表5-7-1 市民意識調査結果の概要

質問項目	回答内容	比率(%)
①建物の被害と地震直後 ・建物の被害状況 ・地震直後の行動 (複数回答) ・直後に知りたかった情報 (複数回答) ・最初の避難場所	一部損壊	44.7
	半壊	18.8
	全壊	17.6
	被害なし	14.1
	家族の安全を確かめた	76.6
	他所にいる家族、親類などの安否を確かめた	49.7
	近所の人の安否を確かめた	36.9
	ガスやガスメーターの元栓を締めた	33.3
	地震の規模、発生場所、被害状況	81.0
	水道、電気、ガスの復旧見通し	73.5
	家族や親類などの安否	69.5
	余震の見通し	64.7
	道路、交通機関の状況	64.0
* 避難した人 (36.8%) のうち		
学校・公民館などの公共施設	34.7	
親や親類の家	28.6	
近くの公園、空き地など	18.0	
* 避難しなかった人 (61.3%) の理由 (複数回答)		
避難するほどの被害はなかった	83.6	
どこに避難したら良いかわからなかった	10.7	
②震災後の生活 ・震災後困ったこと (複数回答) ・震災から約10日間情報を知るのに役立ったもの (複数回答)	トイレ、洗面など生活用水の確保	82.5
	電話がつかない	81.4
	飲料水、食糧、粉ミルクの確保	71.5
	交通の寸断、マヒ	57.8
	テレビ	81.8
	新聞	68.7
	ラジオ	67.2
	親類、知人	51.8
	近所の人からのクチコミ	48.2
	災害広報紙、市政ニュース	31.3
③行政とボランティア ・他の地域で大震災が起こればボランティアで救援活動に参加するか ・災害時、ボランティアと市との関係のあり方は	そのときにならないと分からない	49.8
	すすんで参加	16.0
	参加しない	15.5
	勤め先などから要請があれば参加	12.4
	* 参加しない理由 (複数回答)	
	年齢や病気で参加は無理	66.5
	参加したいが勤めを休めない	17.4
	知識もなく役に立たない	14.1
市だけでは対応が難しいのでボランティアへの依頼内容や受入窓口など決めておくべき	47.7	
ボランティアがすぐ役に立つように日頃から協力関係を進めておくべき	25.9	
行政間協力だけで対応できる体制を整備すべきで最初からボランティア支援を期待するのは望ましくない	14.6	
④地域の自主防災活動 ・自治会、町内会に取り組んでほしいこと (複数回答) ・地区で自主防災組織ができれば参加するか	飲料水・食糧の備蓄	51.8
	避難場所・方法の案内、広報	51.7
	お年寄りや体の不自由な人などの確認	44.9
	危険箇所の点検	42.9
	組織の世話はできないが参加はしたい	51.0
	分からない	26.8
	参加しない	10.0
	参加したいし組織の世話もしたい	8.2
* 参加しない理由 (複数回答)		
年齢や病気で参加できない	61.9	
自分のことは自分でする	14.5	
大災害時は何をしても無駄	11.6	
⑤現在の状況と要望 ・現在困っていること (複数回答) ・市に希望する防災対策で重点をおくべきこと (複数回答) ・住まいは震災前と同じか	特になし	35.7
	復旧、建設による粉じん、騒音など	28.4
	住宅の建設やローンの支払い	19.9
	不眠、イライラなどストレス	19.1
	早く正確な情報通信体制の整備、充実	69.8
	食糧など非常用物資の備蓄	59.0
	救急医療体制の整備、充実	58.6
	寸断された主要交通網の代替手段の確保	39.2
	お年寄り、病人などの弱者支援施策の充実	38.8
	同じ	81.1
	違う	17.1
* 違うと答えた人の現在の住まい		
民間の賃貸住宅	41.1	
仮設住宅	17.7	
親類の家	13.9	

8 文化事業

1 文化振興財団の事業

市民の文化活動は「なるお文化ホール」を拠点に活動が続けられ、フレンテホールが改修後6月1日から加わることとなった。復興が進むにしたがい、市民の「心のやすらぎ」を求める声が高まり「心の復興」を願う「ちから」が広がった。8月20日県立総合体育館で全国からの参加者を集めた被災地コンサート「第9シンフォニーのつどい」が開催された。(第4章4-3参照)



8月20日、県立総合体育館で開催された被災地コンサート「第9シンフォニーのつどい」。

また10月21日から11月14日まで市民文化祭が公民館・なるお文化ホール・勤労会館等の31会場で行われた。

○震災後実施した文化事業

平成7年3月25日(土)

市民名画のつどい、がんばれ!宮っ子 子供映画会
「11匹のねこ」「忍たま乱太郎」上映。

[なるお文化ホール]

平成7年4月9日(日)

市民名画のつどい、がんばれ!宮っ子 子供映画会
「アラジン」上映。

[なるお文化ホール]

平成7年5月5日(祝日)

西宮少年合唱団「がんばろうコンサート」

[なるお文化ホール]

平成7年5月17日(水)

西宮市所蔵絵画小品展(29日まで)

[フレンテギャラリー]

平成7年5月28日(日)

西宮市吹奏楽団フレンテブロードコンサート

[フレンテ駅前広場]

平成7年6月3日(土)

ギャラリーフレンテ1周年記念事業(7月24日まで)

いけばな、デザイン、書道、写真、工芸、日本画、
彫塑、洋画

[フレンテギャラリー]

平成7年6月3日(土)

合唱講習会「みんなであうおう」(合唱連盟共催)

[なるお文化ホール]

平成7年6月10日(土)

市民名画のつどい「ひまわり」上映。

[なるお文化ホール]

平成7年6月18日(日)

西宮市吹奏楽団第35回定期演奏会

[尼崎市・アルカイックホール]

平成7年7月27日(木)

夏休みハイビジョンシアター

「オーロラ/アラスカ天空彩」上映

[フレンテホール]

平成7年8月5日(土)

市民名画のつどい、「白雪姫」上映。

[なるお文化ホール]

平成7年8月12日(土)

親と子のふれあいコンサート [フレンテホール]

平成7年8月23日(水)

がんばろう西宮震災復興古典芸能鑑賞会

[なるお文化ホール]

平成7年9月2日(土)

第3回フレンテ寄席

[フレンテホール]

平成7年10月6日(金)

平和への祈りコンサート(アンサンブルクロス共催)

[なるお文化ホール]

平成7年10月7日(土)

合唱講習会(合唱連盟共催) [なるお文化ホール]

平成7年10月15日(日)

フレンテ名曲サロン

[フレンテホール]

平成7年10月22日(日)

西宮市吹奏楽団、全日本吹奏楽コンクール金賞受賞

[和歌山県民文化会館]

平成7年10月31日(火)

西宮芸術文化協会美術部門展覧会

- 「起・生・創」共催(19日まで) [市民ギャラリー]
 平成7年11月3日(祝日)
 ピッコロ劇団 被災地激励公演「学校ウサギをつか
 まえろ」 [なるお文化ホール]
 平成7年11月5日(日)
 市民音楽祭 [フレンテ西宮北広場]
 平成7年12月17日(日)
 さよならコンサート'95 [なるお文化ホール]
 平成7年12月22日(金)
 テレマン室内管弦楽団によるクリスマスコンサート
 [なるお文化ホール]
 平成7年12月29日(金)
 アジア映画祭 [フレンテホール]
 平成8年1月6日(土)
 第3回フレンテ名曲サロン [フレンテホール]
 平成8年1月14日(日)
 カラオケ大賞 [フレンテホール]
 平成8年1月17日(水)
 阪神・淡路大震災1周年 市民のつどい
 「悲しみを越えて…祈りと喜びと」
 [フレンテホール]

2—教育委員会の事業

①ユネスコ世界児童画展

フレンテ4階の国際交流協会情報コーナーにおいて、4月8日から3週間にわたって、諸外国から西宮ユネスコ協会へ寄せられた被災者への激励の児童画とともに、市内児童の絵を展示した。

②ユニセフカップ西宮国際ハーフマラソン

市制70周年記念事業として開催する計画であったが、震災のため中止することとなった。しかし、サンケイスポーツ新聞社等の主催(市及び教育委員会は後援)により、震災復興支援チャリティレースとして9月15日に開催された。参加料の中から1,000万円が本市に寄付された。

③子どもたちを励ます野外活動事業「ルッカリー309」

多くの学校が避難所になり、公園には応急仮設住宅が建ち、子どもたちが活動する場が著しく狭められるなかで、甲山青年の家やキャンプ場を開放し、青少年リーダーの活用を図りながら、野外活動を通じて子どもたちを励ます「ルッカリー309」を3月から概ね月に一回開催している。特に6月以降は、地域の青少年団体とも連携するなどして事業の展開に工夫をしている。



ユニセフカップ西宮国際ハーフマラソン

④子どもキャンプ事業の招待

夏休みを利用した各地の少年自然の家、青年会議所、ロータリークラブなどからの被災地域青少年の招待事業である「鐘の鳴る丘リフレッシュキャンプ」や「子どもふれあいキャンプ」などを子ども会等に紹介した。

⑤追悼とはげましの集い

震災1周年に関連し、西宮の復興を祈念し、犠牲者を追悼するとともに、被災者を励ますために、平成8年1月21日に夙川公民館において、ハンドベル演奏、コーラス、落語の集いを開催した。

3—震災復興に向けたEWCの活動

「2001年・地球ウォッチングクラブ・にしのみや(愛称：EWC)」は、平成4年から始めた、地球と地域を結ぶ市民のための西宮独自の環境学習システムである。

平成6年度は、小・中学生を中心に350グループ、8,500人(海外のフランス、リトアニアの参加を含む)の会員の登録があり、身近な環境問題から地球規模での環境問題まで私たちの暮らしや生き物とのつながりなどについて、自主的に学び活動してもらった。

また、事業の実施にあたっては、EWC環境学習ボランティアに登録している市民ボランティア約50人が、ニュースづくり、イベント運営、学習プログラムの実践、事務局運営、海外との交流など各分野ごとに、活動を担っている。

震災以降、EWCに参加する子どもたちや市民ボランティアが集まり、市内の子どもたちのネットワークを作ろうと活動してきたEWCとして何ができるか、2月下旬に話し合いを行った。

その結果、復旧・復興に向けて応援してくれた全国、世界の人たちに、自分たちの震災体験を一つの教訓として伝えることによって、お礼にしようということになった。

具体的には、地球環境のことを全世界的に考え行動する日である4月22日の「アースデイ」に催しを行うことになり、その中で「西宮から震災体験を伝えよう EWC子ども委員会」を結成し、いくつかの取り組みを決議し、子どもから大人までのスタッフによる活動へと発展した。以下、活動の経過を紹介する。

○震災復興子どもフォーラム 「よみがえれ西宮 子どもたちからのメッセージ」

日時：4月22日（土）午後2時～4時半

場所：コープこうべ第三地区本部コープセンター
4階 アミホール

参加者：150人

内容：(1)子どもたちによる市内10カ所からの震災体験報告と交流

(2)子ども委員会からの活動提案

(3)石田桃子さんの激励ミニコンサート

(4)EWC1994年度の活動のまとめ



「西宮から震災体験を伝えよう EWC子ども委員会」の結成

○震災体験記録の作品募集

募集期間：4月22日～6月15日

募集作品：壁新聞、絵画、詩、作文

取りまとめ：「西宮から震災体験を伝えようEWC子ども委員会」

応募作品数：287点

応募者数：367人

作品の活用法：①記録集の作成

②震災体験記録パネルの作成と巡回展示

○市内小中学校への震災体験アンケートの実施

実施期間：6月初旬～下旬

アンケート数：約6,000枚（市内小中学校各校に100枚ずつ）

取りまとめ：「西宮から震災体験を伝えようEWC子ども委員会」

活用法：記録集への活用

○子どもたちによる震災体験記録集の作成

記録集の名称：「子どもたちの震災報告 はげましをありがとう」

記録集の装丁：A B版・P48

発行元：小学館

発行部数：10,000部



震災体験記録集編集のため市長ヘインタビュー

○震災体験記録パネルの作成と巡回展示

パネル内容：市長・子ども委員会からのあいさつ

震災の被害状況写真や震災から学んだことをまとめた内容

子どもたちのまとめた作品

パネル仕様：模造紙大のパネル10枚1セットを、5セット作成

貸し出し先：全国の希望する団体・個人

9 合同慰霊祭と震災一周年事業

1 合同慰霊祭

兵庫県南部地震によって尊い命を失われた西宮市域での犠牲者の方々と、御遺族の参加を得て合同で慰霊すると共に、深刻な被害状況を克服して、今後の本市の復興を共に誓い合うことを趣旨として、市主催で合同慰霊祭を下記の要領で執り行った。

名称 兵庫県南部地震西宮市犠牲者合同慰霊祭
 日時 平成7年2月26日(日) 午後1時～午後3時
 場所 兵庫県立総合体育館(鳴尾浜1丁目)
 参列者 ご遺族・ご来賓(195人) 市民の方など
 約3,450人

資料5-9-1

	次 第	
・開式		
・名簿献納	西宮市長	馬場順三
・黙祷		
・追悼のこぼ	西宮市長 ご遺族代表 内閣総理大臣 衆議院議長 兵庫県知事 西宮市議会議長 児童代表	馬場順三 辰馬米子 村山富市(小里貞利) 土井たか子 貝原俊民 菅 庸夫 荒井 誠
・電報披露		
・復興宣言 一合唱一	西宮市長 西宮少年合唱団	馬場順三
・代表献花		
・お礼のこぼ	西宮市議会副議長	小林光枝
・献花		
・名簿降納		
・閉式		

式典では、馬場市長がご霊前でわがまち西宮の再生を誓い復興宣言を行い、皇太子殿下、同妃殿下も参列、献花され、犠牲者の霊を慰められた。

慰霊祭を実施するため、受付、場内案内、献花、配車等の業務を75人の職員で行った。式典に要した経費は、895万円である。

資料5-9-2

復興宣言

私たちのふるさと西宮が、市制施行70周年を迎える奇しくもこの年に、天は無情にも有史以来の災厄をもたらし、42万市民が郷土の幾多の先人とともに営々として築き上げた街を瞬のうちに破壊し、多くの尊い命と幸せな暮らしを奪いました。

しかし、私たち西宮市民はこの過酷な試練に屈せず、深い悲しみの中から再び立ち上がり、市民生活の再建と全国に誇る文教住宅都市、安全都市西宮としてのまちの再生をめざし、国、県、市の連携と協力ののもとに、一步また一步、新しい世紀に向かってはばたき、飛翔せんと願うものであります。

市民一人ひとりの英知と情熱が、今こそ、わがまちづくりに、そのお力を賜わりますよう熱望いたしますとともに、西宮市長として、さらに新しい私たちのふるさと、緑と幸せのまち西宮市の再生に全身全霊を捧げて、災害に強い街づくりを進め、わがまちの復興に努力することを、ここにお誓い申し上げます。

平成7年2月26日

西宮市長 馬場 順三

児童代表として、6人の児童が亡くなった香櫨園小学校の荒井誠君(6年生)が、追悼の言葉を述べた。

資料5-9-3

追悼のこぼ

初めに、この震災でなくなられた全ての方々のご冥福をお祈りいたします。

1月17日。今思い出しても恐ろしいあの日の事。

僕にとってはもちろんのこと、父や母、そして、祖父母にとってさえ生まれて初めて経験した大地震。

たったの数秒間揺れただけで、五千を超える人々が亡くなり、交通網や水道、ガス、電気が断たれ、街が壊れてしまったなんて、どうしても信じられません。夢ではなかったのだろうか。悪い夢を見たのだったらいいのにと思っても、一步外へ出ると、誰がんだ道路、壊れた家々、さまよい避難する人たち……。

太陽は明るく輝いているのに、六甲山や甲山は、いつもと変わらない姿を見せているのに、そして浜や夙川には、今年も来た水鳥たちが賑やかに群れているのに、こういう所を見ていると、余計に悲しくなってしまう。

僕は、何か心にぽっかり穴があいてしまったような気がします。どうして、僕たちの街はこんなにも荒れ果ててしまったのだろう。どうしてこんなにも、大勢の人達が亡くなってしまったのだろう。

考えても考えても納得がいきません。

1月30日。学校が再開され、授業が始まりました。久しぶりに友達と会えた喜びも束の間、それからの方が、何か寂しくなった気がします。花を飾った机や空席が目立つからです。仲良しだった友達が亡くなったからです。もっともっと一緒にいろんな事をしたと思っていた多くの友達が遠くへ行ってしまったからです。

家族や親類を失った友達もあります。家が壊れて避難している友達もあります。授業の内容や学校の建物がたとえ元通りになったとしても、友達の顔ぶれは、二度と前と同じには揃いません。

本当に悲しい、辛いことだけれど、この悲しみや辛さを乗り越えるのが、今の僕たちに与えられた課題だと思っています。

震災でなくなられた皆様、僕たちの頭をどうか見て下さい。あなたの方のことを僕たちは決して忘れません。

どうぞ安らかに眠って下さい。

平成7年2月26日

香櫨園小学校6年 荒井 誠

また、皇太子同妃両殿下からは、後日、ご遺族に対し次のとおりお言葉が寄せられた。

資料5-9-4

この度の大震災により、一瞬にしてかけがえない大切なお身内を失われた遺族の皆様へ、改めて心から哀悼の意を表します。

慰霊祭に参列し、皆様の悲しみ、苦しみはいかばかりかと、胸のふさがる思いがいたしました。

あの日から今日まで、皆様には計り知れない深い悲しみの日々を送ってこられたこととお察しします。そして、その悲しみを胸に今後の人生を歩んで行かれることはいかに大変なことかと思いますが、皆様の周囲の方々をはじめとして、救援や復興に携わる方々、日本全国、また世界の各国から寄せられている声援を糧に、新しい生活に向かって希望を失わずに歩んでいただきたいと思います。

皆様の一人ひとりがお互いに励まし合いつつ、一日も早く悲しみを乗り越えられますよう心から祈っております。

慰霊祭への参列がかなえられなかった方々を含め、西宮市のすべての遺族の皆様を重ねて哀悼の意を表します。

合同慰霊祭の実施にあたっては、環境衛生局が全ての準備及び当日の警備、後片づけを担当することになった。

○慰霊祭会場の設営

式典への参列者を約3,000人と推定して、座席を確保するために、体育館所有のパイプ椅子700脚のほかに、周辺の小・中学校から、パイプ椅子1,600脚を借り受けた。(借入先 浜甲子園小200、高須西小500、高須中500、鳴尾南中400)

式典会場となる1,805㎡の1階大体育室には、正面に22m×8mの祭壇が設営(業者委託)されたので、残った床部分にビニールシートを敷きつめ、パイプ椅子1,400脚を、2階小体育室には330脚、2階エントランスホールには300脚を配置した。

○交通機関の確保

会場への交通手段は路線バスしかなく、主要駅からの送迎用バスの運行を検討したが、最終的に阪神電鉄甲子園駅からの送迎に絞られた。

バスの借り上げ等については、次のとおりである。

車両借上先 阪神バス5輛(有償)、尼崎市営バス10輛(有償)、伊丹市営バス5輛(有償)、武庫川学院通学バス3輛(無償)、社会福祉協議会バス1輛、養護学校通学バス4輛、ごみ基金バス1輛、マイクロバス2輛、ワゴン車3輛

運行経路 阪神甲子園駅南側バスターミナルと会場(兵庫県立総合体育館)間を往復。

輸送人員 ・往路(甲子園発) 46輛 1,265人
(平均27人)
・復路(会場発) 30輛(全車満員)

○駐車場の確保

会場周辺が甲子園浜埋立地への倒壊家屋関係のガレキ搬送ルートであることから交通渋滞が続いており、会場内での駐車スペースが100余輛であるため、周辺に駐車可能な土地を持つ企業、学校に一時的に使用を依頼した。(いずれも無償)

借上先 兵庫医科大学運動場400輛、武庫川学院運動場700輛、葉業鳴尾スポーツセンター駐車場200輛、コープこうべ駐車場50輛、海づり公園駐車場70輛、計1,420輛

このほか、県立西宮南高校運動場を借り入れて、皇太子同妃両殿下来西時用のヘリポートに利用した。

このうち、兵庫医科大学運動場及び武庫川学院運動場においては、当日の、場内での誘導が不可能であることから、各駐車スペースにライン引きを実施した。



追悼の言葉を読み上げる児童代表・荒井誠君

2—震災一周年事業

①震災対策訓練

阪神・淡路大震災から1年を迎えた平成8年1月17日に実施した。

○災害想定

平成8年1月17日午前5時46分阪神地域を震源とする地下直下型地震(震度7)が発生し、西宮市の全地域において、ビル、家屋、道路、鉄道、及び通信、電気、水道、ガス等のライフラインに被害が発生。又、多数の市民が建物の下敷きとなり、さらに市内数箇所で大規模な火災が発生し、これに伴い防災指令第3号が発令された。

○訓練実施機関

西宮市、西宮市消防団、神戸海上保安部、関西空港海上警備救難部、兵庫県阪神県民局、西宮警察署、甲子園警察署、西宮市医師会、NTT西宮支店、関西電力西宮営業所、大阪ガス兵庫事業本部、応援都市（神戸市、尼崎市、芦屋市）

○共同訓練機関（陸上自衛隊）

第36普通科連隊、中部方面航空隊、第3後方支援連隊、第3偵察隊、第3飛行隊

○訓練内容

ア、初動体制確立訓練

大震災の教訓を生かし、今後このような大災害が発生した場合に、迅速かつ的確な対応を行うための初動体制を確立するため実施。

午前5時46分～6時40分

会場：市役所442会議室及び252会議室

参加人員：約400人

イ、応急対策等実施訓練

西宮市と応援都市消防局、陸上自衛隊、海上保安庁、西宮警察などが、合同で初めて実施したものであり、その規模（動員車両125輛、ヘリコプター4機、巡視艇1隻）及び参加人員約600人は、これまでの訓練で最大のものとなった。

午前8時～9時40分

会場：西宮浜4丁目

全体の被害状況把握、初期消火活動、救助・救援活動、大規模倒壊建物からの救助訓練、同時多発火災消火訓練等を実施。

ウ、市民参加訓練

午前9時に市内のサイレンを吹鳴し、各家庭、自主防災組織、事業所、学校で避難訓練、情報伝達訓練等を実施した。

エ、阪神地域広域防災訓練

地方本部に被害状況を報告するとともに、応援市町から応援隊が到着し、救出救護訓練に加わった。

②犠牲者追悼関連事業

ア、阪神・淡路大震災1周年西宮市犠牲者追悼式

平成8年1月17日（水）午後2時から、市立西宮東高等学校体育館で行い、遺族の方々から約1,300人が参列。式では、犠牲者の名簿献納、黙祷、追悼の言葉、代表献花及び参列者の献花等により、犠牲者1,114人の冥福を祈った。

イ、記帳所の設置等

1月17日午前9時から午後7時まで、市役所本庁舎1階ロビー及び各支所に、犠牲者に対する追悼の意を

記していただく記帳所を設置した。1,420人の方々が記帳を行った。

また、震災の犠牲となられたの方々のご冥福を祈るため、正午から1分間、全市民に呼び掛けて黙祷を行った。

ウ、「悲しみを越えて一祈りと喜びとー」1・17西宮市民のつどい

復興にたちあがる市民を支援するため、1月17日午後6時からフレンテホールにおいて市民自身の手による文化のつどいを開催した。

③教育委員会の関連事業

ア、阪神・淡路大震災記録「ともに生きるー教育のまち西宮ー」の発行

震災における行政・学校園等の取り組み、震災を通した子どもたちの体験、避難所などに関する記録集を2,000部発行。

イ、「きっと忘れない！ーぼくの わたしの 大震災ー」の発行

市立学校園の子どもたちの震災体験文集を4,000部発行し、防災教育などで活用するため、各学校園に配布。

ウ、「追悼とはげましの集い」（平成8年1月21日、夙川公民館）

エ、市立学校園では、犠牲となった子どもたちを追悼する行事や、地震を想定した防災訓練、地震の構造や正しい対処の仕方などを学ぶ特別研修などが行われた。



西宮東高校での「西宮市犠牲者追悼式」。市民の皆さん約1300人が参列。犠牲者の冥福を祈り、献花を行いました。

